

令和元年 11 月 29 日開会

令和元年 12 月 20 日閉会

令和元年西予市議会 第4回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

11 月 29 日 (金曜日)

令和元年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|---------------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年11月29日 | 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 生活福祉部長兼 | |
| 1. 開 議 | 令和元年11月29日 | 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午前10時00分 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 散 会 | 令和元年11月29日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前11時40分 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 出 席 議 員 | | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 8 番 | 山 本 英 明 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| (午前11時25分から退席) | | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 企 画 部 長 三 好 敏 也 | | |
| | 会 計 管 理 者 山 口 正 人 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 産 業 部 長 酒 井 信 也 | | |

議 事 日 程

- | | | | |
|---|---|-----------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(11番 源正樹、12番 井関陽一) | | |
| 2 | 会期の決定
(11月29日～12月20日 22日間) | | |
| 3 | 承認第6号 専決処分第6号の承認を
求めることについて | 議案第170号 | 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例の一部を改正す
る条例制定について |
| 4 | 諮問第157号 西予市行政財産使用料徴収
条例制定について | 議案第171号 | 西予市県営土地改良事業分
担金徴収条例の一部を改正
する条例制定について |
| | 議案第158号 西予市半島振興対策実施地
域における固定資産税の不
均一課税に関する条例制定
について | 議案第172号 | 西予市立病院看護師等奨学
資金貸与条例の一部を改正
する条例制定について |
| | 議案第159号 西予市環境基本条例制定に
ついて | 議案第173号 | 西予市病院事業職員の諸手
当に関する条例の一部を改
正する条例制定について |
| | 議案第160号 西予市公共下水道事業の設
置等に関する条例制定につ
いて | 議案第174号 | 西予市野村介護老人保健施
設つくし苑職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を
改正する条例制定について |
| | 議案第161号 西予市公共下水道事業の剰
余金の処分等に関する条例
制定について | 議案第175号 | 西予市総合センターしらか
わ条例を廃止する条例制定
について |
| | 議案第162号 西予市簡易水道事業の設置
等に関する条例制定につい
て | 議案第176号 | 西予市宇和游の里健康セン
ター基金条例を廃止する条
例制定について |
| | 議案第163号 簡易水道事業に地方公営企
業法の規定の全部を適用す
るに伴う関係条例の整備
に関する条例制定につい
て | 5 議案第177号 | 西予市宇和文化会館の指定
管理者の指定について |
| | 議案第164号 西予市特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改
正する条例制定について | 議案第178号 | 西予市地域共生型交流拠点
施設の指定管理者の指定に
ついて |
| | 議案第165号 西予市宇和福祉センター条
例の一部を改正する条例制
定について | 議案第179号 | 西予市明浜観光交流拠点施
設の指定管理者の指定につ
いて |
| | 議案第166号 西予市特別会計条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第180号 | 西予市野村町エコセンター
の指定管理者の指定につい
て |
| | 議案第167号 西予市隣保館条例の一部を
改正する条例制定について | 6 議案第181号 | 令和元年度西予市一般会計
補正予算(第5号) |
| | 議案第168号 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定について | 7 議案第182号 | 令和元年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第169号 西予市乙亥の里条例の一部 | 議案第183号 | 令和元年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第2号) |
| | | 議案第184号 | 令和元年度西予市公共下水
道事業特別会計補正予算 |

(第3号)

議案第185号 令和元年度西予市病院事業
会計補正予算(第1号)

8 報告第20号 専決処分事項の報告につ
いて

追加 議案第186号 野村保育所新築工事請負契
約について

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|---|---------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 議案第170号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 会期の決定 | 議案第171号 | 西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 承認第 6号 専決処分第6号の承認を求めることについて | 議案第172号 | 西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について |
| 4 | 諮問第157号 西予市行政財産使用料徴収条例制定について | 議案第173号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第158号 西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について | 議案第174号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第159号 西予市環境基本条例制定について | 議案第175号 | 西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第160号 西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について | 議案第176号 | 西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第161号 西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について | 5 | 議案第177号 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| | 議案第162号 西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について | 議案第178号 | 西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について |
| | 議案第163号 簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について | 議案第179号 | 西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について |
| | 議案第164号 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第180号 | 西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について |
| | 議案第165号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について | 6 | 議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号) |
| | 議案第166号 西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について | 7 | 議案第182号 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第167号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第183号 | 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第168号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第184号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第169号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について | 議案第185号 | 令和元年度西予市病院事業 |

会計補正予算(第1号)

8 報告第20号 専決処分事項の報告について

追加 議案第186号 野村保育所新築工事請負契約について

開会 午前10時00分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより令和元年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

令和元年西予市議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月26日、27日の両日にわたりまして、野村町伝統の第168回乙亥大相撲が、玉鷲関、そして、新十両豊昇竜関を初め、幕下有望力士や全国トップクラスのアマチュア選手を招待し、満員御礼のもとに盛大に開催をされました。

月日がたつのは早いもので、乙亥が終わり、明後日からは師走に入ります。朝もやが一段と濃くなり、冬の足音が聞こえてくるとともに、日増しに慌ただしさを感じるころとなりました。

さて、この1年を振り返ってみますと、平成が幕を閉じ令和が幕開けとなりました。新しい時代を迎え、平和で和やかに過ごせる時代となるよう願っておりましたが、昨年同様、今年も災害の多い年となりました。

8月には九州北部豪雨、9月、10月には台風15号、19号が猛威を振るい、九州、関東、甲信、東北地方等、多くの地域が被災をいたしました。

台風19号被災に伴い、国からの被害市区町村応援職員確保システムに基づき、愛媛県が対口支援団体として、福島県本宮市の指定を受けたことから、西予市におきましても6名の職員を派遣いたしました。また、宮城県丸森町からは、直接職員の派遣要請をいただいたことから6名の職員を派遣し、被災状況を把握するとともに、支援体制の構築を図り、災害業務マネジメントのほか、相談窓口の開設や復興計画の策定支援等を行ったところでもあります。西予市の復興半ばではありますが、昨年、本市が全国から受けました支援の恩返しをしたいとの思いから、少しでも当時の経験を被災地に伝え、できる限りの被災地支援を行ってまいりたいと考えております。

西予市災害対策本部運用改善検討会による平成30年7月豪雨における西予市災害対応に関する検

討報告書が年内に完成する運びとなりました。本市におきましても、大規模災害への備えを怠ることなく、関係機関が一丸となって防災・減災対策を講じ、防災力の向上に努める必要を強く感じているところでございます。

さて、市民の皆様の意見を市政に反映させる市民参加の場といたしまして、市政懇談会を7月から10月まで、市内24カ所で開催をいたしました。その際、西予市復興まちづくり計画における復旧・復興の進捗状況と避難準備の情報提供等のあり方のほか、今後の市の方向性として、公民館組織の見直しとともに、小規模多機能自治活動を推進したいと提案をさせていただきました。小規模多機能自治活動につきましては、市民の皆様から多くの貴重なご意見をちょうだいいたしました。これから市民検討会を設置いたしまして、皆様からいただきました意見をもとに、市が提案しております素案を練り上げ、市民の皆様に変更をご提案したいと考えております。小規模多機能自治活動への取り組みにつきましては、今後も説明を繰り返しながら、丁寧に進めてまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、国または地域社会に対し顕著な功績を上げた人や公共的業務に長年従事してきた人に贈られる、令和元年度秋の叙勲で、教育功勞として、元公立小学校長門脇正人氏が、瑞宝双光章を、看護業務功勞として、元城川養護老人ホーム奥伊予荘上級看護師玉井恵子氏が、瑞宝単光章を受章されました。お二人ともに、豊富な経験と卓越した見識を持って、旧町及び西予市の振興発展に多大なるご貢献をいただきました。改めまして、敬意と感謝を申し上げます。そして、受章をお喜び申し上げます。

先日、モンゴルの中南部のドンドゴビ県から、県知事ほか、県の農政や商業関係者の6名が西予市を訪れ、乙亥大相撲の観戦や明浜狩浜の文化的景観を視察されたほか、みかん摘みを体験されました。同県はモンゴル相撲の盛んなところで、本年8月に、相撲に取り組む市内の小学生を同県へ派遣したことがご縁で、今回の訪問となりました。同県とは、今後、文化や経済、観光や人材育成など、多くの交流を深める協定の覚書を取り交わしましたので、行政だけではなく、民間交流へ

の発展につながればと考えているところでございます。

さて、本定例会でございますが、専決処分の承認1件、条例制定6件、条例改正12件、条例廃止2件、補正予算5件など、合計31件の案件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。なお、議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。私の招集に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、11番源正樹君、12番井関陽一君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月20日までの22日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から12月20日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第6号は「令和元年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について、専決処分の承認を求めるものであります。

本市では、平成30年7月豪雨により被災した野村保育所の復旧につきまして、社会福祉施設災害復旧事業として、野村保育所整備監理委託料及び本体工事に継続費を設定し、外構工事につきましては、新たに発注する予定としておりました。

今回の補正予算につきましては、災害対応等により人手不足により、保育所用地の造成工事の遅延が生じ、保育所の開園時期に支障を来すおそれがあることから、本体工事に外構工事を含め、一体的に施工することにより、工事期間の短縮を図るものであります。今後の工事期間等を考慮した場合、10月中に外構工事を含めた入札公告及び予算措置が必要となったことから、継続費の総額並びに令和2年度の年割額を変更し、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第157号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」から、議案第176号「西予市宇和遊の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について」までの20件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第157号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、行政財産の目的外使用を求められた場合、地方自治法に基づき、本来の用途または目的を妨げない限度において、その使用の許可を行い、行政財産の有効活用を図っているところでございます。近年、市が所有する土地を一時的に資材置き場として使用する場合や建物の一時的な使用など、行政財産に対する目的外使用を求められる案件が見られております。

本市では、このような状況を踏まえまして、多岐にわたる行政財産の目的外使用に対し、適切な対応を図る必要があることから、使用料及び徴収の方法等について、個別具体的な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

また、本条例の制定に伴いまして、関係する3条例につきましても、あわせて改正するものでございます。

続きまして、議案第158号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市三瓶町は、佐田岬半島に属する伊方町や八幡浜市と同様、半島振興法に基づき、半島振興

対策実施地域に指定されております。指定された地域に該当する市町村は、地域の振興と発展を図るため、半島振興法に基づく、産業振興促進計画を作成したときは、計画で定める事業の用に供する資産を事業者が新設または増設した場合、固定資産税の優遇措置を行うことができることとなっております。

本条例は、三瓶地域における企業の立地等を促進するため、西予市産業振興促進計画を策定したことから、地域産業の振興につながる固定資産税の不均一課税を実施するため、本条例を制定するものでございます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第159号「西予市環境基本条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今日の環境問題は、廃棄物増加などの身近なものにとどまらず、温暖化に伴う気候変動や大規模災害の発生など、地球規模に広がってきております。これらの要因は、私たちの日常生活や事業活動における環境への負荷の増加が深くかかわりを持っており、環境問題を改善するためには、市民、事業者及び行政が環境に対する共通の認識を持ち、主体的な取り組みを行っていくことが必要です。

本条例は、本市における環境の保全及び創造に関する基本理念並びに市民、事業者及び行政の役割の基本となる事項を定める枠組みを示すとともに、これまでの社会経済活動を見直し、環境に優しいまちづくりを進めていくための指針とするため、制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第160号「西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について」、議案第161号「西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」、議案第162号「西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について」及

び、議案第163号「簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」関連がございますので、あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

公共下水道事業及び簡易水道事業につきましては、平成27年1月の総務大臣通知により、人口3万人以上の市区町村に対し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計への移行を求められております。このことを受け、当市におきましても、経営・資産等の状況を的確に把握し、安定した事業運営を行うため、平成28年度から資産の調査及び評価に取り組み、準備が整ったことから、令和2年度より地方公営企業法を適用することといたしました。

まず、「西予市公共下水道事業の設置等に関する条例」につきましては、地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、公共下水道の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであります。

次に、「西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例」につきましては、地方公営企業法に基づき、利益及び資本剰余金の処分等について必要な事項を定めるものであります。

次に、「西予市簡易水道事業の設置等に関する条例」につきましては、地方公営企業法の全部を適用することとし、簡易水道の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであります。

最後に、「簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」制定につきましては、地方公営企業法の適用に伴い、給与に関する規定や剰余金の処分に関する規定を整備するなど、関係する7条例について所要の整備を行うものであります。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第164号「西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで当市で任用してきた特別職非常勤職員の一部が会計年度任用職員へと移行することから、制度に沿った適正な任用を図るため、所要の整備を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第165号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宇和福祉センターは、社会福祉活動の向上と充実を図り、社会福祉の発展に資するため、高齢者の健康増進や趣味の会の活動拠点として、週6日運営しております。

今回の改正は、当センターの運用実態を踏まえ、令和2年4月から土曜日を休館日に加え、健全な施設運営を行うものであります。

なお、休館日に係る特別な施設利用につきましては、地域住民の活動の妨げとならないよう努めることとしております。

続きまして、議案第166号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、住環境改善対策の一環として、住宅の新築や改修等をしようとする者に対し、必要な資金の貸し付けを目的に設けられたもので、これまで317件の貸し付けを行い、地域における居住環境の整備・改善を図ってまいりました。

今回の改正は、貸付事業が平成9年度をもって終了し、以後、収納業務のみを行ってまいりましたが、今年度で最終借受人の元利支払期限が満了することから、西予市住宅新築資金等貸付事業を廃止し、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、一部滞納となっている方の滞納金回収処理につきましては、一般会計収入として処理するとともに、適切な回収に努めてまいります。

続きまして、議案第167号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで特別職非常勤職員として任用してきた隣保館館長を会計年度任用職員として任用する必要があることから、本条例に定める隣保館館長の報酬に係る規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第168号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで特別職非常勤職員として任用してきた公民館長を会計年度任用職員として任用する必要があることから、本条例に定める公民館長の任期及び身分の取り扱い等に係る規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第169号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市乙亥の里は、平成17年の開館以来、地域住民の憩いの場として、住民の交流と健康の増進を図り、商業の振興と地域の活性化、伝統文化の伝承を図る拠点施設として利用されてまいりました。本施設は、平成30年7月豪雨災害により被災したことから、令和2年4月からの供用開始へ向け、現在復旧工事を行っているところでございます。

今回の改正は、温浴施設及びレストラン等を廃止し、西予市におけるスポーツイベント会場、また、野村地区における社会体育施設として充実させるとともに、災害の記録と記憶を後世に伝える

ため、災害伝承展示室を設置することにより、防災意識の高揚を図るものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第170号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、市営土地改良事業に要する経費について、当該事業者へ参加する者から、金銭、夫役、または現品を賦課徴収することに関し、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正は、土地改良法施行令の一部改正に伴い、条ずれが生ずるため、引用する本条例について所要の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第171号「西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、県営土地改良事業に要する経費について、当該事業の施行により利益を受ける者から徴収する分担金等に関し、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正は、県営の農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に伴い、分担金及び特別徴収金に係る規定を追加するとともに、土地改良法施行令の一部改正に伴い、引用する本条例について所要の整備を行うものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第172号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、看護師等の養成と確保を図り、地域医療の維持と向上に寄与するため、看護師等を養成する施設に在学する者、または在学することが決定している者に対する奨学資金の貸与に関し、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正は、当奨学資金の利便性を促進し、利用者の増加を図り、市立病院の看護師確保につ

なげることがあることから、返還債務の免除要件となる市立病院での看護業務従事期間を5年間から、奨学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第173号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の規定する地域手当につきましては、医師の確保が非常に厳しい状況にある中、厳しい勤務条件下にある病院勤務医師に対し、勤務状況に応じた適正な労働対価として、平成20年度から支給を行っているものであります。近年、給与面において民間企業との賃金格差が広がり、医師のみならず、薬剤師についても確保が難しく、今後の地域医療への影響を及ぼすことが懸念されております。

今回の改正は、官民格差の縮減を図り、地域医療の継続に必要な人員を確保する必要があることから、地域手当の支給対象者に薬剤師を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第174号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

超高齢社会を迎え介護ニーズが高まる中、サービス提供を担う介護職員等につきましては、賃金・労働条件等の問題から、今後の人材確保が厳しい状況にあります。

今回の改正は、本施設の介護現場の職員が安心して働くことのできる処遇改善を行う必要があることから、危険と認められる業務に従事する職員に支給する危険手当の内容を見直すとともに、所要の整備を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第175号「西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

総合センターしろかわは、生活改善実習室、農

林業経営技術研修室、図書交流館城川分館などを備え、各種研修会や産業文化祭、講演会など、地域の活性化を担う中心的施設として活用されてきましたが、老朽化と耐震性の問題から、今後の長寿命化が困難な状態となっております。

今回の改正は、四国西予ジオミュージアム（仮称）の整備に伴い、西予市公共施設等総合管理計画の統廃合・複合化の推進の方針に基づき、総合センターしろかわを解体することとなったため、本条例を廃止するものであります。

また、同施設の廃止に伴い、施設内にある図書交流館城川分館も廃止することから、西予市図書交流館条例についても改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第176号「西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、西予市游の里健康センターの円滑な運営を図るため、当センター職員の退職金として積み立てた基金の管理及び処分について必要な事項を定めたものであります。

今回の改正は、令和2年3月末日をもって、指定管理者による游の里健康センターの運営を終了することにより、基金の設置目的を終えるため、本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程5）

○議長

次に、日程第5、議案第177号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」から、議案第180号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第177号「西予市宇和文化会館の指定管理

者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会に供することを目的に整備された施設であり、現在、一般財団法人宇和文化会館に管理委託し、運営しております。

このたび、当施設の指定管理者候補として、非公募により、現管理運営者の一般財団法人宇和文化会館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。選定に当たりましては、西予市教育施設指定管理者審査委員会による審査を行い、これまでの実績、運営方針等を審査した上で、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組みや経営努力等を総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定管理者候補の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

議案第178号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

当施設は、利用者の健康増進、社会参加及び自立支援を促進し、地域共生社会を実現することを目的に、令和2年度の早い時期の供用開始を予定し、整備に取り組んでいるところでございます。

このたび、当施設の指定管理者を公募した結果、社会福祉法人西予総合福祉会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。選定に当たりましては、西予市生活福祉施設指定管理者審査委員会による審査を行い、運営方針、施設の利用促進、安定的な管理運営、地域との連携等を総合的に勘案し、社会福祉法人西予総合福祉会に施設の管理を行わせることが適当と判断したものであります。

なお、社会福祉法人西予総合福祉会の概要及び施設の運営方針等につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第179号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

当施設は、市民に健全な保健休養の場を提供し、生活福祉の向上と健康増進を図るとともに、観光振興と交流の促進を図ることを目的として、令和2年度の早い時期の供用開始を予定し、整備に取り組んでいるところでございます。

このたび、当施設の指定管理候補として、非公募により、あけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。選定に当たりましては、西予市産業部指定管理者審査委員会による審査を行い、施設の設置目的達成に関する技能・技術が十分に蓄積されていること、これまで取り組んできた経営改善により、施設運営の効率化が図られており、地域外観光客等の確保や地域振興及び活性化のための取り組みの成果が認められることなどを総合的に勘案し、あけはまシーサイドサンパーク株式会社により施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定管理者候補者の概要及び施設の運営方針等運営につきましては、添付の議案参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第180号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、畜産農家が抱える糞尿処理問題及び家畜排せつ物法への対応のため、畜産資源リサイクル施設整備事業において整備され、平成17年度から東宇和農業協同組合に管理委託し、運営をしております。

このたび、当施設の指定管理者候補として、非公募により、現管理運営者の東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。選定に当たりましては、西予市産業部指定管理者審査委員会による審査を行い、これまでの管理運営から堆肥生産に関するノウハウが蓄積されていること、農家の生産活動に密着しているとともに、堆肥原料の確

保・堆肥利用の連携が容易であること、生産資材などの物販業務を行っており、流通コストの低減と西予市ブランドの堆肥供給が図られていること、当該土地の所有者であり、西予市が無償で借り受けていることなどを総合的に勘案し、東宇和農業協同組合により施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定管理者候補の概要及び施設の運営方針等につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

国では、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに地方6団体の代表者が協議を行い、効果的かつ効率的な推進を図るため、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づき、国と地方の協議の場が定期的に行われております。

本年10月に開催されました協議の場において、地方6団体から提出された地方創生と地方分権改革の推進等に関する対策要望のうち、3点につきまして、当市の現状を含め触れさせていただきたいと存じます。

まず第1に、地方創生の実現に必要な安定的財源の確保として、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を拡充・継続すること。また、交付金のハード整備割合や交付金上限の見直し、対象事業の要件緩和、複数年度の事業の対象への追加が要望されております。

当市におきましても、地方創生の実現に向けて交付金を活用した事業を展開しておりますので、

地方の意見を十分に踏まえ、より弾力的で柔軟な取り扱いが図られることを要望しております。

第2に、人口減少に対応したまちづくりとして、令和3年3月末日をもって期限切れとなる「過疎地域自立促進特別措置法」について、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。総務省が事務局となる過疎問題懇談会では、令和2年度末をめどに、新たな過疎対策の理念、過疎対策の対象地域のあり方、新たな過疎対策の施策の視点、支援制度のあり方について、提言案の取りまとめを行うこととなっております。

当市といたしましては、支援制度のあり方の検討事項となっております過疎対策事業債を活用し、産業振興施設・教育文化施設等の整備、地域医療の確保、交通手段の確保等、過疎地域の格差是正に取り組んでおりますので、現行の充当率と交付税措置の継続を基本としつつ、ソフト事業に対する発行限度額の引き上げとハード事業の対象施設を追加することにつきまして要望をしております。

第3に、防災・減災対策の推進と強靱な国土づくりとして、地方において計画的な対策に取り組めるよう、国土強靱化と防災・減災対策を加速化するための財源を十分かつ安定的に確保するとともに、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理事業債を拡充・延長すること。また、主体的、計画的な事前復興に取り組むことができる自由度の高い施設整備交付金の創設が要望されています。内閣府からは、災害発生時の被害を小さくする国土強靱化地域計画の策定が求められており、当市におきましても、今年度末の策定を目指して、本定例会に補正予算を上程いたしております。

計画策定後は、施設整備交付金を活用し、ハード・ソフト両面での予防対策により、被害の軽減、復旧・復興期間の短縮を目指し、西予市復興まちづくり計画の事業推進を図っていかねばなりません。

それでは今回の補正予算でございますが、豪雨災害に関連した復旧・復興に要する経費及び災害復旧事業費の年度間調整、その他緊急を要する経費を計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算の款別にご説明を申し上げます。

民生費では、3歳未満児を中心とした保育需要に対応するため、小規模保育事業所を設置する事業者に対する補助金を計上し、農林水産業費では、豚コレラ対策として、野生動物からのウイルス感染経路の遮断対策に要する経費への補助金を計上し、商工費では、昨年、平成30年7月豪雨により被災した中小企業者等の施設等の復旧に要する経費への補助金を計上し、土木費では、平成30年7月豪雨により被災を受けて解体した家屋跡地に面した市道の転落防護柵設置に要する経費、舗装補修に要する経費を計上し、消防費では、国土強靱化地域計画の策定に要する経費、防災行政無線デジタル整備事業の単年度の事業から継続事業への変更による事業費の減額を行い、教育費では、東京2020オリンピック聖火リレー実施に要する経費のほか、明浜高山地区の体育館の改修に要する経費を計上し、災害復旧費では、農地・農業用施設災害復旧事業費の年度間調整のほか、台風10号等により被災した林業用施設、公共土木施設の復旧に要する経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額から、それぞれ3億9609万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を341億9421万8000円と定めるものであります。

また、継続費の補正として、宇和地区防災行政無線デジタル整備事業の令和2年度までの継続費の設定を行っております。

債務負担行為として、西予市復興まちづくり計画に位置づけられています災害伝承展示室を乙亥会館に整備するための経費、保育所・幼稚園での保育業務支援システム使用料のほか、令和2年度に実施予定の事業及び指定管理施設の管理運営事業など、16事業につきまして限度額を設定しております。

地方債補正では、緊急防災・減災事業債等の限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させま

すので、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。13ページをお開き願います。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、保育所（園）管理事業77万7000円でございますが、保育所において、保育士の働きやすい職場環境の整備と事務の効率化、負担軽減を図るとともに、保育に専念できる環境づくりを行い、保育の質を向上させるための保育業務支援システムの導入に要する経費を計上するものであります。

なお、幼稚園におきましては、予算書16ページ、10款教育費、幼稚園管理事業において、システム導入に要する経費を計上いたしております。

同目、児童福祉施設整備事業766万5000円でございますが、市内での3歳未満児を中心とした待機児童の解消と子どもを安心して育てることができる体制整備を行うために、新たに小規模保育事業を実施する事業者に対しまして、西予市小規模保育事業所設置促進事業費補助金交付要綱に基づき、事業所設置に必要な改修等経費への補助金を計上するものであります。補助対象事業費の負担割合は、国が保育対策総合支援事業費国庫補助金として2分の1、市が4分の1補助し、事業者の負担割合は4分の1となります。

14ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項4目畜産業費、畜産振興対策事業1810万7000円でございますが、豚コレラ等の防疫対策の強化として、野生動物から農場へのウイルス感染を遮断するため、侵入防護柵の設置を行う養豚事業者の負担の軽減を図るため、西予市農業振興対策事業費補助金交付要綱に基づいて補助金を計上するものであります。補助対象事業費の負担割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ5分の1ずつ補助し、養豚事業者の負担割合は10分の1となります。

7款商工費、1項2目商工業振興費、西予市店舗リニューアル補助金事業1000万円でございますが、平成30年7月豪雨により被災した中小企業者等に対し、被災した施設の復旧に要する経費の一部を中小企業者等復興補助金として予算を計上し、平

成30年度から事業実施を行っております。今回、令和元年度の実績見込みによりまして、当初予算との不足額を計上するものであります。

15ページをお開き願います。

8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業4534万円ではありますが、平成30年7月豪雨により被災し、解体した家屋跡地への市道からの転落防護柵の設置に要する経費、市道の舗装補修に要する経費のほか、崩土、倒木等の除却に要する重機借上料を計上するものであります。

9款消防費、1項4目災害対策費、危機管理業務事業579万4000円ではありますが、大規模自然災害等に備えるための事前の防災・減災の対策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施することにより、災害が発生しても被害が致命的なものとならず、迅速に復旧・復興する強靱な地域をつくり上げていく、国土強靱化地域計画の策定に要する経費を計上するものであります。市役所庁内でプロジェクトチームを設置し、関係する部局がそれぞれ主体としての意識を持ち、連携、情報共有して、今年度末を目標に計画を策定し、議会への報告、公表の予定となっております。

同目、防災行政無線デジタル整備事業8億6659万4000円の減額ではありますが、宇和地区の防災行政無線デジタル整備事業について、令和2年度までの継続費の設定を今回いたしますので、令和2年度事業実施分の事業費を減額するものであります。

予算書5ページにおきまして、総額12億1987万7000円の継続費を設定いたしております。

16ページをお開き願います。

10款教育費、7項1目保健体育総務費、保健体育総務庶務事業70万4000円ではありますが、令和2年4月23日に本市において実施をされます、東京2020オリンピック聖火リレーの経費といたしまして、愛媛県が契約締結をいたしました、自主警備・交通誘導計画策定業務委託に対しての県内の自治体の負担金等を計上するものであります。

17ページをお開き願います。

2目体育施設費、体育施設維持管理事業、明浜高山地区体育館の改修に要する経費982万3000円ではありますが、同体育館は、高山小学校の廃校に伴いまして社会体育施設として利用されております。令和2年度には、明浜支所敷地内への法人に

よります保育所の建設が実施予定でありますので、早急な改修が必要となることから、今回補正予算として計上するものであります。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧事業（過年度）8100万円、農業用施設災害復旧事業（過年度）2億5700万円ではありますが、平成30年7月豪雨により被災した農地・農業用施設災害復旧費国庫負担金の愛媛県内自治体での平成30年度と令和元年度の年度間の調整により、事業費を増額して、歳入では、その財源といたしまして、災害復旧費分担金、国庫負担金、災害復旧事業債をそれぞれ増額補正するものであります。

18ページをお開き願います。

3目林業用施設災害復旧費1930万円、6項1目道路橋梁河川災害復旧費690万1000円ではありますが、台風10号等により被災した林道、市道及び河川の災害復旧に要する経費を計上するものであります。

予算書は6ページにお戻りください。

債務負担行為といたしまして、議会だより印刷製本費から、米博物館（旧宇和町小学校）管理運営委託業務まで、今年度中に契約相手先を決定する必要があるもの、合計16件について、期間及び限度額を設定いたしております。上から2つ目の災害伝承展示室整備等委託につきましては、西予市復興まちづくり計画の基本施策であります子育てや教育環境の再建の事業の取り組みといたしまして、復興のシンボルとなります乙亥会館内に、豪雨災害の経験を風化させることなく、災害の記録と記憶の継承のための災害伝承展示室を整備するための委託として、1243万9000円を限度額として設定いたしております。

7ページをお開き願います。

地方債の補正といたしまして、災害復旧事業債を2070万円増額し、緊急防災・減災事業債では、宇和地区防災行政無線デジタル整備事業の継続費の設定により8億6650万円を減額するほか、全体で8億4170万円減額して、限度額の総額を50億181万9000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時13分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時25分）
（日程7）

○議長

次に、日程第7、議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」から、議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、保険者機能強化推進交付金の内示額確定に伴い、介護給付費準備基金繰入金を減額するほか、第8期介護保険事業計画策定に係る調査内容の見直しにより、介護予防評価事業委託料を減額するとともに、債務負担行為の補正を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ79万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億6530万円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第183号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田及び明間浄化センター・中継ポンプ施設維持管理業務における令和2年度の債務負担行為を設定するものであります。現在稼働中であり、7処理場及び中継ポンプ施設維持管理業務につきましては、引き続き、令和2年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に、当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、議案第184号「令和元年度西予市

公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、西予市浄化センター維持管理業務における令和2年度の債務負担行為を設定するものであります。現在稼働中であり、西予市浄化センターの維持管理業務につきましては、引き続き、令和2年4月1日からの業務を実施する必要があることから、今年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり債務負担行為を設定するものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の西予市民病院医事委託業務における債務負担行為を設定するものであります。外来受診や入退院に関する手続、診療行為の料金化と、これに伴う保険請求・診療費の収納、公費負担医療制度及び関係法令に基づく処理、診断書及び証明書等の文書処理などの医事業務につきましては、引き続き、令和2年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程8）

○議長

次に、日程第8、報告第20号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

報告第20号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治

法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり4件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長

理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時33分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時33分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました、議案第186号「野村保育所新築工事請負契約について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、本件1件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長

追加日程第1、議案第186号「野村保育所新築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

議案第186号「野村保育所新築工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の整備につきましては、昨年の豪雨災害により被災した野村保育所を西予市野村介護老人保健施設つくし苑の隣接地へ移転し、新築するものであります。当施設は、社会福祉施設災害復旧事業補助金を活用し、西予市産材を生かした木造平屋建て一部鉄筋コンクリートづくりによる、温かみのある保育所として再建するものでございます。

本工事につきましては、工事品質を確保するため、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の専門工事業者別に発注する分離発注を採用し、令和2年9月末の完成を予定しております。

建築工事につきましては、去る11月19日、復

旧・復興建設工事共同企業体による、事後審査型条件付一般競争入札の開札を行い、大塚・山本復旧・復興建設工事共同企業体と、工事請負金額3億9710万円で、11月20日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事に係る概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

○14番中村敬治

この契約の相手方としては、企業体となっておりますが、この企業体2社の、それぞれの負担割合はどういうようになっておるのでしょうか。お尋ねいたします。

○藤井福祉事務所長

負担割合のご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

大塚組が55%で、山本建設が45%となっております。

以上でございます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治

あわせて聞けばよかったですけれども、この3億9700万円という請負金に対して、大体300日という工期が設定されておるようですが、これはこういう建築工事の標準工期に照らし合すると、今回は結構長い期間をとられておるのかなという気はしておるんですが、標準工期の場合はどのぐらいになる予定ですか。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

手元に標準工期は、資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思いますけど、一応予算の形上、年度末の工期にはしておりますけど、先ほど説明がありましたように、9月末の完成を目指しておりますので、そこに向けての工事を進め

ていきたいと考えております。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第186号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第186号「野村保育所新築工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第186号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時40分

第 2 日

12 月 5 日 (木曜日)

令和元年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年12月 5日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1. 開 議 | 令和元年12月 5日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和元年12月 5日 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午後 0時06分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 建 設 課 長 | 三 瀬 文 丈 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	松 川 伸 二
総務企画部長	三 好 敏 也
会計管理者	山 口 正 人
医療介護部長	山 岡 薫 彦
産業部長	酒 井 信 也
生活福祉部長兼 福祉事務所長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	宇都宮 裕
明 浜 支 所 長	上 中 保 博

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

改めましておはようございます。

会派こころざし、公明党の二宮一朗でございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、私自身、令和になって初めての一般質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは大勢の傍聴者の皆様に来ていただきまして、令和2年に向かって、市政に少しでもいい判断ができるような質問になればと、自分自身で思っておりますので、理事者の皆様もご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

まず最初の質問ですけれども、西予市版国土強靱化計画について質問をさせていただきます。

国は、国土強靱化基本法をもとに国土強靱化計画を作成し、施策を進めておりますけれども、地方においても、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくり上げるためのプランが必要との考え方で、地域計画を求めています。

総務省のホームページでは、愛媛県の市町で現在できているのが大洲市だけというふうになっておりましたけれども、西予市のところを見てみますと、令和2年8月作成予定というふうになっておりました。昨年の豪雨災害や将来起こりうるであろう南海トラフ地震等を考えれば、少しでも

早く作成する必要があるのではないかと考えておりますけれども、その進捗状況をまずお尋ねをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、このように多くの方が早朝より傍聴においでいただきまして、心から感謝を申し上げます。

きょうとあす、また、週明けの月曜日の3日間にわたりまして、8名の議員の皆様から一般質問をお受けすることとなっております。それぞれの質問に対しまして、真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

市政運営の根幹にかかわる質問には私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問に対しましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願ひをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

それではただいまの二宮議員からのご質問の国土強靱化計画の地域計画の進捗状況につきまして回答させていただきます。

ご質問のとおり、国におきましては、国土強靱化基本法のもと、都道府県及び市町村に、国土強靱化地域計画の策定推進を行ってきたところでございますけれども、全国的に地域計画の策定が進んでいないという状況でございます。当市におきましても未策定となっているところでございます。

このような中、国は本年8月に、国土強靱化の取り組み推進方針を示しまして、令和2年度から、地域計画に基づき実施する補助金・交付金事業採択の重点配分・優先採択、また、令和3年度からは、交付要件化等の実施を検討しております。地域計画の策定と国土強靱化の取り組みを一層推進することとしておりまして、本年10月1日には、内閣府による説明会も開催されたところで

ございます。

これらの国の動向を受けまして、当市といたしましても早期に着手し、令和元年度末をめどに作成を完成するように進めているところでございます。なお、策定に当たりましては、既存の各種計画との整合性を図る必要があるなど、専門性が高く、また、短期間での策定が必要であるということから、策定支援を受けるため、12月補正予算におきまして、その委託料を計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ご答弁ありがとうございます。

今の部長のご説明では、予定の前倒しをして作成するというふうなことで、少し安心をしたんですけれども、国土強靱化のホームページを見てみると、ずっと何年かごとに見直しをしながら、国土交通省も方針というのを決めておるようで、実際にここ数年の豪雨災害というのが、激甚災害に当たるものが、もう毎年来ている状況の中で、多分変更が行われてるんだろうなというふうに想像できるわけですけども、この国土強靱化計画は防災だけじゃないんですよね。ハード・ソフト両面で、効果的な推進とか、民間資金の活用とか、地域の特性に応じた施策の推進など、幅広いメニューとなっているようなんですけれども、その計画策定される中で何がポイントというか、どこにポイントを置いて作成されるのかをお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの策定のポイントについてのご質問でございますけれども、この計画策定におきましては、国及び県におけます計画との整合性を図ることはもちろんのこと、当市におけます既存の計画であります地域防災計画、総合計画、都市計画等におけます国土強靱化に関するところの指針となることが重要であるため、地域を強靱化する上で、目標を明確化し、最悪の事態を想定した上で、対応する施策分野を設定するため、防災担当のみならず、関係する部局それぞれが一体となる意識

を持ち、連携して情報を共有する体制を構築するところをポイントといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

計画ができたとしても、現在でもまちづくりのために、今も部長もちょっと言われましたけども、この後も質問するんですけども、人口ビジョンとか、総合計画とかいうふうなのを既に市は作成してるわけですけども、実行するためにそれらとの整合性を図る必要があるんじゃないかなというふうに考えます。計画だけつくって、計画倒れていったら変ですけども、実際に目に見えた施策が行われないということがやっぱり一番残念なわけで、そこをどのように考えておられるのか、もう一度質問させていただきます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

実行のためのポイントでございますけれども、策定しました本計画を実行するためには、計画策定時と同様、関係部局が連携をしまして、市を挙げて取り組んでいくほか、市の他の計画の強靱化に関する箇所を本計画に沿った内容に修正し、また、本市の強靱化を着実に進めていくために、本計画に基づきまして、各種施策を実施するとともに、当市で運用しております行政評価システムとも連携をさせ、毎年度計画の達成度であるとか、進捗状況等を分析・評価し、必要に応じて見直しを実施するというPDCAサイクルを繰り返して実施するということといたしております。

さらに、国におきまして、地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援措置等も活用しながら、事業推進に当たりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひとも効果的な実行ができるようによろしくお祈りをいたします。

続きまして、2番目の施工業者についてお伺いをさせていただきます。

西予市は昨年の豪雨災害を経験して、今復興元年として取り組んでいる最中でございますけれども、強靱化を進めるためにも、この実行部隊といますか、実際に復興に向けて動いてくださる、いろんな業者が必要なわけでありましてけれども、現在でも多くの復興・復旧事業を抱えているわけですが、その見通しがどのように立っているのか、まずお伺いをさせていただきます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

お尋ねのありました復興に向けての見通しについてでございますが、災害復旧工事及び関連工事の発注状況について、まずご説明させていただいたらと思います。

災害復旧工事を初めといたしました工事の発注見通しにつきましては、随時の確認と見直しを行いながら進行管理に努めておりまして、11月末現在では、対象となります250万円以上の工事の全体計画数505件に対しまして、265件が既に発注済みということとなっております。工事の発注率にしまして52%という進捗状況でございます。残り240件につきましては、農業分野での農地や農道、水路など、多数の工事が発注段階となり、また、市道や河川、林道などの工事につきましても、今後順次入札発注を進めていくことといたしております。引き続き円滑発注に向けて関係部課で十分連携の上、取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今約半分ぐらいの52%という答弁をいただきましたけれども、市内あちこち走っておりますと、まだ手つかずやなというふうに思われるところも何か所かあるように思いますし、1年を過ぎて、今2年目ということで、やっぱりその近隣の人とか、その該当される方というのは、1日も早くというのは、待ち望んでおられるというのは、当然のことやろうと思うんですけども、その復興・復旧事業に携わる方の業種とか、職種、事業者が少なくなっているというのは目に見えて、ここ数年の間でわかってるわけですが、その業種や職種

について、市がどのように把握されてるのかというのをまずお伺いをさせていただきます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議員ご指摘のとおり、全国的な課題でもありますが、災害対応を初めといたしまして、地域の維持管理を担う建設業者が非常に減少をしております。地域の安心・安全の維持に支障が生じるおそれも大変懸念をされているところでございます。

それではお尋ねのありました本市の状況につきましてご説明をさせていただきます。

西予市建設工事有資格者名簿、これは入札に参加するために指名願のあった業者を登録したものでございますが、現行の名簿では、土木工事業と建築工事業の市内業者の合計数は69社でございます。6年前には83社の登録がありましたので、14社の減少となっております。他の業種も含めました建設業全体の業者数でも、この6年間に113社から85社へ、約2割以上減少をしているという状況でございます。

なお、指名願で把握ができていない個人の職人さんなど、建設業を支える人材の減少も非常に懸念されているという状況でございます。

これに関しまして、国勢調査をもとに建設業の就業人口を見てみますと、平成27年調査では、平成22年調査に比べまして約340人、15%減少しているという状況でございます。また、この就業者のうち、50歳代と60歳代の方が半数以上を占めておりまして、その後、さらなる高齢化ということも懸念されるような現状でございます。

なお、市といたしましても、工事の発注に当たっては、市内業者への発注を優先しまして、従来より地元業者の支援、育成に努めているところでございます。引き続き、元請はもとより、下請につきましても、市内業者優先ということを確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今部長が答弁されました、業者の減少よりも、イメージ的には何かもう少し減っているような自

分の中の印象もありますし、業者自体は残っていてもその従業員数が減ってるというふうなこともあるんじゃないかなと思いますんで、以前の多いときの半分ぐらいな感じかなと私自身の印象は受けております。

そこで、今いろんな復旧事業が発注されとるわけですけども、今年度に入っての入札状況というのがどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

お尋ねのありました入札の執行状況でございますけれども、11月末時点で、建設工事の入札執行件数は延べ257件で、そのうち82件、32%が不調となっている状況でございます。その中で、災害復旧工事は150件の入札件数に対しまして68件、45%が不調となっております、8月以降、次第に不調となる工事が増えている、こういった現状でございます。

同様なことが宇和島市におきましても見られておりまして、四国地方整備局から提出された資料に基づきますと、10月末時点の取りまとめで、工事の発注件数と不調件数について、西予市と宇和島市は、ほぼ同じような水準で推移をしているということが伺えます。

次に、入札不調となる要因につきましては、その都度、入札辞退の理由を指名業者へ確認をいたしているところでございますけれども、各業者とも手持ち工事がいっぱい受注する余裕がないという回答がほとんどでございます。

災害復旧工事にかかります特例措置では、昨年11月から入札制度を初めとして、各種の緩和措置を実施しておりますけれども、今後におきましても、工事の早期発注に向けて、他市の状況なども把握しながら必要な取り組みを行うとともに、入札制度の適正運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

45%不調というところでちょっと心配なところはあるんですけども、今の答弁でありました、

手持ち工事がいっぱい受注ができないというふうな業者の声ですけども、逆に言えば、業者が多ければ受注がもう少し進むということなんで、ぜひそこるところにちょっと注視をしていきたいなと思っております。

それで次に、西予市行政の中で、その建築土木、また水道、造園など、専門的な有資格者、資格を持っておられる職員の方がどのぐらいおるのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

現在、当市職員のうち、土木建築関連の技術職として勤務している者の総数は、課長級以上の管理職を除きまして42名ということになってございます。なお、その中には、再任用職員1名及び任期付任用職員2名の数は含まれてございません。

昨年の豪雨災害の対応のため、技術職につきましては本庁に集約をいたしておりまして、職員の配置につきましては、本庁建設部で26名、産業部で11名、支所では1名から3名ということになっております。

土木建築関係の資格につきましては、職名上、技師の職にあるものは、大学等での専攻または、専門的教育機関等を卒業し、資格を有しなくとも相応の知識を有しております。また、職名上は一般行政事務職でありながら、技術業務に従事する職員の中には、採用後に資格を取得または、資格を有しないながらも勤務の中で知識・経験を積み重ね、技師として能力を身につけた者もおります。先ほど申し上げました、採用時の職名が技師でないものが、技術職42名のうち、約半数以上ということとなっております。当市におきましては、旧町時代におきまして、採用時は一般行政事務でありながら、配置先が事業課となった場合に、土木建築の技術系の業務につき、そのまま技師の業務に従事するケースが多く見受けられておりまして、西予市移行後におきましてもそのまま引き継ぐといったような形で現在に至っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗。

○15番二宮一朗君

もう一つお尋ねしたいんですけども、入札を行った時に、実際に設計して入札にかけるわけですけども、受注された事業者と入札時の設計とのミスマッチというか、そういうのが実際に起きていないのかどうかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

設計と現場でのミスマッチはないのかというご質問でございますけれども、例えば、道路改良事業の実施に際しましては、線形の決定であるとか、用地買収のために精度の高い測量を行う必要がございます。また、構造物の安定計算や支障物件の補償費算定につきましては、専門的な知識を持つ有資格者が考察する必要がございます。

このため、測量設計業務につきましては、設計コンサルタントに委託をしておりますけれども、受託業者が業務に着手してからは、担当職員が設計協議を行いまして、誤りや漏れがなく、明確な表示に心がけるとともに、現場状況との相違のない設計図書の作成に努めているというところでございます。

しかし、工事発注後におきまして現場と設計書の内容に相違が見られることも皆無ではございません。例えば、建物や橋梁の基礎部分といった重要な構造物を設計する場合には、ボーリング調査で万全を期するようにしておりますけれども、事前に行った調査等で想定できなかった湧水の発生や推定地盤の深度や地質に相違が出ることで、工法の検討を含めた設計変更を余儀なくされるということもございます。

今後におきましても、担当職員の技術力のアップに努めますとともに、設計委託業務におけます設計協議を十分に行いまして、現場とのミスマッチが最小限となるよう努力するとともに、現場での工事請負業者との調整を図りながら、事業完成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

部長から今後こうするというふうな話までいただきましたので、くどいかもしれませんが、

設計段階でほとんどコンサルに委託をされて、コンサルから上がってきたものを入札かけるというふうな大体形になると思うんですけども、こういう質問した意図はですね、一つは業者が少ないというのは先ほど言いましたけども、その業者がやっぱりスムーズな仕事をしていただくために、行政としてできることは何なのかという中で、やっぱり専門職が、そのコンサルから上がってきたものを的確にチェックをできる職員がしっかりといるということが大事じゃないかなと思うんですよ。それと、やっぱりもう少し専門職の数がいたらいいんじゃないかというふうなことで、部長が今後、質を上げるというふうな話とか今もありましたけども、質も大変重要ですけども、量も必要なのはもう間違いないことなんだと思います。ですから人事のことですんで、私がとやかくは言えないんですが、市長以下、人事担当の総務部長が、今後どういう方針で、行政職員を採用するかというふうなことと、また、もう一つは、事業者を市が育てていくんだというふうな気持ちでやっぱり入札に関しても取り組んでいただきたいということで、要望的になりますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは次に、大きな2番ですけども、事業方針についてお伺いをさせていただきます。

先ほどちょっと申しましたけれども、西予市が平成28年やったですかね、人口ビジョンというのをつくっておりますけれども。その人口ビジョンの中でいろんな、こういうことが心配ですねとかいうことがたくさん書いてあるんですけども、その中で特に、つくった人口ビジョンをもとにどういう事業をされているのか、特に重点的なものがありましたらそれと、その進捗状況を教えていただいたらなと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま人口ビジョンのご質問がございました。

人口の首都圏への一極集中、地方の人口減少問題を解決するためには、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会創生を目指すことが重要なことから、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が公布をされました。同法に基づ

きまして、西予市におきましては、平成27年度に人口ビジョン及びこれを実現させるためのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、本市の特性を生かした独創的で質の高い政策を果敢に実行し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりの実現を目指しているところでございます。

人口ビジョンでもお示ししておりますとおり、西予市は2020年の総人口約3万8000人維持、2060年の総人口約2万人の維持を目指しております、この目標を実現させるため、観光振興策による交流人口の拡大、移住・定住政策につきまして、愛媛県及び関係市町と広域連携を図りまして、地域再生計画を策定し、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金等を活用した事業を推進しているところでございます。

それから、その進捗状況でございますけれども、地方創生交付金を活用しました主な事業の平成30年度までの実績についてでございますけれども、市単独事業の官民連携によります既存施設等を活用した西予の商いづくりプロジェクトにおきましては、居住誘導区域への転入者は339人から53人の増加でございました。米博物館利用者の年間の延べ利用者数は1万6000人以上でございました。市内の空き家・空き店舗を活用しました創業支援・事業承継では7件の実績がございます。

また、県及び関係市町との連携事業では、来て観て住んでえひめの交流・定住促進事業などが採択をされておまして、ジオパークの魅力発信、市の観光PR、雇用創出事業などを行いまして、県全体の移住者、観光入込客、観光客の消費に寄与をいたしたところでございます。明浜町の狩江小学校の教職員宿舎を移住者向けお試し移住体験施設に改修し、移住体験ツアーを行う、明浜町移住交流事業につきましては67人の転入者がございました。

これら地方創生交付金を活用しました事業につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、市内外の学識経験者を委員とします西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価委員会を設置しております、そこで評価をいただいておりますけれども、その評価委員からは、地方創生に効果があったという高評価をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

最初に答弁ありました人口ビジョンの中の2020年、3万8000人が、何かもう既にちょっと危ういんじゃないかなというふうな、下方修正せないかんのんじゃないかなというような状況に今なってるような気が私自身はしております。

今回、ちょっと私自身が総務省に行かしていただいて勉強をさせていただきました。それは何かというと、地域力の創造、地域の再生という、総務省がやってる移住・定住とか、今、全国でね、パイの取り合いをしてるわけですけども、あと移住・定住以外にも今は関係人口を増やそうとかね、そういうふうなのが今流れとしてなっております。

この間のニュースがちょっとありましたけども、地方創生と言いながら、東京一極集中を解消するというのが目的で始まったわけですけども、逆に、今度オリンピックが影響してるかどうかわかりませんが、東京にはタワーマンションがたくさん建って、その建設ラッシュで人口が増加して逆に困っているという自治体があるような、田舎からしたら何言よんぞと言いたくなるような今現象が起こってるのもこれ現実なんですよ。だからその、少なくなってる地方への人口を、地方が取り合ってるというふうな状況じゃないかなと今思っております。

市長が言われよるように、減っていくのはしょうがないというこれが現実なんで、それを少しでも遅らすというのが市長の方針で今されよるわけですけども、もう少ないなりにどういう生活をしていくか、どういう市にしていくかということがやっぱり今から求められるのではないかなということで、ちょっと勉強させていただきました。

今総務省がいろいろ事業やってる中で、関係人口創出の拡大事業とか、例えばローカル10,000プロジェクトとか、サテライトオフィスマッチング支援事業とか、そういうのをちょっとこういうふうな資料をいただいて勉強させていただいたんですけども、西予市が、そういう総務省の事業に対して、このメニューに対して、どのような取り組

みをしているのかというか、向き合っているのかというところもお伺いをしたいなと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま議員からのご質問にありましたように、総務省におきましては、地方公共団体の円滑な行政運営を支援するために、地方分権の推進、地方自治制度の企画立案、地方行政体制の整備、基礎自治体の行財政基盤の強化、活力ある地域づくりへの取り組みなど、本当に幅広い施策によりまして地方公共団体の支援を行っているところでございます。

さらに人口減少・少子高齢化が進む中におきましては、従来の支援に加えまして、地域への関心の醸成、地域での働く場づくり、地域とのマッチングを柱としまして、先ほどもありましたけれども、ローカル10,000プロジェクトでありますとか、サテライトオフィスマッチング支援事業などを活用した関係人口の創出や拡大、移住・定住の推進の支援策を講じ、地域づくりのサポートを推進しているところでございます。

これらは総務省で企画立案をされました政策でございますけれども、令和元年6月に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局が公表をいたしました「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に掲載されていることから、将来にわたって、活力ある日本社会を維持するための重要な施策であると認識をしております、事業の推進について、現在検討しているところでございます。

また、本市では、地域づくりの担い手の育成・確保の観点、また、地方への人・資金の流れを強化するため、従来から地方移住を直接促す取り組みでありますとか、経済振興資金供給モデル等の事業の推進を行っているところでございますけれども、今後は、継続的に多様な形でかわる関係人口の創出・拡大を図ることが必要であるというふうに考えておきまして、11月に成立をいたしました、過疎地への若者定住を後押しする「特定地域づくり事業推進法」に基づきまして、地域の就労等を通じまして、地域社会の維持、地域経済の活性化に寄与する人材の確保及び関係人口の拡大に向け、国・県と協議の上、事業の推進に向けた

検討を進めてまいりたいと考えております。

また引き続き、国・県の関係機関と連携をいたしまして、市といたしまして必要な事業の取捨選択を行いまして、人口減少社会に立ち向かうことができる施策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

総務省がいろいろ考えたメニューを、県を通じて市がいろんなことを、自分とこに合う事業を、取捨選択をされてるんだと思うんですけども、今の時代、やっぱり地方から、現場の地方の行政の方がどういうふうに感じておるかっていうことを、やっぱり国にどれだけ上げれるのかという、そこが今は大事じゃないかなというか、そのほうが前に進むんじゃないかなというふうに思うんですよね。

僕は官僚の皆さんにいろいろ勉強させていただいて話すときに、物すごいやっぱり賢いんですよ、皆さんね、当然ですけども。なので、その地方の行政マンの声ややっぱりそこに届くことが、よりよい施策をスピード感を持って行うことじゃないかなと思いますんで、国や県との協議という話もありましたけれども、ぜひそういうところ、今SNSがあるわけですから、そういうものを使って、西予市はこういうもの欲しいんだというものをぜひ発信していただいて、いい施策をいろいろやっていただきたいなと思います。

今、現実にある総務省のメニューの中で、もうこれ10年ぐらい前になりますかね、定住自立圏というのが、そういう話が出てきまして、やっぱり地方で、近隣いろいろ協力して、財政負担を減らしたりとか、そういうことをしたらいいんじゃないかということで総務省が進めておりました。この近辺では宇和島市が中心市となって、愛南町ぐらまで、いろいろしておるんですけども。ここに何を目的にするかっていうのがちょっとあるんですが、そういう中に、地域公共交通とか、ICTのインフラとか、道路交通網の整備、また、医療で地域医療のネットワークの充実とか、福祉とか、もろもろ書いてあるんですけども、これは全く我々の地域も当てはまることで、特に消防救急

等の連携についてもずっと問題のまま進んでおりますけれども、西予市はこれできんのかなと思って確認したら、西予市が定住自立圏を形成する場合は、大洲市が中心じゃないとできないというふうに総務省で勉強させていただきました。この時代ですから、大洲市とそういう連携をとったり、大洲・八幡浜・伊方・内子ですか、その近辺とそういう協議をしたことがあるのかどうか、まずお伺いをさせていただきたいなと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

定住自立圏構想への取り組みについてのご質問でございますけれども、人口減少社会が訪れる中、地方圏では、少子高齢化と大都市圏への人口の流出によります過疎化と生産年齢人口の減少が進み、その活力を失いつつあります。

先ほど議員からも申されましたけれども、中心市の要件としては、人口が4万人以上で昼夜間人口比率が1以上等の市と定められておりまして、令和元年10月1日現在、全国に138圏域の定住自立圏が形成をされ、南予地域におきましては、宇和島市、大洲市が要件を満たしているというところでございます。平成30年度には、宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町によります宇和島圏域定住自立圏が形成をされまして、医療、地域交通、産業振興等で連携をし、日常生活に必要な機能を確保して、人口の定住を促進することを目指しているところでございます。

当市が定住自立圏の枠組みで連携を行う場合には、中心市としての要件を満たしていないため、中心市とはなれず、近隣市としての役割を担うということになるかと思っております。現時点で想定をされております事業や取り組みにつきましては、医療連携、地域公共交通ネットワークの構築、産業の振興、観光などが検討ができてまして、定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会の調査によりますと、定住自立圏の形成により、医療、公共交通、産業振興の施策に特に効果があったという結果も出ていることから、本市の課題解決の糸口となる可能性もございます。

しかしながら、先ほどもありましたように、この定住自立圏構想は、西予市だけの思いでは成立しないということから、先般当市に開設をされま

した愛媛大学地域協働センター南予を活用しまして、各市町の課題の整理及び近隣市町の定住自立圏に対する意思の確認を行う必要があると考えております。

当市といたしましては、定住自立圏構想の研究はもとより、医療、公共交通、産業振興、教育などの強化によりまして、魅力的なまちづくりの構想を図るため、今後も近隣の市町と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

その国交省のホームページを見さしてもらったら、定住自立圏がグラフでずっと出とるんですけども、今138って部長が答弁されましたけども、これ近年になって物すごく増えよるんですよ。ここ数年間、こういう定住自立圏形成協定といいますかね、そういう枠組みをつくって進めている地域が増えているというふうなことで、ぜひ、愛媛大学云々という話もありましたけども、市長会もあるわけですよ、南予の市長会とか。議会においても、議長が南予市議会議長会とか、そういうふうなものもあるわけで、そういうところに投げかけられれば、もう少し早く進むかもしれないし、相手が嫌と言えましょうがないんですけども、とにかくアクションを起こすということが、私は大事じゃないかなと思うんで、ぜひそういうふうな取り組みも一つ視野に入れて進めていただきたいなと思っております。

最後の質問になりますけども、今、市が市政懇談会で説明をされている中の小規模多機能自治活動拠点事業について、最後の質問をさせていただきます。

この件の細かいところは、この後といいますか、最終日に、同僚の小野議員が質問されるようなんで、細かいところは私は余り聞かないんですけども。小規模多機能自治活動拠点事業としての進め方について、ちょっとお伺いをさせていただきたいなと思います。

今、20数カ所、市が懇談会をもって説明をされた中で、市民の皆さんの反応はどのように感じているのか、まずお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま二宮議員から、小規模多機能自治活動拠点事業の市政懇談会での説明での反応はどうであったかというご質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思いますが、今年度市政懇談会は、7月4日に高山・宮之浦地区を封切りに、10月24日の周末地区まで、市内全域24カ所で実施をしております。大野ヶ原地区を除きまして、夜間の開催でございましたけれども、約900名の市民の皆様にご参加をいただき、活発な議論がなされました。参加していただいた市民の皆様にも、改めて御礼を申し上げたいと思います。

小規模多機能自治拠点整備事業は、市内の公民館を地域活動センターとして、地域の皆さんが地域活動の拠点として使用できる施設への転換とICT技術を活用した利便性のよい行政窓口をつくりたいという提案等を、今現在の市の考えとして、たたき台として説明をさせていただきました。

今後、先ほども言われましたけれども、人口の減少、そしてそれに伴います財源の減少を踏まえ、行政も市民もまだまだ体力のあるうちに、行政の業務の効率化と組織のスリム化を図るという観点と、自分たちのことは自分たちの手でということを中心とした公助から自助への転換を図ることが大きな目的であります。

その結果としまして、皆さんからは予想を上回る多くのご意見をちょうだいいたしました。市内全域の課題を総合的に考えますと、地域課題を市民と行政が互いに認識しながら、互いに取り組む体制の必要性というものは、皆さんのご理解を得つつあるのではなからうかなと思います。例えば、地域の声として、すぐ取り組みたいと言われる地域もありましたし、こういうものに関心がないという地域などもあります。そして、分館問題等も含め、旧町ごとに受けとめ方の違いが、私はあったように考えております。

今後は、皆様からいただいたご意見をもとに、来年1月に市民検討委員会を立ち上げる計画でございますので、そこへつないでまいりたいと思っております。引き続き、建設的なご意見を賜りま

すようよろしくお願いをしたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

いろんな反応、地域によって差があるというふうな受けとめておられるということなんですけれども、いろんな市民の方からの声を聞いてみると、市長がおっしゃったこととちょっとこう意味合いが変わってるなというふうなことがやっぱり何件もあるわけですよ。受けとめ方の違いというのは、言ったほうからしたら、仕方がないでは済まないんですよ。やっぱりこの受けとめ方をわかってもらうような説明の仕方というのが大事じゃないかなというふうに思うわけですよ。一番残念なのは、ボタンのかけ違いを最初にしてしまうと、せっかくいい事業でもですよ、やっぱりそうならないということがあるわけですよ。最近のこの西予市の問題の中では、産廃の話がいろいろありましたけれども、ああいうのもスタートのボタンのかけ違いから、もうこじれこじれこじれというか、人間の感情が出てきて、素直に話が聞けない。これは誰でも、私でもそうです。そこはやっぱり一番大事な市長がやろうと思っている事業であれば、より慎重に市民の皆様にご考えた言葉使いとか、説明の仕方をもう少ししていただきたいというのが1点と。

もう一つは、モデルにされておるのが雲南市ですよ。雲南市は、事業を進めてきた中で、今やってる中で、あれ合併のときに合併協議会の中で、数ある小さい行政区を考えながらある程度絞って、合併協議会の中でこの小規模多機能拠点事業というのが、こういうのが、自治センター化が必要だという意見が出てきて進んできたというふうには私はちょっと資料見て勉強したんですけども。それと西予市とはちょっと違うと思うんですけども。説明の中で27地区があって、それを自治センター化しますよ。令和4年からスタートしますよ。そこだけが今度ポンと入ってしまったみたいなそういうふうな受けとめられておるなというご意見も何人か聞いておりますんで、そこはやっぱり丁寧に進めていただきたいというふうに思っ

ております。

それと、そういう点で、今後、今市長が言われましたけども、今の説明会と検討会以外に何かこう、そういうわかってもらうための手段というか、方法は何か考えておられとったらおっしゃっていただきたらと思うんですけど。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま貴重なご意見をいただきました。いろんなご意見を参考にしながら、今後進めてまいりたいと思います。

今の議員のご質問は、いろんな意見を拝聴して、今後の進め方について変更すべき点はないのかというようなことだろうとは思いますが、現在の同計画のたたき台につきましては27カ所の旧小学校区単位におきまして、地域づくり活動センターを配置することとしておりますけれども、今後皆様方の意見を参考に、設置箇所につきましても再検討を行う必要があると考えております。

また、地域づくり活動センターの建物につきましても、現在の施設を長寿命化するとか、なるべく既存の建物を活用いたしまして、新しく建物を建設しないなど、市の財政状況を考えながら全体の最適化を図ってまいりたいと考えております。

このように、財源や人員の問題を総合的に判断した上で、先ほど市長の答弁の中にもございましたように、旧町地区におきまして受けとめ方、また取り組み方にも違いが見受けられますので、最終的に令和4年度におきまして一斉に当事業をスタートできるかにつきましてもさらに検討を重ねてまいりたいと考えております。例えばですけれども、先やりたいというような地域もございますので、先行してモデル地区をつくりまして、活動状況を見ていただきながら皆様の地区での導入の可能性について、検討をいただくような時間を設けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

広い西予市ですので、本当に海から山まで、ま

た、この5町のそれぞれの特性というのがあって、それぞれの文化の違いというものもあるわけですから、ぜひ今部長の答弁があったような進め方をお願いしたいなと思っております。

それともう一つは、今、少子高齢化、人口減少になってきた中で、自治センターはそれで大体形として見えてくるんですけども、300を超える小さい行政区がありますよね。もうそこ自体の今運営の危機というか、危機感があるところがたくさんあるわけですよ。あんまりこう言いたくない言葉ですけど、昔限界集落とか、消滅集落とかいう話が数年前いろいろ飛び交ってましたけども。本当に5年先、人口ビジョンがありましたけども、2万人になったときにはこの行政区は何ぼになるとるんかなというふうに身近に考えざるを得んような今状況になってるわけですよ。だから自治センター化を進める中で、そういう行政区も今後どうしていくべきかと。今まで私も何回か質問させてもらっても、そういう地域の運営のことに、市はあんまり関与しませんよみたいなスタンスというのはよくわかっただけですけども。そのところもしお考えがあれば、その行政区に対して、自治センター化との関連はどのようなものなのかちょっとお伺いをしたいなと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

この小規模多機能自治が本格的にスタートすることによりまして、地域の皆様への行政サービスの提供の方法であるとか、財政的な負担についても変化があらうかと思っているところでございます。

現在、市内には先ほど議員言われましたとおり、小学校区内に300以上の集落がございますが、地域においては集会所を所有し、集落において維持管理をされているところもございます。先ほど申し上げておりますけれども、今後、市民検討委員会などで、いろんな課題を抽出いたしまして、市民の皆様方がお互い納得できるような話し合いを経て、行政として必要な対策を講じてまいりたいと、考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

よろしくお願いいたします。

今回、私が国土強靱化から入札の話、そして今の西予市の事業方針について質問させていただいたのは、毎年決算審査特別委員会をさしてもらうんですけども、そこで、西予市は行政を進めるに当たって、毎年やってきた施策を行政評価して、それをまた我々議会で決算審査をさせてもらいます。もちろん事業のスタートのときには、これが必要だとか、これをせないかんという意味が明確にあって進んできると思うんですけども。その事業が、やっぱり何年も同じように繰り返してくると、担当者が変わってきますよね。その意思がどこ行ったのっていうふうな事業が私は見受けられました。今回の決算審査でいろいろ説明をいただいて。ですから、事業のための事業、消化するための事業になってる事業もかなりあるんじゃないかなというふうな気がしております。ですからやっぱり事業を、市が大事な税金を使って、貴重な財源を使ってする事業の効果というものを考えながら事業していただきたいし、意思を明確に市民の方にわかっていただけるような事業にしていきたいと。ちょっとまだ2分ありますんで、ちょっと2つだけお話ししたいと思うんですけど。

今回、総務省行ったときに、同じように行かしていただいた千葉県の野田市というところがあるんですけども。そこに、本来の勉強は公契約条例というのを勉強しに行ったんですが、そのホームページ見よったら、コウノトリというのがあったんで、ちょっといろいろ調べてみたら、野田市に野田自然共生ファームという会社があって、それ何かというと、市が99%出資した会社で、それは、自然、野田市もうちらみみたいな田舎なんですけど、自然を守るということと農業を守るというスタンスで始められた当時の市長さんが、荒れ地を、やっぱり市は買えないんで、法人を起こして、そこで土地を買って自然農業をしていったら、昔でいろいろな生態系が自然に返ってきたというふうなことで、それを今、都会のほうから、田植えとか稲刈り、また草取りにお金を払って来てくれる。ことしもなんか400人ぐらい田植えに来てくれたとかいうなってましたけど、ぜひ

ホームページのね、フェイスブック見てください。すごい感動しますから。その自然が戻ってきたので、その象徴が何かないかなということ、コウノトリを発想されて、多摩動物園に卵を2個もらってふ化をさせて、今も実際に放鳥をされてます。私が行ったときもちょうど目の前に、その市民農園にコウノトリがおりまして、放鳥されているのを見ましたし、飼育されてるのも4羽ほど見させていただきました。これが事業なんやなっていうふうに僕は感じました。市がやる事業。明確な意図を持ってというのが1点です。

もう1点は、この間、西予市も図書館が新しくなって。

○議長

二宮一朗君。

60分になりましたので、発言を打ち切ります。

○15番二宮一朗君

きましたか。すいません、ちょっと時間忘れておりました。

ということで、しっかりした事業をお願いして一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時02分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、5番中村一雅君。

中村一雅君。

○5番中村一雅君

おはようございます。議席番号5番中村一雅です。

議長より発言の許可を得ましたので、会議規則及び申し合わせ事項に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、管家市政1期目を振り返ってというこの1点のみで質問をいたしますので、市長どうぞよろしくお願いいたします。

管家市長は3年前の平成28年4月に行われた市長選に初当選され、その後の5月の臨時議会の所信表明におきまして、以下、3つの政策公約を掲げられました。

1つ目は、地域創生に挑戦する行政を進めること。旧小学校区を核としたふるさとづくり、地域内分権の推進、女性の生活観と感性を生かしたま

ちづくり、次世代への社会資本整備の推進など、人口減少に屈しない、そのスピードを少しでも緩めることのできる施策を図ること。

2つ目は、体感四国一を目指すこと。安心、快適に暮らせる住んでみたい、住んでよかったが体感できるまちづくりとして、子育て支援体制の確立による福祉施策の充実並びに防災・減災対策を積極的に進めること。

3つ目は、稼ぐ力アップに取り組むこと。海、山、里の自然と田舎の特徴を生かしたたくましい産業の創出を進める。また、まちづくりにおいては、5つの町の歴史や文化を認め合いながら、四国西予ジオパークを中心に進めること。

この3つの政策公約について、3年6カ月を経た現在、達成状況はどのように思われているか、市長の所感をまずお伺いいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま中村一雅議員からご質問のありました、当初掲げた施政方針について、それは達成できているのかというご質問でございますけれども、完全に100点満点で100点とは言えない状況であると思います。

今、目標に向かって進んでいるわけですが、私が平成28年5月に市長に就任いたしました。その中で、人口減少の中にあっても、西予市という特性を生かしながら、独創的な質の高い政策を実行し、市民の皆様が未来に夢と希望を持てる。そして、安心して暮らせるまちづくりというものを目指して、この就任以来、行政を行っているところでございます。

主な政策では、自分たちの地域を自分たちの手でを合い言葉に手上げ型交付金を新たに取り入れてまして、金額も増額して、総額で基礎型と入れて1億円という金額にいたしました。そして、西予地域づくり交付金事業の継続的な推進や先ほど二宮議員の質問にもありましたけれども、西予市版の小規模多機能自治の推進による地域創生への挑戦、また企業版ふるさと納税等を活用した木育の推進、そして子育て応援券の交付、中学校卒業までの医療費の助成制度などによる子育ての支援ということ、防災・減災につきましては、市民の皆様の大変深いご理解のもと行政と地域が一体とな

りました自主防災組織の設置による防災・減災の取り組みによりまして、安心、快適が体感できるまちづくりを進めているところでございます。産業の創出では、本年3月に完成し、7月から操業いただいております株式会社ちぬやの誘致、そして操業というものがございます。また、地方創生交付金事業を活用した宇和町のジオキッチン、そして、明浜町のジオリゾート、三瓶町のチャレンジ・スペースの設置により、稼ぐ力のアップに取り組んでまいっておりますし、ふるさと納税を活用いたしまして、それぞれの地場産業の収入を上げるという活動も行っております。これらのまちづくりを進めるためには、平成29年に日本ジオパークの再認定を受けた四国西予ジオパークが、5つの町それぞれをつなぐシンボリックの役割を果たしており、引き続き政策の中心といたしまして事業の展開を進めていきたい。そのように今感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

小規模多機能自治につきましては、これからということで、令和4年度を目途に、大枠が市民に向けて知らされた段階というふうに承知しております。市政懇談会を通じてさまざまな意見が各町で出ていると思います。特に、三瓶町におきましては、他の4町と異なる分館制度というものが、これがなかなかすんなりいかない、ハードルのようなことになっているというふうに思っております。今後、2年、3年をかけて十分に検討されまして、地元住民が納得する形で進めていただきたいと考えております。

愛媛ちぬやにつきましては、宇和工場誘致ということで当初、三瓶工場が長年稼働されておりましたので、三瓶から宇和へ移転して、三瓶工場を閉じられるのではないかとというふうに少し心配をしておりましたけれども、結果的に2つの工場、ともに生産開始ということで、これは外国人技能実習生を含めて、多数の雇用が確保されており、大変ありがたいなというふうに感じているところでございます。

ジオリゾート、それからチャレンジ・スペースにつきましては、指定管理者の運営のもと、これ

から新たに稼働するというので、これもまた、インバウンド、あるいは、市内外の方との交流が生まれるものというふうに期待しているところでございます。

以上、感想だけ述べさせていただきました。

さて、公約にもありましたけれども、人口減少を緩やかにするということが、この西予市の大きな課題となっております。これは財源となる税収や交付税措置など、全てにおいて人口がまちづくりの基礎数字となるからであります。この人口減少というものを5町の旧町単位でとらえますと、中心部の宇和町においては、大分下げ止ってまして、周辺4町の減少傾向が非常に顕著であります。宇和はあんまり減らないんだけど周りが減っていると、西予市の人口はそのようなことになっているというふうに理解しております。

お手元に配信の過去5年間の旧町別の人口動態というものをごらんください。平成26年から31年までの人口動態で見ますと、宇和町におきましては1万7526人から1万6689人というふうに837人減少しています。私の住む三瓶町では7,503人から6,703人へ800人減少ということになってございます。数ではそう変わらない、似たようなものだというふうに思われるかもしれませんが、もともと分母の数が違いますので、人口の減少率でいうと、これはやはり大きな開きがあるというふうに捉えております。野村町におきましては9,042人が7,887人へと1,155人減少しております。

管家市長は、この人口動態の傾向について、どのようにとらえていらっしゃるか。また、対策はとられておりますでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

西予市では、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして西予市の人口ビジョン及び西予市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しておりまして、人口減少が進む中、持続可能なまちづくりを目指しているところでございます。

今議員からもありましたように、中心部はある程度人口が、そして周辺部は人口が大幅に減っているという現実を数字でお示しされたわけですが、

西予市の人口ですが、国勢調査の結果でちょっと比べてみたいと思いますが、合併前の地方が一番元気であった昭和25年には8万8000人ぐらいの人口でありました。その後、高度経済成長、オイルショックを起因といたしまして、三大都市圏へ人口が急激に移動が進んでおり、平成27年には3万9000人となっております。住民基本台帳に基づく平成22年から平成31年までの人口の推移というものは、4万3498人から3万7688人と、10年で5,810人の減少となっております。

これらの過去のデータを用いまして、平成27年に西予市人口ビジョンを策定いたしました。この予測しております人口の実数の関係ですが、2020年の高位、中位、低位と3段階あるんですが、その中位推計での予測値は、2020年で3万7391人となっております。これを2019年11月時点の実数と比較をいたしますと、誤差では、大体マイナス0.02%、ほぼ同じという結果になってますが、でも先ほど言われましたように、各旧町単位での誤差は最大でプラス3.43%の数字となっております。2020年までには約1カ月を残しておりますが、全体で言えば、大体中位の人口推移となっておりますが、今後も人口減少は進展すると考えております。

このような人口減少が進む中で、野村町においては、さきの豪雨災害からの復興・復旧に向けまして、まちづくりデザインワークショップを継続し、生活の再建、定住、移住推進の政策の推進を図りたいと思っておりますし、明浜町では、お試し移住施設の設置による移住政策及びジオリゾートの設置によります観光振興を図りたいと思っております。宇和におきましては、ちぬやの企業誘致による産業の創出、そして、ジオキッチンの整備による観光振興にも力を入れたいと思っておりますし、城川町においては、保育所を整備いたしました。これによります子育て環境の整備や明浜と同じく救急出張所の整備を城川にいたしましたので、これによる安心・安全な暮らしの確保というものを進めていきたいと思っております。そして三瓶町におきましては、誰もが障がい、健常者関係なく活躍できる場所の提供として、チャレンジ・スペースの設置、これは地域の長年の福祉に対する要望でもありまして、それが実現するというところで、市内全域にわたりまして、地方創生交付金

等を活用した移住、そして、定住、交流人口の推進を図りたいと思っております。

平成30年の転入超過は、八幡浜市から40人、そして、宇和島市から34人となっております。近隣の市から転出される方と転入であればプラスという数字も出ているところでございます。特に中心部を除く人口減少が著しい地域においては、地域の特性に配慮した効果的な移住・定住、そして、交流人口を推進することと、やはり第一次産業を中心に、農業等のそういう産業振興を図る、そういうことに力を入れながら、持続可能なまちづくりへつながらよう、本市ならではのまちづくりを推進していきたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

各町別の施策について、お答えいただきありがとうございます。

移住・定住については、全国の田舎の市町村が全部こぞって競っておりまして、なかなか大幅に獲得することは難しいのかなというふうに思ったりいたします。宇和地区については交通アクセスもいい、インターもある、JRもある、国道も56号線が通っているということで、結構有利な環境にあるように思います。土地もまだあって企業誘致もできる。住宅の建設もまだまだ余裕があるのだなというふうに考えたりいたします。八幡浜や宇和島のほうから転入が多いというのは、やはり海岸線は土地が少なく、かつ単価が高いという歴史があったので、単価の安いところに家を建てるのが有利なのかなというふうに考えたりいたします。

広報せいよを毎月発行されておりますけれども、その一番最後のページに、お誕生おめでとうの欄とお悔やみの欄が1ページに記載されてございます。直近の12月号を見ますと、お悔やみにつきましては宇和が9人、三瓶が10人ということでほぼ同数でございます。お誕生おめでとうにつきましては、宇和が9人、三瓶はゼロ人で、記載そのものがないというような状況であります。城川が小さい町の割に5人、お誕生5人で頑張ってるなみたいなことで拝見させていただきました。こ

れは保育所整備されたから増えたというわけではないと思うんですけども、まあ余談です。生まれないと子育てはもちろんできませんし、行政が子育て支援しますといっても、子どもそのものがないのではどうしようもないなということでございますので、子育て世代の確保につきましては、なかなか行政からの支援は難しいと、これはやっぱり民間の活力が一番重要なエネルギーとなるのかなと思うのですけれども、何かしらあった場合にやっぱり行政としても追い風を吹かせるような支援策については、今後も引き続き、周辺4町にも行っていただきたいなと、そのようなことでございます。

次に行きます。昨年7月の豪雨災害を受けまして、市政は大幅な方針転換を迫られたのではないかと思っております。その影響と被災直後に先延ばしにされた主な施策についてお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

昨年の豪雨災害によりまして、先延ばしをした施策等についてのご質問でございます。ご説明をさせていただきます。

7月豪雨災害は、私どももこれまでに経験したことのない大規模な被害をもたらしたことから、災害直後、理事者の協議によりまして、ジオパーク拠点施設整備事業や野村支所の庁舎建設事業、そして、消防庁舎建設事業など、12の大型事業を延期する方針を直後に発表させていただいたところであります。

それに伴いまして、組織機構の再編を行い、復旧・復興にかかわる事業を最優先、迅速かつ確実に実施する体制を構築いたしました。議員も復興計画の策定委員の1人としてご協力いただきましたけれども、これからは、復興まちづくり計画に基づきまして、スピード感を持ち、そして、復旧・復興を推進していくことが、先んじての重要な課題であると考えているところでございます。

しかしながら、延期をしました各事業におきましても、西予市にとっては極めて大切な事業であると認識しておりまして、直接的に予算に反映しないソフト面においては、徐々にではありますが、並行して準備を進めているところでございます。

例えば、先ほども言いましたけれども、小規模多機能自治拠点施設整備事業につきましては、市政懇談会により、多くの市民の皆さんにその考え方をお示しさせていただきたいという考えから、動画による説明をさせていただき、貴重なご意見をちょうだいしたところでございます。

いずれにしても、延期しておりました大型事業に関しては、財政的な措置も含め、事業再開に向けまして、検討を進めていかなければならない、そのように思っております。なるべく早い段階で事業着手できるよう詰めていく所存ではございますけれども、再度のお話になりますけど、復旧・復興というものを第一と考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

12の大型事業のうち3つについて具体的にお伺いしました。ジオパーク拠点整備事業、野村支所建設事業、それから消防庁舎の新築移転事業、そのうちの西予市消防署の新築移転につきまして、現状どのようになっているのか。あるいは今後の計画について再度お伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

消防署の野村支署につきましては、現野村支署の裏側に新しい建物を建てるということで準備をしているところでございます。本庁につきましては、その場所について、委員会で今検討をさせていただいております、まだこの場所にとすることは決まっておりますが、数カ所の候補地の中で検討を重ねている現状であります。

それとあわせて、広域での救急指令所について、南予全体で今協議を重ねられておりますので、そういうことも含めて場所の選定をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

実は消防庁舎の移転について私も実行委員の1人ですので、場所の選定とか消防署の2階で委員

会に参加させていただいたということで、この場でお聞きするのはどうかと思いましたがけれども。

広域化ということも9月の一般質問で言わせていただきましたように、南予4市で広域化することが、私ども防災委員会としては望ましいみたいなこともちょっと申し上げたように思います。通信指令台の共同運用につきましては、本年度中に結論が出るのではないかと消防長の見込みもお聞きしましたので、本年度について大きく一步前進すると、広域化についても弾みがつくのではないかなあと思ったりいたします。

先延ばしということは、いつ想定外の災害が来るかもわからないという今現状がございまして、南海トラフ巨大地震がいつ来るかもこれもまたわからないということで、最優先で、庁舎移転については取り組んでいただきたいという希望がございませぬ。大規模災害に対応するように、今の消防庁舎よりも大分広いスペースに、もうヘリポートなんかも構えて、十分な物資が救援物資とか救援部隊が届くような、あるいは常駐できるようなスペースが構えれると理想的だなあというふうに、勝手に青写真を描いたりしておるのですが、合併特例債を使うにしろ、緊急防災減災事業債を使うにしろ、これは期限が延長されていますので、先送りしてもまだ間に合うということもございませぬけれども、それもリミットがありますから、見込みだけを先に計画として立てておいたほうがいいなというふうな感じを私個人としては持っております。多額の予算措置が必要となる大型事業になると思われますので、慎重かつ大胆に市長にはご決断をいただきたいと、このように希望を申し上げます。

続けます。先ほどの答弁にもございましたけれども、昨年11月に西予市復興まちづくり計画策定委員会が招集されまして、私もその一員として3回の委員会に出席し、本年3月に、東京大学教授の羽藤英二委員長のもと、西予市復興まちづくり計画が策定をされました。計画策定の趣旨として、これから目指すべきまちの姿を明らかにすることで、市民と行政が共通認識を持ってまちづくりに取り組むための指針となるものとうたわれています。本年を復興元年として、旧町ごとの詳細

な計画が立てられており、ハード整備に3カ年、ソフト事業に3カ年の計6カ年計画ということになってございますけれども、市長はこの6カ年計画を達成した後の6年後の西予市の姿について、どのようにイメージされていますでしょうかお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

復興まちづくり計画を推進した上で西予市の6年後の姿をどう描いているかというご質問でございますけれども、ご承知のように復興まちづくり計画の基本施策は、5つの柱で構成をされております。安心・安全なまちの再編、日常の暮らしの再編、産業経済における生業の再編、インフラ、環境、町並みの整備、子育てや教育環境の再建、この5つの基本施策について、ハード及びソフトの両面において推進するということを計画しているところでございます。

これらの事業の中には、愛媛県が実施主体である肱川水系河川整備や治山事業がございますし、野村町の復興まちづくりなど、大規模事業に関しましては、国によります予算措置が必要でありますので、そういう関係機関への働きかけはしていかなければいけない、そのように思っております。

またソフト対策につきましては、被災者だけにとどまらず、子どもから高齢者まで、自分のこととして取り組む避難訓練など、計画実現のためにオール西予の精神で推進していくことが不可欠であります。その先に計画のキャッチフレーズであります「復興のパズル、みんなでつくる未来の形」にある未来が実現できるのではなかろうかなと思っております。

復興まちづくり計画を策定する中で、我々が大切な視点として考えたことは、復興とは元通りに戻すものではない、これまでもあった地域課題も一緒に解決するという考え方であります。6年後の西予市のイメージを端的に言葉であらわすことはなかなか難しいことではありますが、6年という歳月を費やししながら、先ほど言いましたように地域課題も一緒に解決するという視点の中で進んでいくと、すばらしい未来が開ける。それこそ西予市に住みたいという人が増えるような、そ

ういうまちに私はなるのではなかろうかなというふうに考えております。行政も市民も一緒になって取り組めば、未来は絶対よくなると確信しております。これまでもあったいろんな課題が、復興とともに解決しつつある中で、市民の皆さんが生き生きと安心して暮らせる、そういう姿を目指して、復旧・復興に取り組んでまいりたい、そのように私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

日常の暮らしを取り戻すと、穏やかな暮らしに戻るということが、復興計画においてはまず基本となるのかなというふうに私も市長と同感でございます。

先日、宇和島で県知事のお話を聞く機会がございました。愛媛県においては、復興を3段階に分けていきまして、第1段階は現状復旧、第2段階は改良復旧、そして第3段階が再建復旧というふうに言われたように記憶しております。

西予市も国や県と一体になって、改良復旧、再建復旧に向けて、よりよいまちづくりを目指していきたいというふうに、私としても考えてございます。なかなか肱川水系は、西予市単独ではなかなか難しい。これは、やはり国や県の助成をいただかないと難しいのかなと思いますけれども、1日も早く元どおりの暮らしがかえってきて、そして、さらによくなったねというふうに言われるように切望してございます。

重ねての質問になるかもしれませんが、総括として再度お尋ねいたします。西予市が今直面していて、速やかに解決すべき課題は何でしょうか。

○議長

管家市長。

○管家市長

速やかに解決すべき課題というご質問でございましたけれども、先ほどから答弁しておりますように、西予市復興まちづくり計画を推進しながら、人口減少、そして少子高齢化、財源の減少に対応するため、市民と行政が協働によります小規模多機能自治の推進について、ご理解をいただき、地域コミュニティの維持、活性化を図ってい

くことが大きな課題であると考えております。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

やはり復興にかかわること、それから人口減少に対する対策を立てることが大きな2本の柱のように、大きなテーマなんだなというふうに感じました。直近でもそうかもしれないし、長期的な展望に立っての課題ということももしございましたらお伺いしたいと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

長期的展望に立った課題でございますけれども、やはり平成30年7月豪雨災害による甚大な被害がありました。被害にあわれた方々の生活、暮らし等の復興に向け、令和元年から令和6年を期間とする復興まちづくり計画を着実に推進することが大事であると思っております。

また人口減少と超高齢化社会という大きな課題を私たち受けとめなければなりませんし、改革、チャレンジ精神をもって、平成28年度から令和6年度を期間とする西予市第2次総合計画を推進したいと思っております。その中で、2025年の目標である人口3万5000人弱、そして市内総生産量800億円の維持ということを目標とさせていただきたいと思っております。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

数度繰り返しになりました。人口減少対策ということが大きな柱だということでございます。

3年前の管家市長の所信表明、公約含めて、お考え、思いをお伺いしますと、非常に堅実で、そしてかつ現実的な施策を立てられているなというふうに感じました。だけれども一方で、西予市のトップとして、政治家として、市民が夢や希望を持てるような。バラ色とは言いませぬけど、明るいテーマを掲げて、頑張れるなというふうな力強いお言葉もいただきたいなというふうに感じたりいたします。さすがにおれが人口を増やしてやるということまではまずいかなと、思いがあってもまずいのだろうと考えておりますけれども、あ

る程度は市民の目線として、こらえてやろうかということもあろうかと思っておりますので、これから西予市は冬の時代を迎えるのかなと、人口も減る、財源も減るといって、ついそのような感情に陥りがちです。なのでまずそこから入って小規模多機能っていうと、暗い冬の時代を何か我慢して下向いて過ごさんといかんようなイメージがあるのです。そうではないと。明るいいい材料もあると。みんなで市民も協働して頑張ってやったら行政も頑張るので、これはうまいことやっていけるのよというような、市民に説得力のある形で展開していただきたいと考えるのであります。

最後になりました。来年4月に市長選が行われますけれども、管家市長の今お考えの思いがあればお伺いしたいと思っております。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまご質問のありました、来年の次期市長選挙に向けての考えについて、私の考えを述べさせていただきます。

平成28年5月16日に、前三好幹二市長の後任として市長に就任し、はや3年7カ月が過ぎようとしております。この間、野村町横林地区の大規模火災、大寒波の影響による宇和町を中心とした広域断水、そして記録的な豪雨による甚大な被害をもたらしました平成30年7月豪雨災害と、多くの災難に見舞われましたが、平成30年7月豪雨災害の際には、被災地お見舞いとして、上皇上皇后両陛下が本市へご訪問をいただき、被災した市民に御心を御寄せいただいている御姿に大きな希望と勇気を与えていただきました。

また、64年ぶりに開催となりますえひめ国体では、民泊を初め、心と心が通じ合う西予市ならではのおもてなしの心で選手団や大会関係者の皆さんをお迎えすることができ、市民の皆さんが一体となった記憶になるすばらしい大会を開催することができました。

就任以来、さまざまな出来事がございましたが、市民の皆様や議員各位、そして、職員を初めとする関係機関の皆様の御力添えを賜り、今日まで市政運営を行うことができました。今後の西予市政を考えると、先ほどご質問にお答えしたと重複することがたくさんありますけれども、野

村地区における肱川水系河川整備計画の実現を初め、豪雨災害に伴う復旧・復興事業の一刻も早い完了を目指す必要があります。

また、今後発生する確率が高いと言われております南海トラフ大地震に対する備え、そして、近年多発しております自然災害に対しましても、市民の生命財産を守るため、ハード・ソフト面、両面から、防災・減災対応に取り組む必要があると考えております。

先般開催いたしました市政懇談会では、市が取り組もうとしております小規模多機能自治活動につきまして、市民の皆様にご説明をさせていただきましたが、西予市発足以来、人口が約1万人減少し、このまま減少が続ければ、地域コミュニティーの崩壊につながりかねません。そのような状況を踏まえて、地域課題を市民と行政が共同で解決するため、地域が主体的に取り組み、持続可能な地域づくりの核となるものが、私は、小規模多機能自治活動だと考えております。そこには光があると思います。やっぱり地域が元気になれば、西予市全体が元気になります。そして、その中で生産活動も行いながら、そして、先ほどから言ってます防災の関係、福祉の関係など、大きなことを一生懸命やっていたくことによって、西予市の未来は開ける、こういう取り組みは全国で始まっておりますけれども、今回の西予市の小規模多機能については、行政も一緒になって取り組もうという体制であり、そこには、今までの各長い歴史の中で、地域の公民館活動として地域づくりをしてきた、そういう財産が受け継がれる、そういうものであると思います。この施策につきましては、市民の皆さんにそういう説明をしながら理解をいただき、推進していきたいと私は考えております。

本市におきましては、人口減少に伴う財政規模の縮小化は避けて通れない道ではありますが、西予市の未来を託す子どもたちへの投資は、やはり続けなければいけませんし、市政の発展に寄与されました高齢者の皆様も、元気で生きがいを感じられる取り組みも必要だと思っております。そのためには、時代の変化に伴う公共施設の統廃合や管理運営方法、特に第三セクター、指定管理を見直すほか、各種施策を精査して、スクラップアンドビルドを行うとともに、職員の減少に伴う簡素で

効率的な組織づくりが必要であると考えておりますし、職員の仕事、そしてまちづくりに対する意欲を高めるといことも必要であると思っております。

また、ふるさと納税の取り組みを強化することによりまして、返礼品として地元産品の需要増加を促すとともに、農林水産業や地場産業の育成、支援により、地域で稼ぐ新たな産業を創出するとともに、市内への企業誘致によりまして、地域雇用の創出を図っていききたいとも考えております。

就任してからの総括と今後の課題についてご説明をさせていただきましたが、私の考えや姿勢を支持していただいております後援会の皆様を初め、多くの方から出馬要請を受けております。私自身、1期目でやり残したことが多くあると感じておりますので、多くの市民の皆様の声を拝聴しながら、国籍や老若男女問わず、西予市に居住する方々が暮らして安心が体験できる西予市づくりに向けて、引き続き挑戦をしていきたいと考えている次第でございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

来期へ向けての意思表示、重く受けとめさせていただきます。

お話の中にありましたふるさと納税、私は、昨年でしたかね、管家市長と関西三瓶ふるさと会でご一緒させていただきました、企業版ふるさと納税の推進について少しお話をさせていただいたそんなことがございます。この3年7カ月、管家市長と時々行動をともにし、時々意見交換会もしということがございました。非常につき合いのいい方で、お酒も深く飲まれる、これが大丈夫かなと心配になったりします。残る任期につきましても、お体に十分気をつけられて、重い職責ですけれども全うしていただきたいなというふうに考えます。

今年の新語・流行語大賞に、日本列島が沸いたラグビーワールドカップ日本代表チームのスローガンであります「ONE TEAM」が先日選出されました。チームを率いたジェイミー・ジョセフヘッドコーチが掲げたテーマであります。リーチマイケル主将を中心に、7カ国15人の海外出身

選手を含めて、31名の桜の選手たちがチーム一丸となって熱戦を展開し、4連勝で史上初のベスト8進出という快挙を成し遂げられました。10月は私もラグビー釘付けでテレビ観戦しておりまして、これは私のみならずラグビーファンのみならず、日本中が熱狂した大きなイベントであったように記憶しております。

我が西予市も、旧東宇和郡4町と私が住んでおります西宇和郡1町が、5町で対等合併して、もう15年余りが経過をいたしました。市長にも、5町全てに公平に目配りをしていただきまして、市民が西予市はONE TEAMですと、誇りを持って言えるようなそういう一体感を持ったまちづくりを推進されるよう期待しております。

以上、私の一般質問を終わります。傍聴席の皆様、ご清聴まことにありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時42分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時25分）

次に、8番山本英明君。

山本英明君。

○8番山本英明君

議席番号8番山本英明です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従いまして、一般質問をさせていただきます。傍聴席は若干少なくなられたようですが、気合を入れ直して頑張りたいと思います。

質問は一問一答で、以下の2点について行います。1点目、西予市の消防力の確保について。2点目、西予市の要介護の実態についてであります。

初めに消防力の確保についてですけれども、西予市では、平成29年度に行われました消防団条例改正の効果についてお尋ねをいたします。

平成29年度に西予市の消防団条例を改正されたと思います。この改正時の目的は、1つ、昼間の消防力の確保。2つ目、魅力ある消防団づくり、いわゆる消防団に入りやすい体制づくり。3つ、適正な消防団員数の再設定。言い換えましたら消防団の定数と実際の消防団員数との乖離の解消だったように理解をしていますが、条例改正後の実際の動きはどのようになっておりますでしょうか。

か。消防署が当時出されました3つの目的は現時点で達成されていると手応えを感じておられますでしょうかお尋ねをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

それでは山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

消防本部では、平成29年の野村町予子林火災を契機にしまして、議員のご指摘のとおり、3つの方針に基づいて、消防団条例の改正を行いました。

それぞれに具体的にご説明をさせていただきたいと思います。1つ目は、昼間の消防力向上のために、機能別消防団の強化に取り組みました。基本団員の多くがサラリーマンでございまして、勤務時間中は地元を離れる団員が多いことから、平日昼間に地元に残っておられる方々を地域型機能別消防団員として任用できるようにしたところでございます。また、特化型機能別消防団制度を設けまして、市役所の城川支所、それから明浜支所の職員で構成する消防隊を編成いたしました。これらにより、平成30年度に新たに47人の機能別消防団員が誕生し、昼間の消防力向上につながっているものと判断をしております。

2つ目に、魅力ある消防団づくりといたしまして、報酬や手当の見直しを図るとともに、団員の福利厚生にも力を入れてまいりました。特に、長年勤められた団員の皆様に特別に支給できる報奨金制度というのは県内唯一でございまして、長く消防団員として勤めていただく方の励みになっているものと考えております。

3つ目に、適正な消防団員数の再設定でございしますが、条例定数と実団員数に開きがあったため、地域の実情に合わせた定数の再設定をいたしましたところ。これによりまして、全団員数1,895人から1,752人に減じたところでございます。これによりまして、条例定数を大きく下回る詰所というのはなくなりましたが、わずかながら人数が足りていない詰所もあるというのが現状でございます。

このように地域の皆様のご協力によりまして、何とか3つの目的達成に向かっていくといった現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

当初消防署が策定されました3つの目的が大半達成されておられるということですので安心をいたしました。

続いて、消防団の初動体制についてお伺いをしたいと思います。

実際に私の地元、城川町土居なんですけども、消防団員と話をする中で、昼間に、今の消防長の答弁にもありましたけども、勤務、公務員とかそういう昼間の仕事の方が多いということで、昼間に火事が起きればポンプ車等を出動させるだけの団員が早急に集まれるのが非常に不安であるというような声を聞きます。昼間の消防力に不安を持っている消防団は、西予市内のほかの消防団、ほかの地域ではないのでしょうか。そのような実態を把握されておりますでしょうか。

また、ポンプ車、それから積載車等を出動する際には、何人の消防団員が必要なのでしょうかお伺いをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

まず、ポンプ車の乗車人員につきましては、現場で活動するために隊長、それから機関員、放水員が2人、伝令員の合計5人が必要ということになっております。積載車につきましては、放水員が1人ということになりますので、合計4人ということになります。これは消防力の整備指針にも定められていることでございます。

しかしながら、過疎が進む周辺の地域においては、平日の昼間に火災の招集サイレンが吹鳴して、すぐに5人、または4人の団員が集まることが難しい地域もございます。したがって、分団によっては、現場での協力者を想定して4人、または3人集まれば出動すると決めている分団もございます。

また、消防団員の勤務先調査を先日行ったところでございますけれども、勤務先が所属する方面隊の管轄外にある方というのが、全体の34.3%ございます。したがって、約3分の1以上の団員が、勤務中にはすぐには集まれないといった実

態がございます。このようなことから、実態調査をしているわけではございませんが、幹部の方々の中には、そういった不安をお持ちの方もいらっしゃるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

ありがとうございます。

各地域の実態もなかなか厳しいものがあるような感じがしております。今機能別消防団の話が出ましたけども、機能別消防団員の方々は、基本団員の方々と比べて、訓練の機会なども少なく、年齢的にも体力面や技術面でも基本団員とは多少なりとも差があるのではなかろうかというふうな感じを否めないのですが、火災のときに基本団員と同じような活動をするために、この機能別消防団員の役割については、どのようなお考えをお持ちでしょうかお尋ねをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

さまざまな消防団活動の中でも、消火活動におきましては、即時対応力、つまり1分でも1秒でも早く消火作業に取りかかるということが、被害を拡大させない重要な要素でございます。この即時対応力の不足を補うのが、機能別消防団員に求められているものでございますので、行事や会議への出席は求めませんけれども、実際の火災には出動していただくということが基本となります。したがって、そのための知識や技術、体力の維持というものは必要不可欠であるというふうに考えております。

機能別消防団の活動内容や基本団員との連携活動、機能別消防団の育成等々に関しましては、地域の事情や災害の種別によって、それぞれの方面隊や分団によって、内部の調整が必要であろうというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、西予市のみではないかと思えますけども、過疎化、高齢化が進む地域の、私の住んでる

ところ城川町なんですけども、非常に進んでおりますので、そういう地域の消火活動の初動体制についてお伺いをしたいと思います。

先ほども、中村一雅議員の質問に対する市長の答弁にもありましたけども、昨年から明浜町と城川町には、救急出張所を設置していただきまして、我々住民も救急に関しては大変に心強く思っております。夜も今までよりは安心して眠ることができております。これまでに比べて非常に安心して暮らせるようになってきて、本当にご配慮に感謝をしておるところであります。

しかしながら、火災ということを考えましたときに、この救急出動と消火活動が重なることもあるのではないかというふうに考えるんですけども、この出張所からは、火災のときの出動体制はどのような体制になるのでしょうかお伺いをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

明浜及び城川の救急出張所は、救急業務専用の出張所でありまして、消防自動車の配備はしておりません。

しかし、管轄内で火災が発生した場合には、救急隊として現場に出動いたしまして、後方支援活動を行うということにしております。万が一、火災活動中に救急が発生した場合には、すぐに救急に出れる体制をとりながら活動するというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

消防署と消防団とは一体になって活動するべきだろうというふうな感じを持っておりますけども、宇和町も含めてかもしれませんが、周辺地域、過疎化、高齢化が非常に進んでいる消防団を持っている地域での消防署と消防団、双方の協力体制は、現時点でどのような協力体制を構築されておられますかお尋ねをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

まず、明浜・城川における火災の初動体制でござ

いますけれども、明浜の場合は宇和の消防署から、それから城川の場合は、野村の消防支署から、それぞれ消防隊が出動することとしております。あわせて、地元の方面隊の該当分団と市職員による活動特化型の消防隊が初動の活動を連携して行うこととしております。その後、火災の規模等によっては、直近の応援部隊を増強させるなど、万全の体制を期することとしております。このために、さまざまな訓練、連携訓練に取り組んでいるというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

今後ますます消防署と消防団が連携をして、訓練を積んでいただいて、初動体制がとれるような組織づくりをしていただいたらというふうに思っております。

次に、人口減少が進んでおります地域の将来の消防力についてお尋ねをいたします。今後は、現在以上に人口減少が進むことが予想されます。そうなりますとますます消防力が低下するのではないかなというふうな懸念を抱かざるを得ません。昼間の消防力、初期消火という観点から見れば、現在では、消防署員、消防団員の数からいってもぎりぎりの状態で活動ができているのかもしれませんが、昼間の消防力の確保は喫緊の課題であると思います。将来的に一番の課題であります消防力の確保について、どのような対策を立てておられますでしょうかお伺いをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

先ほども答弁いたしましたとおり、平成29年度の消防団条例の改正は、今後10年にわたる消防力を確保するために、そのことを目的とした改正でございました。本来、1 詰所当たり最低でも15人以上を目安といたしておったところなんですけれども、この改正で、詰所当たりの定数を15人未満とせざるを得ない地域が、全詰所88カ所中14カ所発生しております。このような状況の中で、昼間の消防力を確保するためには、やはり地元におられる消防団のOBの方々や女性の皆様のお力を機能別消防団員として活用させていただきながら、

消防と地域がONE TEAMとなって、何とか条例定数を維持して、消防力の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

それでは最後に消防団の再編についてお尋ねをいたします。

現在の消防団組織は、消防団、そして市内5方面隊、分団、部、班という編成になっているのではないかと思います。先ほどから申し上げておりますように、平成29年度に消防団条例改正を実施されてからは、ただいまの消防長の答弁にもありましたが、10年間は改正をしないという方針だとお伺いをいたしました。

人口減少や高齢化などの現状から考慮しまして、将来的には3部制の部を2部制にするとか、長期的な消防団組織の見直しや消火活動担当地域の見直しなども必要になってくるのではないかなというふうな気がしております。10年先と言わずにもうこのようなことは、今から考えて準備しておく必要があるのではないかなというふうな気がするのですが、そのような点については現時点でのお考えはどのようなものがありますか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

消防団の再編についてのご質問でございますが、ご質問のとおり、詰所ごとの人員確保ができなくなった場合には、詰所の統廃合や消防団の再編というものを考えなければなりません。消防団は、火災のほか、行方不明者の捜索や避難誘導など、住民の皆さんの生活に最も身近な防災機関であります。

また、長い歴史の中で、先人が築いていただきました伝統ある消防団組織は、一概に行政主導によりまして統廃合を進めるということは、私自身は適切ではないのではなからうかなと思っております。

ですが、問題は実際ありますので、今後は、消防団の皆様や、そして地域の皆様とともに、将来的な消防力の確保計画を個別具体的に策定してま

いりたいと思いますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

市長みずからの答弁まことにありがとうございました。

いずれにしましても、西予市で生活をしております我々にとりまして、安心・安全な生活を営むためには、消防力の確保と充実という問題は避けては通れません。大きな課題だと思います。行政の使命だと思っておりますので、日々大変だと思いますけれども、今後とも、安心・安全な市民生活のためにご努力を、活動をよろしくお願ひいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、西予市の介護の実態についてお伺いをいたします。私的なことで申しわけありませんが、私も95歳の父を介護するようになりました。何をどこに相談に行けばよいのかを知らずに非常に困った経験があります。今でこそ、手押し車のレンタルがあったり、リハビリの先生が往診をしていただいたり、そういうようなサービスがあることを知りまして、利用をさせていただいておりますけれども、そのサービス、それから事業所等をまだよく存じていない市民の方々もたくさんおられるんじゃないかというふうに思いますが、現在、西予市内で要介護認定を受けている人数を西予市として把握しておられますでしょうかお伺いをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

要介護認定を受けている人数についてお答えをいたします。

本市におきましても、少子高齢化や核家族化に伴い、被介護者を家族だけで支えることは困難な状況となっております。介護保険は、介護が必要になっても高齢者の皆様が地域で安心して暮らしていけることを目的とするとともに、いつまでも自立した生活を送ることができるよう支援するものでございます。

ご質問いただきました要介護認定を受けている人数でございますが、令和元年10月末現在で、要

支援認定者数888人、要介護認定者数2,486人の合計3,374人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

詳しい数字をありがとうございました。

再質問いたします。そのうち在宅において介護サービスを利用しておられる方がもしわかりましたら、旧町別、介護度別にわかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

在宅サービスを利用している人数についてお答えをいたします。

令和元年6月におけるサービス実績にはなりますが、居宅介護支援数及び介護予防支援数から、旧町別に見ますと、明浜町では214人、宇和町では628人、野村町では460人、城川町では241人、三瓶町では313人の合計1,856人となっております。

また、介護度別では、要支援1は204人、要支援2は408人、要介護1は345人、要介護2は314人、要介護3は168人、要介護4は130人、要介護5は74人で、要介護状態になる恐れのある事業対象者213人を合わせて、合計で先ほど申しました1,856人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

たくさんの介護サービスを受けられておられる、介護認定をされておられる方がおられるというふうな実態がありました。このような実情に応じた西予市内の事業所の数、あるいはまたサービスの内容、主なものだけでいいですので教えてくださいたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ご質問いただきました実情に応じた事業所数とサービス内容でございますが、利用者の多い主な在宅サービスの市内事業者数及び令和元年度6月

の利用人数で見ますと、デイサービスセンターなどに通っていただき、食事や入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などのサービスを日帰り提供する、通所介護や地域密着型通所介護、通所型サービスを行っている事業所が23ありまして、利用人数は1,205人となっております。次に多いのは、歩行器や歩行補助用の杖、車椅子などの貸し出しをする福祉用具貸与を行っている事業所となりますが、これは2事業所ございまして、利用人数は1,034人となっております。次に多いのは、訪問介護員による身体介護や生活援助のサービスを提供する訪問介護や訪問型サービスを行っている事業所が9ありまして、利用人数は449人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

具体的な数字をありがとうございます。

行政側では、今述べていただきました事業所数とサービス内容、主なものを言っていただきましたけれども、このような内容、事業所の数で現時点で、そういう介護認定の方々への対応として充足しているというふうなとらえ方をしておられますでしょうかお尋ねをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

実情に応じた事業所数とサービス内容で充足しているのとらえているかとのご質問をいただきましたが、第1号被保険者1人当たりの給付費から見ますと、県内自治体と比較して、当市では、施設居住系サービスの給付費が高く、逆に、在宅系サービスの給付費は、国や県より低い水準にありますが、サービスの種類については、現状でおおむね充足しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

次に、今言っていたような事業所、あるいは介護サービスの内容を、行政側としては市民がどの程度理解をしているとお考えなのでしょうか。

また、その内容、事業所数等を市民へ周知する方法としては、どのような方法、手段をお持ちなのでしょうからお尋ねをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

まず、ご質問の1つ目の事業所や介護サービスの内容をどの程度市民が理解しているのとらえているかについてお答えをさせていただきます。

要支援者または要介護者が身近におられる方につきましては、介護保険事業所やサービスについて、一定の知識を有し理解されているものと考えておりますが、介護に接する機会のない方につきましては、理解度は低いと考えております。

次に、市民への周知方法でございますが、3年に一度、介護保険の啓発冊子を全戸配布しているほかに、65歳到達時及び65歳以上の方が転入されたときには、介護保険についての小冊子を配布しております。また、市のホームページにおきましても、介護保険事業計画等を公表しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

冊子の各戸の配布等を行ってもらって、私も見たことはありますけども、なかなか熱心には読んでない部分がありますので、市民の方々もそういう方がおられるのではないかなという心配もしております。

現在は、インターネットやパソコン、それからホームページなどが情報発信、そして情報収集の手段として非常に重宝されております。一方で高齢者の方、あるいは、余りそういうふうな機械類が得意でない方、パソコンを持たない人や見ることができない方がおられると思います。そういう方々への周知の方法、対応はどのように考えておられますでしょうかお伺いをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

パソコンを持たない人、また市のホームページやインターネットを見ることができない人への対応についてお答えをさせていただきます。

先ほど紹介いたしました、3年に一度介護保険の啓発冊子を全戸配布しております。ちょっと手元を持ってきたんですけども、みんなのあんしん介護保険という冊子を3年に一度更新しながら、各家庭に1冊配付をさせていただいております。担当部長が申し上げるのもなんですが、非常にできえがよい内容となっております。こちらの冊子には、介護保険制度の仕組みやサービス利用までの流れを記載しております。また、市内介護保険事業所の一覧等についても記載しておりますので、介護保険が必要となった場合には、補助的な資料として活用していただけると自負しております。

長寿介護課や各支所の生活福祉課、並びに地域包括支援センターにおきましては、窓口また電話等による相談等も行っております。その他、事業を通じた周知方法といたしまして、高齢者運動教室や介護予防サポーター養成講座、サロン等での介護予防講話などの介護予防事業の中で、西予市における介護保険の現状や介護予防の重要性について講話を行い、参加者の理解を深めていただく機会としております。介護保険に関しまして、困り事とかご質問等がございましたら、まずは本庁長寿介護課または最寄りの支所生活福祉課まで、お気軽にご相談いただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

普段のお仕事のアピールもしっかりとしていただきましてまことにありがとうございました。

ケーブルテレビをごらんの皆様も方法が非常にわかっていたたんじゃないかなと安心しております。

最後に、現在でも広がりを見せておりますし、将来もっと増えるのではないかなというふうに予想されております認知症なんですけども、今現在、西予市として、この認知症への対策状況、それから将来の展望について、お考え、あるいは、対応の方法の実情がありましたら教えていただけたらというふうに思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

認知症患者への対応策についてお答えをいたします。

西予市における要介護認定者のうち、認知症と判定された方は、10月末現在で2,133人、要介護認定者の63.2%を占めております。認知症患者への施策としましては、在宅生活が可能な方へは、介護支援専門員作成のケアプランに基づいて、その方の状況に応じ、重度化防止を図るための通所デイサービスや訪問介護サービス等のサービス利用につなげております。認知症の症状が重度な方、家庭環境の問題から在宅生活が困難な方につきましては、グループホーム等の施設入所への対応につなげております。

認知症に係る事業には、認知症に係る支援について、認知症ケアパス、認知症あんしんノートというものでございますが、これの配布や認知症の方やそのご家族、地域住民など、誰もが気軽に集える認知症カフェも開設されております。そのほかにも、認知症初期集中支援チーム事業や高齢者あんしんネットワーク事業、徘徊高齢者等SOS登録事業を実施しております。相談業務としましては、長寿介護課と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しており、認知症に関する相談窓口として、随時相談が可能な体制をとっております。また、地域包括支援センターでは、介護、認知症相談として、定期的に相談日を設け、予約制で対応もしております。

今後ますます増加すると予想される認知症高齢者の問題は、行政、警察、消防を初めとする各関係機関が連携を図り、さらに地域ぐるみでの見守りネットワークの構築を初め、認知症施策推進大綱に基づき、認知症予防はもちろん、認知症になっても住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられる共生の地域づくりが必要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

加齢に伴って心身の機能が低下して、要介護になる手前の状態をフレイルと言います。これは、Frailtyという英語をもとに、日本老年医学界が2014年につくった造語だそうです。厚生労働省は、フレイルの人を把握するために、75歳以

上の人を対象にして、新たな健康診断を2020年度から始めるというふうに決定をしております。日本人の平均寿命は年々伸びておまして、2018年は女性が87.32歳、男性は81.25歳となっております。フレイルの早期発見で、介護の予防につなげて、社会保障費を抑制する狙いがあるのかもしれませんが、国は、後期高齢者の医療費の窓口負担を原則1割から2割に引き上げる方向にかじを切りました。今からますます老後は長く負担は大きくなると考えられます。

健康寿命をいかに伸ばして、第2の人生を元気に送っていくか、幸せに暮らしていくかは、いやが上でも、関心を持たざるを得ない話題になると思います。そうすると、介護の道は、この先、私たちとして避けては通れない大切な大きな課題の分野だと思っております。

介護されるほうも、介護するほうも、精神的な、あるいは身体的な負担が大きくなり過ぎないように、双方の不安が少しでも少なくなっていくような対応を行政としてもとっていただきたいというふうに考えております。

さらに、行政からもさまざまな場面で粘り強く、全ての地域の住民に、津々浦々にまで情報を届けていただいて、安心して介護ができやすいようなサービスを提供してもらって、手を差し伸べてもらいたいというふうに思っております。西予市に住む限りは、生まれてからも、そして老後も安心・安全だというような実感が味わえますような行政の手腕を、今後ともよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時06分

第 3 日

12 月 6 日 (金曜日)

令和元年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年12月 6日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1. 開 議 | 令和元年12月 6日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和元年12月 6日 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午後 0時02分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 建 設 課 長 | 三 瀬 文 丈 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 1 3 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 | | |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可します。

まず、7番佐藤恒夫君。

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

おはようございます。議席番号7番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

今回は、避難指示解除についてと社会福祉法人についての質問をいたします。

まず、避難指示解除に向けた取り組みについて伺います。災害から1年半がたとうとしています。6月議会でも、避難指示解除の見通しについて質問をいたしました。その折には、来年3月末をめどに避難指示を解除するというものであります。6月から半年が経過をいたしました。避難指示解除に向けた最新の進捗状況をお伺いいたします。

避難指示区域は、宇和地区で3カ所、野村地区で2カ所ありますが、今回は、宇和地区についてお伺いをいたします。

初めに、岩木地区の状況についてお伺いをいたします。当初の復興まちづくり計画では、関係機関と連携をして、災害関連緊急治山事業等を推進するというので、岩木地区の河川の復旧状況と災害関連緊急治山事業、アンカー工60本、治山ダムを施工するとなっております。その進捗状況と避難解除の予定はいつごろなのかをお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

ただいま佐藤議員からご質問のございました、避難指示解除について、まず岩木地区の避難指示解除に向けた状況につきまして回答させていただきます。

この岩木地区におけます治山事業につきましては、全体計画として、当初の予定では、床固工1基、谷止工3基、先ほどもありましたように、アンカー工60本の予定でありましたけれども、頭頂部のアンカー工につきましては、工法の変更が行われまして、鉄筋挿入工279本に変更されまして、12月14日に市と県によります地元説明会が開催される運びとなっております。

現在の進捗状況でございますけれども、今年度発注工事の床固工1基、谷止工1基のうち、一番下流の床固工が完成をいたしまして、一番上部の谷止工が施工中でございます。本体工事が間もなく完了いたしまして、附帯工事合わせまして、今年度中には予定どおり完成すると伺っているところでございます。

避難指示解除の判断といたしましては、今年度施工の床固工及び谷止工の完了を考えておりますので、今年度中には解除できるものだというふうにご覧いただいております。なお、工事全体の完成につきましては、令和3年12月ごろの予定とお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

当初の計画ではアンカー工法から、先ほど説明がありましたが、鉄筋挿入工法に変更になったということをお聞きをいたしました。なぜ変更になったのか、具体的にお教え願ったと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

この事業は治山事業でございます。県が工事をしております。詳細につきましては、ちょっと把握をしておりません。途中で工事の状況により

まして、変更があったものと考えております。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

アンカー工法っていうのは、案外すべり面が深く大きな制止力が必要なときに用いられるっていうふうなことで、お聞きをしておりますし、鉄筋挿入工法については、浅いすべり面に適用するっていうふうなことで聞いておるんですが、これは浅いすべりっていうことでの適用だったのでしょうか。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時08分）

○議長

再開いたします。（再開 午前9時09分）

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまの佐藤議員のお尋ねの件でございますが、佐藤議員のおっしゃるとおり、当初は地すべりの地域として設計をしておりましたが、調査の結果すべりが浅いということで鉄筋工に変えたとの県からの報告を受けております。

以上です。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

わかりました。

次に、明間地区四道地区の避難指示に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

計画では、法面工、土留工、水路工を施工することになっておりますが、その進捗状況と避難指示解除の予定はいつごろなのかをお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

四道地区につきましては施工箇所が、山の登頂部ということで、河川を使って資材の運搬、施工を行っていることから、非常に効率が悪く、全体的に工事が遅れている状況とお聞きしております。

現在、崩壊の原因となりました冠頭部の法枠工が完成をいたしまして、11月8日に愛媛県の完成検査が行われました。引き続き、今回発注の土留

工6基に着手いただいておりますけれども、今年度末までに何基完成するか工程を見守っている状況でございます。

したがいまして、避難指示の解除につきましては、現時点でいつということは申し上げることができません。引き続き発注者であります愛媛県、施工業者と市関係課の連携を密にいたしまして、早期解除に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

四道地区においては、山の頂上付近から崩壊をしておりますので、施工業者の方には大変困難な作業であると思います。この川の対岸のほうから見ると、最上部の法枠工の作業が完成をして、コンクリートで法面が覆われているのが見えます。災害時のときに、赤土の山肌がしっかり見えていたときと比べると、復旧工事により少しずつ少なくなっていくというのは、本当に安心感を感じるところであります。

これからも施工業者の方々には、大変難工事かも知れませんが、大変ご苦勞をおかけいたしますが、早期の工事の完成に向けてよろしく願いをいたします。

次、明間の岡山地区の避難指示解除に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

計画では、床固工、谷止工を施工することになっておりますが、その進捗状況と避難指示解除の予定はいつごろなのかというのを聞くようにしておりましたが、12月4日に避難指示解除がありましたので、今後の工事の予定をお伺いいたします。

現在、谷止工1基が完成をいたしまして、避難指示解除になりました。残り谷止工と水路工の建設予定はどういうふうになっているかというのをお聞きいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

流末水路工事について建設課で発注をいたしております。今年度末完成予定というふうになっ

ております。また、今年度に谷止工1基を計画しておりますけれども、現在、予算の調整中でありまして、施工年度はまだ未確定ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

5カ所ある避難指示の区域で、一番最初に避難指示が岡山地区は解除になりました。地域の皆様はやっと安心して生活ができます。大変うれしいことだと思います。あとの4カ所についても、1日も早く避難指示解除ができることを願っております。

次に、避難指示解除に向けた今後の取り組みについて伺いをいたします。

明間公民館、中組集会所は、避難指示区域に指定をされているため使用されておられませんでしたが。先ほどの説明によると、12月4日に避難指示解除をしたとの説明を受けましたが、避難指示が出てから1年半もの間使用しておりません。建物を1年半もの間使用せずに放置したわけですから、不具合箇所が出てきてもおかしくはありません。入居時までに保守点検を確実に行う必要があると思います。その際に、どのタイミングで、明間公民館、中組集会所を従来の場所に戻すのか。まずは、明間公民館から説明をお願いいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

改めましておはようございます。

今ほどご質問のありました明間公民館の従来の運用へ変更する時期につきましてでございますけれども、先ほどありましたとおり12月4日に避難指示が解除をされたことに伴いまして、現在、ロビーのカーペットや畳の表替えなど、必要な修繕を行うための手続を開始したところであります。

今後地元の意見をお聞きした上で、令和2年1月中旬をめどに、再開に向けた作業を進めていきたいと考えております。保守点検につきましては、施設を利用できなかった期間の影響を考慮いたしまして、施設内の清掃作業にあわせて、漏電の有無、設備の状況、また、出入口等の施錠

対策など、特に注意をいたしまして実施する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

避難指示が出ていた期間っていうのは、公民館の避難先っていうのは、小学校の体育館の用具室を使用していました。もう狭くて、本当にこう窓のない閉塞感を感じる場所で1年半もの間、そこを公民館として仕事をしておりました。住民の方が来ても座るスペースがないっていうところでもございました。避難指示が出るまでの従来の明間公民館っていうのは、住民の方が集う場所でありました。公民館の目的である社会教育の拠点としても大きな機能を果たしていたわけなんです。1日も早く従来の姿に戻るようになりたいと思います。

また、この閉塞感のある中での業務を遂行されておりました公民館長、公民館主事、業務員の方には、本当にお疲れさまでしたと感謝の念を申し上げます。もうよく我慢されたなって思っております。多分、閉所恐怖症の私だったとしたらもう我慢できずに、もうこんなところで仕事できんよとかって、言いたくなるような場所でもございましたので、1月中旬っていうのを楽しみにしてると思っていますのでよろしくをお願いいたします。

次に、中組集会所について説明をお願いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

まず、明間地区におけます避難指示が一部解除になりましたこと、大変うれしく思っているところでございます。今後さらに明間地区の復興が進みますことを心より祈念いたしております。

さてご質問のございました中組集会所でございますが、基本的な考えといたしましては、各地区の集会所につきましては、各地区において維持管理をお願いしているところであります。しかしながら地域におけます集会所の役割は、十分認識しているということから、現在、当市では、西予市集会所等整備事業費補助金交付要綱を策定いたし

まして、集会所の維持管理について支援を行っているところでございます。この制度は、集会所の増改築でありますとか、改修等を対象に上限200万円で2分の1の補助金を支出するという事業となっております。

先ほどのご質問でございますけれども、今回、避難解除になりまして、地元の役員の方々とともに、中組集会所を拝見させていただいたところ、目視レベルではありますけれども、特に災害の影響を受けている箇所は見られなかったということでございます。今後、避難指示解除によりまして集会所の利用が再開され、集会所の修繕等が必要となった場合につきましては担当課でありますまちづくり推進課へご相談をいただければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

中組集会所のほうも、またよろしく願いをいたします。

続いて、明間の消防団詰所についても、どの時点で従来の詰所に戻すのかをお伺いいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

改めましておはようございます。

ご質問のありました下宇和分団第2部の詰所についてお答えをさせていただきます。

当該詰所は、平成30年7月豪雨による直接的な被害はございませんでしたが、明間地区の避難指示区域内ということであったため、旧明間小学校体育館の2階及び校舎北側に消防車庫を設けて、仮詰所として使用をしておりました。このたびの避難指示の一部解除に合わせまして、詰所の点検を行いました。特に問題点がないということから、12月15日に元の詰所に戻す予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

消防団は、災害のときには大変力を発揮してくれた。ですので、1日も早く元のところに返して

いただければありがたいなと思います。

一つだけお聞きしたいのですが、再質問になるんですが、消防団っていうのは縦社会であります。消防本部、消防団長、方面隊長っていうふうな指示のもとで活動をしております。消防団の詰所が1年半もの間使用せずに不便をかけたっていうことはご承知のとおりだと思います。解除後に速やかに詰所を従来の形に戻すということでありましたので、元に戻す場合っていうのは、消防本部から指示を出すだけではなくて、私は、団員に対してねぎらいの言葉があってもいいんじゃないかなと思っております。どうかそのあたりを消防長のほうも考えていただけたらと思います。

次に、明間保育園についてお伺いをいたします。

明間保育園は、地域別復興方針では、避難指示が解除されるまでは開園をしないということで、31年度は休園として、他の保育園へ入園支援を行う。再開を含めて、運営全般に関して、保護者や地域の方々と協議を進めていくとの説明で、下宇和保育園に移りました。本年8月の明間地区市政懇談会では、地域の方々の要望もあり、避難指示解除後には、明間保育園を再開いたしますと説明をされました。再開に向けての進捗状況をお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

改めましておはようございます。

避難指示解除後の明間保育園の対応についてお答えをさせていただきます。

明間保育園は、社会福祉法人西予総合福祉会が運営する定員20名の保育園となっております。先ほど議員も申しましたように、平成30年7月豪雨災害に伴う避難指示が発令されたことを受け、平成30年度は、7月25日から3月31日まで、地元のご理解をいただきまして、昭和多目的集会施設をお借りし、臨時保育所として使用させていただきました。平成31年度は明間保育園を休園とし、下宇和保育園で保育を行う方針のもと、現在に至っております。このたびの避難指示の一部解除を受け、令和2年4月から明間保育園を再開するよう施設運営法人と協議を行いながら、今後準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

令和2年4月から再開するとのことで大変うれしく思います。

開園までに設備の保守点検については、西予総合福祉会に委託をしているので、西予総合福祉会に全てを任せ、担当部署の確認はしないのかっていうことと、また、再開に当たっては、住民説明会の開催はしないのかっていうところ、この2点をお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の施設の保守点検等につきましては、運営法人でございます西予総合福祉会で実施をしていただきます。実施いただきました後に、市といたしましても、施設がしっかりと保育環境が整っているかというところは確認をさせていただきたいと思っております。

また、住民説明会の実施につきましては、今後、市が開催いたします避難指示解除に関する住民説明会の際に、施設の運営法人も同席をしていただいで、地元の皆様にご説明をさせていただいたらと、今調整をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

説明会のほうも検討していただいているということで、どうかよろしくお願いをいたします。

続いて、社会福祉法人についてお伺いをいたします。西予市と社会福祉法人の関係について伺います。

西予市で運営できない事業について、社会福祉法人に委託をして運営してもらうことっていうのは非常にありがたいことだと感じております。社会福祉法人の事業は、特別養護老人ホーム、児童養護施設、障がい者施設、保育園、訪問介護、デイサービス、ショートステイなどがありますが、この事業を行うに当たり、私が知る限りでも、市は社会福祉法人に対して、土地の無償貸与や建物

の無償譲渡を行っております。この費用負担額っていうのは莫大な金額になります。合併時から現在まで、社会福祉法人に対して、土地の無償譲渡、建物等無償譲渡を行った物件と費用負担した金額をお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

西予市が合併後、社会福祉法人へ無償譲渡を行った物件と費用負担についてお答えをいたします。

児童福祉施設では、合併後に保育園2施設を民営化に伴いまして無償譲渡しております。2つの施設の建築当時の総事業費は、合計で1億6887万6000円でございます。無償譲渡後に、市がこの2施設に負担した金額は、民営化保育所運営補助金として、2園で1680万1831円を補助しております。

また、高齢者福祉施設では、合併後、特別養護老人ホームが4施設、養護老人ホームが2施設、軽費老人ホームが2施設の合計8施設の建物を民営化に伴い無償譲渡しております。8つの施設の建築当時の総事業費でございますが、合計で44億3291万8000円になります。無償譲渡後に市が負担した金額は、施設整備費として2回、合計で1350万円となっております。

なお、高齢者福祉施設への負担金は、西予市明浜地域及び宇和町地域振興基金を財源としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

今説明がありましたように、何十億っていう莫大な金額を負担しているわけです。このほかにも、来年4月からの高山保育園、また、今定例会での補正予算の第5号でも、小規模保育園事業も負担することになっております。

そこでお伺いしたいのは、社会福祉法人においては、公共性、非利益性の徹底、地域社会への貢献が求められていると思いますが、最近耳にするのが、利益が出ないから事業をやめる。利益が出ないので事業の再開はしないなどの声を聞きます。社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うこと

を目的として、法律で定められることにより設立された法人となっています。その中で、収益事業も行うことはできますが、限られた事業にしかできないと思います。社会福祉法人は、公共性、非営利性の徹底、地域社会への貢献が求められているわけですから、利益の追求ばかりを考えて、事業運営することに問題があるのではないのでしょうか。そういった社会福祉法人へ莫大な費用負担を行っている中で、西予市として、どのような指導、または対応をしているのかをお聞きいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

市が社会福祉法人に対してどのような指導を行っているのかについてお答えをいたします。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいい、この法律において、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされているところでございます。

社会福祉法人をめぐる近年の動向から、国では、社会福祉法人の公益性、非営利性を確保する観点から、制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底するため、平成29年4月に、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法人制度の改革が行われました。

この改正において、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの見直し、事業運営の透明性の向上、財務規律を強化し、適正かつ公正な支出管理、いわゆる内部留保の明確化と社会福祉事業等への計画的な再投資、地域における公益的な取り組みの責務等の規定を設け、社会福祉法人の公益性・非営利性を制度的に担保したものでございます。また、この改正により、行政の関与のあり方についても見直され、所轄庁の指導監督の機能強化を図るとともに、指導監査要綱を見直し、監査内容の標準化を図るため、国において監査ガイドラインが作成されました。これにより、法令、通知等で

明確に定められた事項に関する監査を行うことを原則とし、各法人に対して指導監査を行います。

また、監査ガイドラインを法人にも周知することによって、法人の自主的・自律的な運営のもと、それぞれの規模・特性に応じ、必要な内部規定等の策定や自主点検を実施し、法人みずからが適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保が図られることが期待されます。

西予市内における各社会福祉法人については、所轄庁である県及び市が指導監査を行っております。今後も引き続き、改正された指導監査要綱により、国が示す指導監査ガイドラインに基づき、法令、通知等で定められた事項に関し、適正に行われているか監査を行っていき、地域に貢献する社会福祉法人のあり方について、今後も指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

平成29年4月に社会福祉法の一部が改正をされ、事業運営の透明性の向上、適正な支出管理、内部留保の明確化と社会福祉事業への計画的な再投資への規定を設けたとの説明でありました。

現在は、各社会福祉法人の事業報告や決算書を見ることができます。社会福祉法人の決算書を見ると、施設整備の整備資金積み立てを行っております。支出の内部留保をしている社会福祉法人に対して、施設整備の整備資金の補助金を出していないのか。また、出しているのであればその理由をお聞きいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

ご質問にお答えをいたします。

これまで、社会福祉法人の制度におきましては、法人が保有する財産の分類や取り扱いに係るルールが明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の用途等について明確な説明責任を果たすことができているとは言えない状況でございました。

そのため先ほど申し上げましたように、社会福祉法人制度改革におきまして、全ての法人に共通するルールを設定した上で、その保有する財産が

ら事業継続に必要な財産を控除し、これを上回る財産がある場合には、それを財源として、社会福祉事業もしくは公益事業の充実に活用するよう明記されたところでございます。

そのため、毎年各法人におきましては、活用可能な財産や再取得に必要な財産、必要な運転資金が、先ほど議員もおっしゃられましたように、公表されており、今後もそれらをもとに、市が負担することが妥当であるか、各法人と今後も協議してまいりたいと考えております。施設の改修等におきましては、法人のほうと協議を行って、その負担金が妥当かどうかというところを十分に検討して、負担したケースもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

今説明していただいたところ、ここが一番重要なところだと思います。市が負担するのが妥当かどうか、しっかりと協議をしていただきたいと思えます。

社会福祉法人の仕事っていうのは、私たちの生活に密着した事業が多く、なくてはならない事業であることは存じておりますが、この社会福祉の事業を誰も引き受けてくれなかったら本当に大変なことになることもわかっております。私は、社会福祉法人は、外郭団体的な存在だと思っておりますし、西予市は、社会福祉法人と議論しながら円滑に事業ができるような体制ができていますか。また、西予市と社会福祉法人との関係性っていうところを説明願います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

市内の社会福祉法人との連携についてお答えをさせていただきます。

西予市社会福祉協議会の主導により、平成29年度から西予市社会福祉法人連絡会議が開催されておりまして、市内にございます西予市社会福祉協議会、西予総合福祉会、ひまわり育成会、西予市野城総合福祉協会、三瓶福祉会の5つの社会福祉法人が参加され、市も福祉事務所所管の3つの課が参加をさせていただいております。

連絡会議は、市内の社会福祉法人が連携するこ

とで、多様化・深刻化する地域の生活課題の解決に向けて取り組み、課題を共有することで、お互いに実施可能な地域貢献に取り組むことなどを目的に開催されています。年1回のペースで開催されており、今後も継続して開催されることにより、地域の福祉ニーズを積極的に把握し、共有することで、市と社会福祉法人との新たな連携・協働のあり方についても協議できるものと期待しているところでございます。

社会福祉事業を展開する上では、議員もおっしゃったように、社会福祉法人のご協力なくしては行うことができないものがほとんどでございます。今後も、このような会議の場をお借りしながら、円滑に事業が進めていけるよう協議させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

西予市社会福祉協議会の主導で、年1回の社会福祉法人連絡会議を開催され、市も所管の3課が参加をしているとのことでありました。

地域の課題解決に向けて真剣に取り組むのであれば、年1回っていうのは少ないのではないのでしょうか。市の福祉事務所が主導をして、各社会福祉法人ごとに、地域の社会福祉事業について情報共有するようなことが必要ではないかと思えますが、そこの辺の意見を聞きたいと思えます。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しました社会福祉法人連絡会議は、平成29年の社会福祉法人制度の改革によりまして、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みを、市内の社会福祉法人が互いに連携・協働することで、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、一体となって取り組もうとするものでございますので、社会福祉法人が主体となっておりまして、今は行っていただいております。その取り組みに行政がかかわることによって、これからの社会福祉法人と行政との新たな連携・協働のあり方についても考えることができ、よりよい関係づくりができていますものと考えております。

また、これまでの各社会福祉法人によって、取り組まれている事業も違うことから、それぞれの事業ごとに、その都度、市の担当課と法人とが個別に協議を重ね事業を進めておりますので、西予市の社会福祉事業が円滑に遂行できているのではないかと考えております。今後も関係性を大事にしながら、社会福祉事業及び地域福祉事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

ちょうど目の前に座っていらっしゃいます管城市長は、社会福祉についてはスペシャリストでございます。何も知らない議員があれこれと意見を言っているのかと思われるかもしれません。しかし、何も知らないビギナーだからこそ、なぜとか、何でっていうような疑問がわくことがございます。長く職務に携わっていると当たり前のことを疑問に感じないことがあります。なぜとか、何でっていう声を聞いていただき、西予市の社会福祉事業が円滑に遂行できるよう、社会福祉法人との関係性を築いていただきたいと思います。私たち議員も社会福祉事業について、これからはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

昨年11月には、議員有志により、野城総合福祉協会で勉強会を開催していただきました。各施設の概要の説明とか、運営理念等を聞かせていただきました。この勉強会で感じたことっていうのは、地域から信頼される施設運営をされているっていうことを非常に実感いたしました。社会福祉事業を運営する上では、社会福祉法人はなくてはならない存在であるっていうことも学ばせていただきました。西予市から社会福祉法人に対して、補助金、費用負担金が事業に、適正かつ公正に事業運営に使用されることを願ひまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時48分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、6番河野清一君。

河野清一君。

○6番河野清一君

改めましておはようございます。議席番号6番河野清一であります。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項等によりまして、一般質問を行いたいと思っております。

本日は3点についてお伺いをしたいと思っております。

まず最初に、豪雨災害についてお伺いいたします。

甚大な被害を起こしました豪雨災害からはや1年6カ月が過ぎようとしております。まだ、仮設住宅等での避難生活を強いられておられる方が大勢いると聞いております。お見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復旧・復興を願っております。

さて、今まで多くの議員が豪雨災害について質問をされてこられました。大規模な災害といたしましては、野村地区の浸水被害、宇和地区の明間並びに岩木地区での土砂災害等が挙げられておりますけれども、市内全体至るところで災害が発生しているように思っております。それらについても、今まで多くの議員が、本日も佐藤議員が先ほど復旧状況等の質問をされてきましたけれども、それらに対する行政当局からの答弁で、被害状況、復旧状況が見えてきていると思われま

す。私はそこで、被災地等で発生した災害廃棄物についてお伺いしたいと思います。

皆さんもご存じのように、被災直後から廃棄物集積場とか、仮置き場を至るところにつくられまして、大量の廃棄物が搬入され、山のように積み上げられている現状を目にしたことと思いません。被災直後、野村地区におきましては、乙亥会館の横の駐車場等に山積みされた廃棄物、あるいは、野村ダムの駐車場、あそこはカーテンといいますが、道路側から見えないように壁のようなものをつくられて処理をされておる現場、あるいはクリーンセンター等で処理をされてきたと思いません。大量の廃棄物が、第3回定例会の本庁へ通う間に、野村の処理場、ダムのところでありまして、そのカーテンが撤去されて、ほぼその処理が終わったように思っております。その廃棄物の処理の現状をまずお伺いしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

昨年の7月豪雨災害における災害廃棄物の処理の現状についてお答えをいたします。

災害発生当時から市内10カ所の仮置き場を設置いたしまして、災害廃棄物の搬入搬出を行ってまいりました。三瓶町は平成30年7月31日に、明浜町は同年9月23日に、宇和町及び城川町は平成31年3月31日に、それぞれ災害廃棄物の仮置き場を閉鎖し、野村町におきましては、ことしの11月22日に災害廃棄物の搬入搬出が終了し、全ての仮置き場を閉鎖したところでございます。

昨年の7月豪雨におきます災害で被災された皆様におかれましては、心身ともお疲れのところ、仮置き場への災害ごみの搬入時には、しっかりと分別を行っていただいたおかげで、スムーズな処理ができましたこと、改めて御礼を申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

今の答弁で、11月22日でしたか、搬入搬出が終了したという内容であります。ものすごい量の災害廃棄物があったと思いますけれども、無事終了したということで安堵しております。

廃棄物の量でありますけれども、どれくらいの量であったのか。種類別、その量、また、処理の委託先等についてお伺いしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

処理をいたしました災害廃棄物の総量と処理委託先についてお答えをいたします。

処理をした災害廃棄物の総量といたしましては、11月末現在で2万2764トンとなります。その内訳ですが、可燃物が4,421トン、木くずが3,079トン、金属くずが400トン、コンクリートが7,059トン、不燃物が3,775トン、がれき混じりの土砂が4,030トンとなっております。

処理委託先は、市内が4業者で、市外が2業者となっております。

また、廃家電4品目のテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについては、家電リサイクル法に基

づき2,988台を適正に処理しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

廃棄物の総量2万2764トンということでありませう。想像を絶するという量であろうと思います。10トンダンプで2,200台。どこまで続くのかなという感じがいたしますけれども、ものすごい量の廃棄物の量であったと思います。

昨夜まで4日続けて、NHKの番組で、体感首都直下地震と題しての番組が放映されておりました。架空の番組内容とはいえ、首都直下地震、いろいろな、こちらの西予市では考えられないようなものすごいリアルに富んだすさまじい内容のものであったと思います。

当市も、南海トラフ巨大地震が、今後30年のうちに、70から80%の確率で発生すると言われております。昨年の豪雨災害で2万2764トンでありませうか、災害廃棄物が発生した。南海トラフ時はどうなるのかなと想像を絶するところであります。聞くところによりますと、豪雨災害の100倍近くの廃棄物が出るのではなかろうかという話も聞いておりますけれども、万が一、その南海トラフ巨大地震がきたときの被害予想、またその対応について、今考えられておるところのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ご質問にお答えをいたします。

現在、本市では、ことしの12月末を目標に、西予市災害廃棄物処理計画の今策定に取り組んでいるところでございます。

この計画において、南海トラフ巨大地震が発生した場合に発生する災害廃棄物の処理量を、最大約222万トンと推計しており、先ほど申し上げました、昨年の7月豪雨災害で発生した災害廃棄物量と比較しますと、議員もおっしゃるとおり、約100倍程度の災害廃棄物が発生すると推計しております。この災害廃棄物への対応といたしましては、1次仮置き場で分別、一時保管をしながら搬出を行いますが、保管が不可能であれば、2次仮置き場を設置いたしまして、そこで選別、一時保

管して、処理施設へ搬出することになります。市内で処理できるものは市内で、できなければ県内・県外で処理といったように、広域処理を行うことになります。

しかし、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、近隣の市町はもちろん、県内外の多くの自治体も被災する恐れがございますので、国及び県の支援を受けて対応することも必要となってまいります。いずれにいたしましても、災害の規模や状況に応じ、どれだけの災害廃棄物が発生するか、迅速に推計を行い、仮置き場や処理方法の検討、人員、資機材の確保、協定に基づく広域連携、国・県の支援など、総合的に判断して対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

万が一でありますけれども、南海トラフ巨大地震が起きましたら、もう市単独の力では及びつかないという状況になると思います。県、あるいは国との連携を密にして、少しでも、その南海トラフ巨大地震が来ても、災害に強いまちづくりに努めていただけたらと思います。

3番目に、処理費用総額はと載せております。30年度決算書におきまして、30年度の災害廃棄物処理費用と載せてありましたけれども、その費用の流れと本年処理を終わった時点での費用総額、集計ができておりましたらお教え願ったらと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

災害廃棄物の処理費用総額についてお答えをいたします。

災害廃棄物の処理費用総額は、令和元年10月末までの支払い総額として約10億5355万3000円となりますが、この金額には11月分の未払い分等が含まれていないことや仮置き場の舗装修繕費等が含まれておりませんので、今後増加することとなります。処理費用の支払いにつきましては、それぞれの業者と単価契約を行い、支払いを行っております。

この費用総額のうち、災害廃棄物処理事業費補

助金といたしまして、災害査定で認められた補助対象経費の2分の1が国庫補助金として交付され、残りにつきましては、災害対策債として100%の充当率があり、後年度における元利償還金の95%が交付税措置されることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

費用総額の補助対象経費2分の1が国庫補助、また残り2分の1も災害対策債ですか、充当されるという話でありますので、市当局の持ち出しはそがいにないのかなということで安堵しております。

その次の質問でありますけれども、山林被害についてお伺いしたいと思います。

復興まちづくり計画におきましては、まず、被災された住民の住宅再建、インフラ、各公共施設等の整備を行う3年の短期計画。それから、治山事業、河川改修等を6年にかけて行う中長期計画が載せられております。

治山事業につきましては、被災後の報告会、災害関連緊急治山事業が、宇和町内において7件、野村町におきまして5件、城川管内におきまして3件の計15件が報告されてまいりました。6月の第2回定例会におきまして、各地の災害関連緊急治山事業の復旧状況等について報告されていると記憶しております。私の感じでは、それ以外にも多くの被害が市内各地で発生しているように見受けられます。現在の山林被害の状況、復旧状況等をお伺いしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

現在災害の発生した年に実施できる災害関連緊急治山事業におきまして、市内15カ所を県が事業主体になって取り組んでいただいているところでございます。被害状況といたしましては、山腹の崩壊による災害が5カ所（宇和1カ所、野村1カ所、城川3カ所）、溪間の土砂流出による被害が9カ所（宇和5カ所、野村4カ所）、山腹の崩壊

から溪間の土砂流出につながった箇所が1カ所（宇和1カ所）となっております。

また、災害発生の初年度に先ほど申しました災害関連緊急治山事業が実施された地区のうち、再度の林地崩壊や出水等によって、下流に被害を与える恐れがある場合、治山激甚災害対策特別緊急事業を採択され、計画に基づき緊急に実施することができます。その治山激甚災害対策特別緊急事業に西予市が対象となりましたので、5カ年計画を策定し、県営治山事業で実施することとなっております。災害関連緊急治山事業と併用して実施する箇所もごございますが、治山激甚災害対策特別緊急事業で実施する箇所が11カ所（宇和町4カ所、野村町4カ所、城川町2カ所、三瓶町1カ所）となり、計画に基づき整備をしていくこととなります。あわせて、26カ所の緊急を含めた治山関連の復旧事業となっております。

復旧状況につきましては、災害関連緊急治山事業の対象箇所、15カ所全ての入札が完了し、復旧に取りかかっているところで、完成は、規模の大きさや施工条件により異なりますが、年度末を目標に取り組んでいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

災害関連緊急治山事業とは別に、治山激甚災害対策特別緊急事業、これが併用といいますか、復旧工事として事業が出ておるとい話であります。11カ所出ているという話でありましたけれども、5カ年計画を立ててと言われておりました。その進捗状況等についても報告を願ったと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまのご質問でございますが5カ年計画に基づいて進めていきますが、今年度は6カ所の施工予定となっております。順次進めているところでございます。場所といたしましては宇和町に2カ所（下川の白水、明間の昭和）、野村町1カ所（河西）、城川町2カ所（高野子池野々、窪野下里）、三瓶町1カ所（津布理）でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

災害関連緊急治山事業と治山激甚災害対策特別緊急事業、なかなか長い事業名で言いにくいんですけども、この併用して実施すると言われておりました。その内訳等についてもお教え願ったと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議員がおっしゃるとおり長い事業名でございますが、ご質問のありました内訳につきましては、災害関連緊急治山事業のみで完了する箇所が7カ所、災害関連緊急治山事業と治山激甚災害対策特別緊急事業を併用して実施する箇所が8カ所、治山激甚災害対策特別緊急事業の対策箇所が11カ所となっております。治山の関連事業で復旧いたします箇所が市内で26カ所となっております。

以上です。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

地元城川地区におきまして、財産区議員、山林関係の財産区でありますけれども、そういった中で、ものすごい状況になっている山林があるとの話を聞きまして、その財産区議員と1日現地を歩いてまいりました。先ほどからなっております災害関連緊急治山事業に載らないのが不思議なぐらいのものすごい被災を受けた山林等がありました。なぜ載らないのか、そういったところの治山事業に要件等があるのであればお教え願ったと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました採択要件でございますが、例えば公道、公共施設、それからため池、用排水施設、また、人家等に被害を及ぼすと認められた場所というような抽象的な表現がされておりますが、手元に詳しい、林野庁から出ている資料を持っておりますが、この場所で説明するような簡単な説明書ではございませんので、また後ほど、河

野議員にはお渡しをしたいんですけど、我々が読んでも非常に難しい、わかりにくい説明書でございますが後ほどお渡しをさせていただきまして説明をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

その要件、部長が見てわからないものを、一議員が見てわかるはずがないというような気もいたしますけれども、勉強したいと思っておりますので、後ほどいただきたいと思っております。

先ほど言いました山林被害、実際に見て回った山林でありますけれども、災害関連緊急治山事業、あるいは、治山激甚災害対策特別緊急事業、これらの双方とも災害査定に入っていない箇所であります。そういったところ、市内にもまだあるのではなからうかと思っておりますけれども、そういった被害状況は把握されておられるのか。また、どのような対応を今後していられるのかお伺いしたいと思っております。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議員ご指摘のありました昨年の豪雨災害において災害査定にかからなかった場所についてですが、城川地区におきましては、山林山腹の被害報告を受けた箇所につきましては、昨年県と現地確認を行い対応の検討をいたしております。緊急治山事業及び激甚治山事業の採択要件に満たなかった箇所につきましては、通常の治山事業において復旧するよう県に要望を上げさせていただいております。城川地区では、今年度通常の治山事業で3カ所（野井川の竜泉地区、魚成の中津川地区、窪野の長崎地区）を要望してありまして、測量設計に取りかかるよう県が準備をいただいております。また、林道災害につきましては、延長が長く終点側が被災している場合には、起点側から復旧いたしまして、順次対応することとしております。

以上、答弁といたします。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

災害査定に載らないところ、県と相談をして、通常治山事業対策を練るという話であります。先ほどの現地を行ったところで申しますと、林道もあわせて被害を受けております。その林道をまず最初に直さなければ山林への作業に入れないと。そういった現状がありますので、そこら辺もお含みさせていただきまして、林道災害についても、積極的な県への働きかけ、また、市当局の事業で実施をしていただきますように要望をしておつたらと思っております。

先ほどの通常の治山事業において復旧する場合、災害関連で言いますと地元負担はまず要らないのかなと思っておりますけれども、通常であれば地元負担が発生するのかどうか、それだけお伺いしたいと思っております。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました地元負担につきましては、災害関連緊急治山事業、治山激甚災害対策特別緊急事業も一緒でございますが、通常の治山事業を含めて地元負担はございません。しかしながら、財産を守るという観点から用地や立木の保証はございませんので、所有者の方々のご理解、ご協力を求めているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

国の災害査定に入らなくても通常の治山事業でも負担金はゼロという話であります。地元の方も安堵されておるのではなからうかと思っております。ありがとうございます。

山林被害の最後でありますけれども、その山林を見に行ったとき、あるいはほかの山林、地元の回ったときに、砂防ダム、あるいは治山ダムが被害を受けております。山腹崩壊等によりまして、流れた土砂、あるいは流木によりまして、機能不全に陥っている砂防ダム等が見受けられたが、その砂防ダムと治山ダム、どちらのダムであるかは私では判断できないわけでありましてけれども、その対処方法等があればお教え願つたらと思っております。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議員がおっしゃるとおり、治山と砂防との区別は非常に難しいと思います。治山及び砂防ダムが機能を果たしていないのではないかというご指摘、ご質問、これは住民からもよく質問がされることをございまして、まず溪流にある堰堤は治山ダム（林野庁）と砂防ダム（国土交通省）とがございまして、どちらも見た目は同じで、区別がつきにくいかと思いますが、目的や構造が違います。治山ダムは土砂が堆積し山際が固定されることにより、山林の崩壊を防ぐ働きをしますので、基本的に堆積物を除去したりはいたしません。機能してない施設がある場合は、県へ報告をし、現地を確認の上、必要であればその上層部にもう一つ増設するという対応となります。砂防ダムにつきましては、タイプによって対応が異なるようです。管理は県の土木事務所となりますので、確認ができた施設につきましては、県へ報告をし、現地確認の上、対応することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

砂防ダム、治山ダム、なかなか区別がつかない。監督官庁が違うという話でありますけれども、住民としてはどれも同じであります。先ほども言いましたけれども、山林崩壊によりまして、山腹崩壊ですけれども、もう満杯になっておるといふダムが多数見受けられると思います。県の管理するダムということでもありますけれども、できるならば、機能回復、流木等を除けていただくとか、そういったことをしてさし向きの機能回復を県のほう等に要請していただけたらと思います。

次の質問でありますけれども、農地災害についてお伺いいたします。

農地以外につきましても、先の6月定例会で酒井部長が答弁されております。現状の復旧状況をお伺いするとともに、市単独補助災害について、事実上、上限40万で8割補助の事業でありますけれども、まだまだ発注はしていても、着工、完成している現場は、あまり見受けられないのが現状ではなからうかと聞いております。その市単独補助災害でありますけれども、復旧工期は2年と聞

いております。もう来年3月末で期限は来ろうかと思っておりますけれども、今のままでは、半分以上のところ完了しないと。何らかの工期の延長とか、期間の延長対策を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

まず初めに農地災害の復旧状況や施設の復旧状況について説明をさせていただきます。

平成30年の豪雨災害により、復旧工事を行う農地件数は公共災害で132件、市単独補助災害で316件でございます。令和元年11月26日時点において、公共災害では43件、9693万6000円について入札を執行しております。そのうち31件、7014万6000円については落札がありましたが、12件の2679万円の入札不調が発生している状況でございます。市単独補助災害につきましては316件の申請に対して、112件が工事を完了しております。

ご質問いただきました市単独補助災害の復旧時期につきましては、令和元年度末までとしておりますが、災害復旧工事の集中により完成の遅れが予想されますので、状況を見て、令和元年度以降に完了期限を延長する対策を講じることとしております。

また、農業用施設の復旧状況でございますが、公共災害で160件、市単独補助災害で243件でございます。令和元年11月26日時点において、公共災害では90件、5億1378万7000円について入札を執行しております。そのうち73件、3億7629万8000円につきましては落札がありましたが、17件、1億3748万9000円の入札不調が発生している状況でございます。市単独補助災害につきましては243件の申請に対しまして、128件が工事を完了しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

まず、市単独事業につきましては、工期の延長を講じるという答弁でありました。まことにありがたいことでありまして、皆がまず、農地の復旧に頑張るのではなからうかと思っております。

今報告がありました農地災害、公共災害であり

ますけれども、130件のうち、入札執行43件、約3分の1であります。ここら辺につきましては、余りにも入札不調、執行率が低いと思われまます。その要因は何かありましたらお教え願ったらと思ひます。

○6番河野清一君

酒井産業部長。

○酒井産業部長

災害査定におきましては、大規模災害に対応するため、簡略化図面で補助額の決定を受けておりますが、実施に当たりまして再測量、再設計が必要であり、あわせて、国・県との協議に時間を要することが大きな要因となっております。順次申請を行ってまいりますので、令和元年度末には、全件の執行ができるのではないかと、その元年度末に執行を目指して頑張っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

今年度末を目標に全件の執行を目指すという答弁でありました。

2年が経過しようとしております。早急な農地あるいは農業施設の復旧・復興に全力を傾けていただきたいと思ひます。

次の交通事故についてということでお伺いしたいと思ひます。

トンネルの安全対策についてでありますけれども、市内のトンネル内での交通事故件数について把握されておるかお伺いしたいと思ひます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問の西予市内のトンネル内におけます交通の事故件数についてでございますけれども、直近2年間の発生状況を申し上げます。西予警察署から提供いただきました情報によりますと、平成30年におけます市内交通事故発生件数37件のうち、トンネル内におけます事故は2件発生してございます。また、ことし1月1日から11月25日現在まで、市内で38件の交通事故が発生をしております。そのうち、トンネル内での事故は1件発生しております。死亡事故はございません。なお、トンネル内におけます物件事

故につきましては詳細なデータがございませんので、今ほど申し上げました件数につきましては、全て人身事故件数のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

30年度に2件、今年1件という話でありますけれども、なぜこのような質問をしたかと言いますと、私どもが、本日もそうでありますけれども、ここ宇和の庁舎に来るとき、私は、桜ヶ峠、あるいは野村ダムの椎木トンネル、出合トンネル、河西トンネルと通ってまいります。明浜地区からは野福トンネル、三瓶地区からは三瓶トンネルでありますか、通って本庁に各議員も来られると思ひます。そういったときに、野福トンネル、あるいは三瓶トンネルにおきましては、トンネルの側壁、約2メートルぐらいでありますけれども、白色の内装板の工事をされております。先ほど言いました、私どもが通ってまいります、山本議員もおられますけれども、山本議員から言わすと、祓川トンネルもあるぞと言われるかもしれませんが、そういった内装板の工事がなされておられません。実際、桜ヶ峠のトンネルにおきましては、物損事故でありますけれども、小型特殊自動車、トラクターとかになろうかと思ひますけれども、乗用車との追突事故等が毎年2件ぐらいずつ起きておる、こういった現状であります。

先ほども言いましたように、野福トンネル、三瓶トンネルには実施されておる。それによりまして、トンネル内の視覚と言いますか、明るく照らされてトンネル内の安全対策に貢献していると思ひます。そういった現状を踏まえますと、市内全域、全てのところにはなかなか無理かもしれませんが、白色の内装板の工事をしていただくことはできないのか。これ県、あるいは国の国道、県道のトンネルでありまして、市当局が直接手は出せないかと思ひますけれども、そういった国・県への働きかけをして、早急なそういった対策を講じていただくお考えはあるのかないのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

内装板のご質問でございますけれども、市内では西予市管理のトンネルが3本、愛媛県西予土木事務所管理の一般国道並びに県道では16本のトンネルがございます。このトンネルの内装板設置につきましては、NEXC O設計要領を基準といたしましたトンネル内装板設置基準がございまして、トンネル延長が300メートルなら、1日4万台以上、3,000メートルなら、日量4,000台以上の交通量を目安として、それを超える場合に、内装板の設置対象となるようでございますけれども、市内にはこの基準に該当するトンネルはないようでございます。

このような設置基準がありますけれども、愛媛県では現在、重要施策である自転車新文化を推進されている関係で、国道197号坂石トンネル、栗木トンネルにおきましては、愛媛マルゴト自転車道整備工事におきまして、また、主要地方道宇和明浜線の野福トンネル及び宇和三瓶線の新三瓶トンネルを、宇和海しおさいオレンジ輪道整備工事において、自転車通行量の増加に伴う一層の安全確保を図るため、基準の範囲外ではありますが、トンネル内装板が整備をされております。

市といたしましても、こういった基準がございまして、県のほうに働きかけはしていきたいと思っておりますけれども、この基準があるということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

そういった基準があるかもしれませんが、実際そういった追突事故、あるいは人身事故が起きておるといふ現状におきまして、市民の安全、あるいは交通の安全確保というような点で、今一度働きかけをお願いしておつたらと思いません。

その次の視線誘導標であります。

この視線誘導標、なかなかわかりにくいかと思っておりますけれども、鹿野川ダムの湖畔に4本の道路があります。私も城川のほうから言いますと、坂石トンネル、栗木トンネル、大地トンネル、久下トンネルの4本がありまして、大洲市側の久下、大地トンネルにつきましては、視線誘導標、丸い風車のようなものでありますけれども、歩道

の角にあって、トンネル内、ライトをつけて通ると、パーッとカーブの道なりに道路を表示する装置でありますけれども、そういったものが大洲市側には設置されております。土木事務所の管轄も違うというふうに把握はしておりますけれども、これも西予市からも働きかけをしていただきまして、同じ何と言いますか、連続したトンネルであります。市内の西予市側の2本のトンネルにも設置して、なおかつ、先ほど言いました市内の各県道、国道のトンネルにも設置をしていただく働きかけを要望しておつたらと思いません。

次に、3番目でありますけれども、風力発電についてであります。

先般、11月6日の愛媛新聞に、県の環境影響評価審査会が開催されたという記事が載っております。それから、私は県のホームページでその審査会の内容等を見ておりますと、50基で18万キロワット程度の規模。対しまして、同じ日に、J-POWER、電源開発株式会社でありますけれども、そこのホームページでは、38基で16万3400キロワットと載っております。

本当のところの事業概要はどうなっておるのか。これに対します市からの意見書等も出されておると思っておりますので、そこら辺把握されておりますので、事業概要についてお伺いしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまの議員の質問にお答えをしたいと思います。

これ仮称ではございますが、西予梶原風力発電事業概要についてお答えをいたします。

本事業は、国の政策、愛媛県や高知県の取り組みにも即する形で、当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化対策の一助として、環境保全に貢献するとともに、地元自治体の活性化に寄与することを目的としており、主たる事務所が、東京都中央区にございます電源開発株式会社が、愛媛県西予市及び高知県高岡郡梶原町において、当初の計画で、単基出力3,600キロワットを50基程度、最大で総出力18万キロワット程度の計画でございました。

次に、2番目の環境影響評価方法書という書類がございますが、この段階においては、単基出力4,300キロワットを38基程度、最大で総出力16万3400キロワット程度の風力発電を設置する計画になっておりました。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点から望ましいものではありませんが、一方で、事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在していることから、騒音や風車の影響による生活環境の重大な影響が懸念されることから、環境影響評価法に基づき、2番目の環境影響評価方法書の縦覧と事業者主催の地元説明会を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

今の答弁では、最初は50基の予定が38基、何か1基当たりの出力が上がっているというふうに受けましたけれども、地元説明会が開催されていると言われました。私、地元遊子川の方と話をするときがありまして、その方が言われるには、現地調査も現地調査の立ち入りも断っておるというふうに言われておりました。その説明会の内容と言いますか、そのときの地元住民の反応と現状どのようになっておるのか。そこら辺の状況をお伺いいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

風力発電所の計画の現状についてお答えをさせていただきますと思います。

環境影響評価方法書の意見並びに地元説明会でのご意見等を踏まえられて、風の観測実績データをもとに、電源開発株式会社で検討した結果、計画当初、単基出力4,300キロワットを38基に変更されておったわけですが、これを15基に変更の予定、そして、最大出力も16万3400キロワット程度を6万4500キロワット程度に変更の予定ということを報告を受けております。

計画変更の詳細につきましては、まず地元役員の方を対象に、俯瞰図やフォトモンタージュ等図面を用いて説明会を開催されると。そして今後、対象事業実施地区の写真を撮影して、追加で、先

ほど言いましたフォトモンタージュを作成いたしまして、2月ごろに地元住民の方に再度説明会をする旨、私どもに報告を受けております。

本事業計画の実施に当たりましては、積極的な情報開示、またわかりやすいデータ等を用いて、丁寧な説明と意見の聴取を確実にし、地元住民の皆様等の理解及び同意を得ることを意見書として、市としては提出しております。

また、市政懇談会の折にも回答をさせていただいておりますが、風力発電、大規模な太陽光発電等エネルギー対策に対する市の対応としましては、法律に基づき進められている以上、あくまでも公正中立な立場でございますが、事業計画の実施に当たっては、事業者に対して、地元住民の同意がない場合は、地元自治体の立場としては同意できないということを申し上げているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野清一君。

○6番河野清一君

仮称でありますけれども、この西予梶原風力発電事業、今管家市長から、地元住民等の理解、同意を得なければ、地元自治体としても同意をしないというお言葉でありました。いろいろな、今までも事業と言いますか、あったように見受けられます。まずは、地元住民の意向を十分に反映した市当局からの意見書。まだまだ、今から環境評価につきましましては、次の段階へ進んでいくんじゃないかと思うところで、市からの意見書、十分に考慮いただきまして、提出していただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時04分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時20分）

次に、9番竹崎幸仁君。

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

議席番号9番竹崎幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書及び会議規則、申し合わせ事項に従って、一問一答により4点の質問を行います。

まず、多数の方々に傍聴席にお越しいただきましたことに心から感謝申し上げます。次いで、本年の台風を中心とした各地の災害に対し、昨年の豪雨災害時、ご支援いただいた関係市町等へ、物心両面で恩返しとしての対応をされたことに、市民の方々に選んでいただいた者の1人として、かわりに感謝の言葉を述べさせていただきます。ありがとうございました。被災された地域の皆様はもとより、西予市民の皆様もきっと喜ばれていることと存じます。

さて、1つ目の質問に入ります。

平成25年10月31日の要望書の提出に始まった、手をつなぐ育成会の6年間の熱い思いが、今実現に向けてスタートしています。平成28年7月15日開催の検討委員会で、年度末の廃止と新たな施設への協議がなされ、授産場の廃止は承認されたものの障がい者施設の新設に関しては、遅々として進まなかったことを記憶しています。その後、紆余曲折を経て、関係各位の努力により、本年度の国の補助事業で進められていると聞いています。

そこでまず、この施設の目的と整備内容はどのようになっているのかを伺います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

本施設の目的と整備内容についてお答えをいたします。

旧三瓶町授産場跡地に建設しております、西予市地域共生型交流拠点施設は、平成30年度の国の地方創生拠点整備交付金を活用し、繰越事業として、今年度に事業を進めております。この施設は、就労、健康づくり及び交流の場を提供し、利用者の健康増進、社会参加及び自立支援の促進を目的に整備してまいります。具体的には、施設内に3つのスペースを設け、それぞれの目的に合った活動を行っていただくように考えております。

1つ目が作業スペースです。ここでは、主に障がい者の就労支援を目的に、パン工房を設置することとしております。障がい者就労支援事業所には、パンの製造を行っている事業所も少なく、障がい者の方がパン製造技術を習得していただき、生き生きと活動していただける場となるよう考えております。

2つ目がオープンスペースです。こちらでは、

地域の特産品などの販売を行い、テーブル等を配置し、誰でも気軽に交流できる空間として活用する予定でございます。また、ボルダリング設備を設置し、子どもから高齢者まで気軽に楽しみながら運動ができるように計画しております。

3つ目が地域交流スペースでございます。こちらは、エアロバイクなどの運動器具を設置し、市民の健康づくりを目的とし、活用をする予定でございます。また、ヨガ教室や介護予防教室など、健康づくりに関する教室、講座などに活用する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

施設内に作業スペース、オープンスペース、地域交流スペースの3つのスペースができるということがわかりました。とても楽しみにしております。

次に、利用対象者はどのように想定されているのか。このことについて伺います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

施設の利用対象者についてお答えをいたします。

この施設は、地域住民や高齢者、子ども、障がい者などの皆さんが、この場所で交流をし、人と人、人と資源が、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生型交流拠点施設を目的としており、どなたでも利用できますので、ぜひ多くの皆さんに利用していただきますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

地域のどなたでも利用可能ということでした。

続いて、建設工事の進捗状況について伺います。

初めに、本施設は、国の補助事業で進められていると聞いていますが、完成予定はいつか。このことについてお伺いします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

完成予定についてお答えをいたします。

この施設の完成予定は、令和2年3月19日を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

令和2年3月19日の完成予定とのことでしたが、関連いたしまして、全国的に、たび重なる災害等により、建設資材の品不足が懸念されているということを聞いております。

そこで、大まかな工程はどのようにになっているのかをお伺いします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

大まかな工程についてお答えをいたします。

本事業は、平成30年度繰越事業のため、新築工事に携わっていただいている施工業者には、完成予定日までの完了を強くお願いをしているところでございます。また、関係者で、2週間に1回のペースで定例会を開催し、進捗状況の把握に努め、工事の内容等の確認を行っております。

議員のご指摘にもあったように、平成30年7月豪雨災害及び令和元年台風19号等の災害の影響で、資機材の品不足等が考えられるため、関係業者には、資機材を注文する際には、必ず入荷時期を確認するなど、常に工期を意識して作業を行っていただくようお願いをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

ご説明ありましたように、万全のご配慮に安堵しております。

続けます。次に移りますが、最後に、施設の維持管理は、指定管理者に委託すると聞いております。その運営方法についてお尋ねします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

施設の運営方法についてお答えをいたします。

施設の運営に関しましては、市直営ではなく、指定管理者による運営を行うこととしておりまして、指定管理者の公募を行い、指定管理者審査会において決定した事業者について、本定例会において、指定管理者の指定に係る議案を上程しております。

現在市では、第三セクターや指定管理者における改革に取り組んでおり、今後、指定管理施設となるこの施設の運営につきましても、施設利用者や安定した収益を持続的に確保することが重要となってまいります。

今後は、指定管理者の裁量において、指定管理委託料の必要のない安定した経営ができるようさまざまな取り組みがなされてまいります。市と指定管理者が知恵を絞り出すことはもちろんですが、まずは、地域の方々が、この施設を西予市の地域共生社会の拠点施設として、さまざまな活動に利用していただき、皆さんで盛り上げていただくことが最も重要であると考えております。

この西予市地域共生型交流拠点施設は、西予市が初めて取り組む地域共生社会を目指す施設となります。市民にとって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会の拠点施設となりますよう、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

まずは、地域の皆さんが、西予市の地域共生社会の拠点として活発な利用をと伺いました。本日もお越しいただいている手をつなぐ育成会の皆様の熱い思いと理事者側の懸命な努力によって実現しようとしている本施設については、本年9月に永眠されました、前会長の故山本千恵美さんもきっと喜んでおられることと存じます。特に、パン工場の設置は、手をつなぐ育成会の皆様だけでなく、地域住民の方々にとって朗報となったことでしょう。本施設の完成後は、答弁にもありましたように、多くの方々の利用の促進を地域挙げて支援したいものだと考えております。本当にありがとうございました。

2つ目の質問に移ります。

平成25年2月16日の愛媛新聞の経済欄に掲載された小さな記事から、この産廃問題はスタートしました。当時、三瓶地区の地域審議員であった私の質問から燎原の火のように瞬く間に広がっていたことを今も記憶しております。

昨年的一般質問で、一応の区切りはついたものと言えますが、その直後の平成30年度の区長全員の署名に基づいた焼却炉の解体に関する要望書が提出され、本年度の区長会も同様の思いとの要望を承り、今回の再度の確認の質問となりました。

最初に、旧焼却施設の現状はどうなっているのか伺います。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

事業者である南予エコ株式会社につきましては、平成30年12月議会における市長答弁にて、自己破産手続が開始された旨をお知らせいたしました。その後手続を経て、令和元年9月20日に破産が決定しております。

現在、国では破産した南予エコ株式会社に対する補助金の返還請求を免除する手続を進めている最中であり、手続が完了次第、南予エコ株式会社に対する債権を有するうちの一社が、裁判所に申請をして、清算人が選定される予定です。

なお、施設及び土地の譲渡等につきましては、清算人が決定いたしました後に、清算人と西予市で協議を行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

再質問させていただきます。

清算人の選定後に西予市と協議すると言われましたが、その時期はいつごろになる予定であるかということをお伺いします。

○議長

酒井担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

私どももスピード感を持ってやりたいという意識は強くございまして、弁護士さんにも相談をさせていただいておりますが、どうも今年度中の手続の、清算人の選定はちょっと難しいだろうとい

うような回答をいただいております。したがって、来年度に入っていくものと考えております。

以上です。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

ありがとうございます。

やはりおっしゃいましたが、スピード感を持って対応していただきたいなという思いはあるんですが、こればかりは、即決できる問題ではないと思いますので、またわかり次第教えてください。

次に、この2年間にわたる各区長さん方の旧焼却施設の解体に関しての熱い思いを受けとめていただき、再度ご回答いただきたいと思っております。

○議長

管家市長。

○管家市長

施設の解体についてのご質問でございますけれども、平成30年12月議会において、私の答弁をしております。その内容の繰り返しにはなりますけれども、施設を譲り受けた後に判断をしなければなりませんし、現在、西予市は、昨年の豪雨災害からの災害復旧事業を重点的に行っております。その進捗状況を踏まえながら、関係者の皆さんと協議を行いまして、解体時期を検討してまいります。そのように考えているところでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

三瓶町民の各地区の代表である区長さん方の2年間にわたる熱い思い、これらをしっかり受けとめていただいたこと。それと、常々明言されておられる安心・安全な西予市への具現化への手応えを清算人と協議するの言葉で感じる事ができました。長期間にわたっての産廃問題への真摯な対応に感謝し、この問題の質問を終わります。

3番目の質問に移ります。

令和2年度から三瓶高等学校の分校化が決定し、当該高校生はもとより、町内の小中学生や地域住民の大半が不安視しておられます。それは、来年度から3年続けて31名の入学者が確保できな

い場合は募集停止となり、その後は、廃校に至るとも聞いているからです。このままでは、地域の活力はますます消え失せ、西予市にとっても大きなマイナスになるに違いありません。それを防ぐための手だてとして、愛媛県とも力を合わせ、高校魅力化事業に取り組むと伺っております。

そこで初めに、高校魅力化事業の目的と概要についてお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

竹崎議員からのご質問、高校魅力化事業の目的と概要につきましてお答えをいたします。

この事業につきましては、市内高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努めますとともに、人口流出の抑制や移住・定住促進につなげるため、令和2年度におきまして、市内3校と連携した公営塾の開設を目指してまいります。高校魅力化の手段といたしまして、公営塾を開設している自治体では、さまざまな効果が上がっておりますので、その事例を幾つか紹介させていただいたらというふうに思います。

島根県の島根県立隠岐島前高校では、グローバル人材の育成を学習テーマに掲げまして、魅力的で持続可能な学校と地域をつくることを目的に、対話や実践を通して、自分の興味や夢を明確にしていくための授業、夢ゼミを実施されております。教科指導では、自ら学ぶ力、自立学習力の育成に注力し、自立学習のサポートを重点的に実施しておられまして、地元中学から地元高校への進学率が8年間に45%から77%に増加をしているところでございます。

また、新潟県立阿賀黎明高校では、大学受験、定期試験対策はもちろんのこと、社会人としての基礎力を育むため、地域との交流、世代を超えた人との交流を通しまして、キャリア教育を行い、町全体で子どもたちの未来を応援する風土も根づいているところでございます。

また、長野県白馬高校では、寮を完備するなど、全国募集の基盤をつくりまして、国際観光学科の設置であるとか、留学支援に力を入れておられまして、英会話力の向上、また、キャリア教育の充実、ICTツールを活用した学習支援などを行うことで、全生徒数210人いらっしゃいますけ

れども、そのうち、県外留学生が46人と地域に根差しながらも、世界に通用するグローバル人材が育成されているところでございます。

このように多くの好事例があり、当市といたしましても、公営塾設置による高校の魅力化向上には期待をしているところでございます。

当市の公営塾でございますけれども、5つの本質的目的を持たせたいと考えております。

1つ目として、高校進学時に市外に出ずに、地元の高校を選択する率を高めること。2つ目といたしまして、市外からの生徒の受け入れを促進すること。3つ目は、卒業後の市内での就職率を高めること。4つ目といたしまして、卒業後の進学率を高めること。5つ目は、市外に進学した方が、何らかの形でつながり続ける人材を育てることで、地元の魅力に気づき、将来的には、いわゆるブーメラン人材として地元に戻ってくること。

以上、5つの目的を念頭に、公営塾での学習プログラムを組み立てていき、最終的には、定住人口が増加するような人材育成を図ることといたしております。

なお、授業料についてでございますけれども、徴収することを想定しておりますけれども、具体的な設定金額は、今後の事業費や地域の要望、近隣自治体の実施状況等を勘案の上、決定していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

ただいま3つのそれぞれ先進地の好事例とそれから公営塾への、繰り返しませんが、5つの目的を説明していただきました。すごく期待感が持てるなど正直に感じたものです。

続きまして、その公営塾の設置場所についてお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

設置場所についてのご質問でございますけれども、この公営塾は、市内高校の空き教室、または、利用教室を活用する予定でございます。令和2年4月からは、生徒募集停止が危惧されております三瓶高校に開設をする予定といたしております。

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

ただいまのご答弁により、まずは、三瓶高校からの導入ということと高校内での設置とお伺いすることができました。これによって、生徒、それから保護者、もちろん地域の方々も随分安心されたことと思います。

では、その公営塾の内容についてですが、講師の確保とその学習内容についてお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

講師の確保と学習内容についてでございますけれども、この公営塾のスタッフにつきましては、地域おこし協力隊制度を活用いたしまして、本年度に、全国から3名の人材を募集する計画として、今進めているところでございます。公営塾スタッフの具体的人材要件につきましては、今後、高校との協議の上、定めていきたいと思っております。

また、学習プログラムにつきましては、専門家や高校を含めまして協議検討を行い、内容を確立していく予定でありますけれども、地元学とともに、教科指導を通しまして、自立学習力を育成することで、大学入試改革に対応した一般入試、AO入試対策を図ることで生徒の進路実現を支援してまいりたいと考えております。

なお、先ほどありましたような先進事例におきましても、高校はもとより、議会、地域の皆様の一体的な連携と支援のもとで、徐々に効果があらわれてきたというふうに伺っているところでございます。

今後の公営塾の開設に当たりましては、ぜひとも、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

全国から3名の人材募集、それから、この公営塾を実施することにより、生徒たちのさまざまな進路実現への支援等がわかりました。そこには、地域がまず一体となつての連携が必要であるとい

うことも認識することができました。

それでは次の質問に移ります。この質問の最後になるわけですが、三瓶高校での開設後の展開についてお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

次年度以降の展開についてのご質問でございますけれども、まず、三瓶高校に公営塾を開設した後は、専門家の指導を受けながら運営方針等を検討し、開設した公営塾の地域に応じた塾プログラムを策定してまいります。令和3年度以降につきましては、本格的な塾運営を図りますとともに、スタッフの確保状況を見ながら、宇和高校及び野村高校にも拡大をさせていきたいと考えております。また、将来的には、高校の生徒募集を強化いたしまして、全国からの生徒募集も検討していきたいと考えております。

先ほども申し上げましたけれども、この事業大変重要な事業であると認識をしております。地域の皆様方におかれましても、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

まずは、三瓶高校からのスタートと決まったわけですが、基本的に本事業のすばらしさが理解されないことには、説明にもありましたが、他市への進学率の高さに歯どめがかからないでしょうし、西予市内への進学率の向上は期待することができなくなります。3校の先進地の事例に深く学び、市外や県外からの希望者が増加することをまづもって心から願っております。本事業は、まずは三瓶高校のピンチを救い、野村、宇和高校にも波及できるよう期待して、この質問を終わらせていただきます。

最後になりますが、4番目の質問に移ります。

本年度9月議会で、組織の再編成や部落差別解消推進法についての質問が加藤議員からあり、市長、副市長、部長が答弁され、令和2年度を目標に組織の統合を検討するとの回答がありました。

そこでまず、組織統合の進捗状況と令和2年度当初からの新体制となるのかということについて

お尋ねします。

○議長

宗副市長。

○宗副市長

ただいま竹崎議員から、人権対策と人権教育統合の検討は進んでいるかのご質問をいただきました。

ご発言がございましたように、前回、第3回の定例会におきまして、加藤議員の一般質問でもお答えしておりますように、部落差別解消推進法制定を踏まえた行政窓口の一本化につきまして、近隣の自治体の状況等も踏まえ、令和2年度を目標に組織統合を検討するというふうに答弁をさせていただきました。

現在、県内の11市の中で、人権対策と人権教育が一つの体制になっていないのは、西予市を含めて5市ございます。また、人権に関する課を設置していない市は、西予市を含めて3市となっております。

このような状況等を踏まえまして、組織体制の見直しにつきまして、市の組織機構検討委員会に諮り、令和2年度から人権対策と人権教育を一本化するため、新しい課を設置するよう、現在、関係部局と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

ただいまの答弁により、令和2年4月からの一本化は、第3回のときの検討するということから、新しい課の設置へと大きく前進したものととらえ、期待を込めて次の質問に移ります。

部落差別解消推進法の具現化に向けて取り組むと言われていますが、残念ながら条例改正の必要性には触れられていません。全国的な動きとしては、特に九州地方の各県が意欲的な取り組みを見せているところですが、西予市は今後、条例改正を考えておられるのか、このことについてお伺いします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

具現化のための条例改正についてお答えをいたします。

部落差別の解消の推進に関する法律第4条の相談体制の充実につきましては、本市の現在の状況は、人権擁護委員による人権相談を実施しております。また、2つの隣保館や人権対策室でも相談を受けております。法第5条の教育及び啓発については、9月定例議会で答弁しましたとおり、人権同和教育推進体制の充実や指導者の育成に努め、学習機会の拡充や啓発活動のさらなる充実に取り組んでいるところでございます。

現在、本市には、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりを図ることを目的として、平成17年に制定した西予市人権尊重のまちづくり条例がでございます。部落差別の解消に向けた地方自治体の取り組みとして、条例の制定または改正が全国的にも行われている状況を受け、本市におきましても、市民課と生涯学習課で協議の場を持ち、条例の改正を考えなければならない時期にきているという共通の認識を確認したところでございます。

具体的な取り組みにつきましては、令和2年度の新しい課のもと、条例改正を行いたいと考えております。条例改正に当たっては、この法律の目的にあるように、部落差別は許されるものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題である。また、国及び地方公共団体の責務を明らかにするという言葉を重く受けとめ、部落差別解消に向けて、取り組む条例にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

私、ちょっと間違いがございましたので訂正させていただきますんですが、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であるというふうに訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

思わず再質問しようと思っりましたが、訂正していただいてありがとうございます。

令和2年度に条例改正を行い、部落差別解消に

取り組む条例にしたい、こういう回答いただきました。大変安堵しております。

そこで、次の質問に移ります。

先ほども説明の中にちょっと入れはしたんですが、他府県や県内の条例改正の状況についてお尋ねいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

県内外の条例改正の状況についてお答えをいたします。

ことし5月時点ではございますが、都道府県では1都2県が、市町村では29市8町1村で、条例の制定や改正が行われております。中でも、九州地方は先進地で、差別解消や同和問題解決に向けた条例を定める自治体の割合は、平成30年11月時点で、大分県で89%、佐賀県で75%、熊本県で70%、福岡県で69%という高い割合で実施している状況でございます。一方、愛媛県内はと言いますと、条例の制定または改正を行った市町はまだどこもございません。その中でも先進的なのは四国中央市となっております。四国中央市では、現在制定しております人権尊重のまちづくり条例の改正を12月議会に提案されるとお聞きしております。近隣では、宇和島市が現条例を改正する方向で検討中とお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

ただいまの答弁にもありましたが、本年11月の土曜講座では、四国中央市や宇和島市の対応の速さや意欲の強さが伝わってきました。西予市も組織体制の見直しや早期の条例改正をとの力強い言葉にありがたさを感じています。条例改正ももちろん大切ですが、その具現化はもっともっと重要だと考えております。この具現化に関することをさらに重く受けとめていただき、先ほど真摯に答弁いただいたことにも感謝を込めてこの質問を終わります。

本日は、旧授産場跡地の施設のこと。それから旧焼却施設の現状と解体に関してのこと。高校魅力化事業の三瓶高校と公営塾についてのこと。最後の人権に関しての組織の再編成と条例改正の4

点について質問させていただきました。いずれも真摯に回答していただき、明るい展望が開けていると感じました。4点全てが重要な問題でしたので、傍聴にお越しいただいた方はもとより、テレビ等で視聴されている方々も心から安心されたことと存じます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月9日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

散会 午後0時02分

第 4 日

12 月 9 日 (月曜日)

令和元年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年12月 9日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和元年12月 9日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和元年12月 9日 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 1時52分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 | | |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 | | |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産業部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建設部長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教育部長 | 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|---------|---|----|--|--|
| 1 | 一般質問 | | | | |
| 2 | 議案第157号 | 西予市行政財産使用料徴収
条例制定について | | | 議案第171号 西予市県営土地改良事業分
担金徴収条例の一部を改正
する条例制定について |
| | 議案第158号 | 西予市半島振興対策実施地
域における固定資産税の不
均一課税に関する条例制定
について | | | 議案第172号 西予市立病院看護師等奨学
資金貸与条例の一部を改正
する条例制定について |
| | 議案第159号 | 西予市環境基本条例制定に
ついて | | | 議案第173号 西予市病院事業職員の諸手
当に関する条例の一部を改
正する条例制定について |
| | 議案第160号 | 西予市公共下水道事業の設
置等に関する条例制定につ
いて | | | 議案第174号 西予市野村介護老人保健施
設つくし苑職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を
改正する条例制定について |
| | 議案第161号 | 西予市公共下水道事業の剰
余金の処分等に関する条例
制定について | 4 | | 議案第175号 西予市総合センターしろか
わ条例を廃止する条例制定
について |
| | 議案第162号 | 西予市簡易水道事業の設置
等に関する条例制定につい
て | | | 議案第176号 西予市宇和游の里健康セン
ター基金条例を廃止する条
例制定について |
| | 議案第163号 | 簡易水道事業に地方公営企
業法の規定の全部を適用す
るに伴う関係条例の整備
に関する条例制定につい
て | 5 | | 議案第177号 西予市宇和文化会館の指定
管理者の指定について |
| 3 | 議案第164号 | 西予市特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改
正する条例制定について | | | 議案第178号 西予市地域共生型交流拠点
施設の指定管理者の指定に
ついて |
| | 議案第165号 | 西予市宇和福祉センター条
例の一部を改正する条例制
定について | | | 議案第179号 西予市明浜観光交流拠点施
設の指定管理者の指定につ
いて |
| | 議案第166号 | 西予市特別会計条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 6 | | 議案第180号 西予市野村町エコセンター
の指定管理者の指定につい
て |
| | 議案第167号 | 西予市隣保館条例の一部を
改正する条例制定について | | | 議案第181号 令和元年度西予市一般会計
補正予算(第5号) |
| | 議案第168号 | 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定について | 7 | | 議案第182号 令和元年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第169号 | 西予市乙亥の里条例の一部
を改正する条例制定につい
て | | | 議案第183号 令和元年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第2号) |
| | 議案第170号 | 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例の一部を改正す
る条例制定について | 追加 | | 議案第184号 令和元年度西予市公共下水
道事業特別会計補正予算
(第3号) |
| | | | | | 議案第185号 令和元年度西予市病院事業
会計補正予算(第1号) |
| | | | | | 追加 議案第187号 西予市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条 |

例の一部を改正する条例制定について

議案第188号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

議案第190号 西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について

議案第191号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第192号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について

議案第193号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について

議案第194号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について

	本日の会議に付した事件			議案第171号	西予市県営土地改良事業分 担金徴収条例の一部を改正 する条例制定について	
1	一般質問			議案第172号	西予市立病院看護師等奨学 資金貸与条例の一部を改正 する条例制定について	
2	議案第157号	西予市行政財産使用料徴収 条例制定について		議案第173号	西予市病院事業職員の諸手 当に関する条例の一部を改 正する条例制定について	
	議案第158号	西予市半島振興対策実施地 域における固定資産税の不 均一課税に関する条例制定 について		議案第174号	西予市野村介護老人保健施 設つくし苑職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部を 改正する条例制定について	
	議案第159号	西予市環境基本条例制定に ついて		4	議案第175号	西予市総合センターしろか わ条例を廃止する条例制定 について
	議案第160号	西予市公共下水道事業の設 置等に関する条例制定につ いて			議案第176号	西予市宇和游の里健康セン ター基金条例を廃止する条 例制定について
	議案第161号	西予市公共下水道事業の剰 余金の処分等に関する条例 制定について	4	5	議案第177号	西予市宇和文化会館の指定 管理者の指定について
	議案第162号	西予市簡易水道事業の設置 等に関する条例制定につい て			議案第178号	西予市地域共生型交流拠点 施設の指定管理者の指定に ついて
	議案第163号	簡易水道事業に地方公営企 業法の規定の全部を適用す るに伴う関係条例の整備 に関する条例制定につい て	5		議案第179号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて
3	議案第164号	西予市特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改 正する条例制定について			議案第180号	西予市野村町エコセンター の指定管理者の指定につい て
	議案第165号	西予市宇和福祉センター条 例の一部を改正する条例制 定について		6	議案第181号	令和元年度西予市一般会計 補正予算(第5号)
	議案第166号	西予市特別会計条例の一部 を改正する条例制定につい て	7	7	議案第182号	令和元年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第3号)
	議案第167号	西予市隣保館条例の一部を 改正する条例制定について			議案第183号	令和元年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第168号	西予市公民館条例の一部を 改正する条例制定について			議案第184号	令和元年度西予市公共下水 道事業特別会計補正予算 (第3号)
	議案第169号	西予市乙亥の里条例の一部 を改正する条例制定につい て			議案第185号	令和元年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)
	議案第170号	西予市営土地改良事業分担 金徴収条例の一部を改正す る条例制定について	追加		議案第187号	西予市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例制定について

議案第188号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

議案第190号 西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について

議案第191号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第192号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について

議案第193号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について

議案第194号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は早朝より傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、17番小野正昭君。

小野正昭君。

○17番小野正昭君

議長の挨拶にありましたけれども、早朝からの傍聴、まことにありがとうございます。まずもって御礼を申し上げたいと思います。

先ほど議長の許可をいただきましたので、通告に準じて質問をいたしますが、通告のとおり質問事項が多いため、答弁は要領よく簡潔をお願いをいたしておきます。

議会及び議員の務めは、住民の代表、すなわち代弁者、行政の監視、チェック機能並びに政策の立案、提言、提案であることはご案内のとおりであります。ゆえに、住民の方々のご意見をその代弁者として、また、私の考えをあわせて質問をいたしますが、市長、教育長、部課長には厳しく耳の痛い質問になるかと思いますが、この件をまずもって申し上げておきます。

まず1点目として、先の9月議会において、代表質問及び一般質問に対し、先に市長の答弁をいたすのが市長の務めであり、また議会に対する礼儀であると思っております。会派を代表する会長の質問に対して、行政のトップである市長の答弁がないのは、会派に対し、まことに無礼であると私は考えております。この点いかがか。

さらに、加藤議員の多機能自治の質問は、今後の市政の根幹であり重要な質問でありました。ゆえに、まず市長が答弁すべきと考えますが、この件はまさに二元代表制に鑑み、議会はもとより、

会派並びに議員に対しての軽視であります。

そこでまず、市長の心境と今後の対応をお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

ただいま小野議員からのご質問いただきましたことにつきまして回答させていただきたいと思っておりますが、二元代表制につきましては、小野議員、今までも一般質問の中で、いろいろご質問いただいて、時季を得て二元代表制に関する質問をいただいておりますことは、議会と行政部門の双方のそれぞれの本旨の確認を行う点及びその点検、見直しができるよい機会であるということと感じております。本当にありがとうございます。

特に今回のご質問の中で、代表質問、一般質問の中で、私の答弁のあり方についてご質問をいただいたわけですが、議員のお尋ねの件につきましては、今回の議会の最初の質問者でありました二宮議員の答弁に際しましても、私が冒頭で申し上げましたとおり、市政運営の根幹に關しましては市長として判断し、お答えする必要があるご質問については私から答弁をします。そして、一方特定の事業の執行状況や行政運営の具体的問題点へのご指摘、政策課題の提起など、専門的分野にかかわるご質問に対しましては、現場または状況を熟知した担当部長から答弁をすることで、具体的かつ詳細な説明ができると考えております。そのようなスタンスで行っております。その点をご理解をいただきたいと思います。ただいまご指摘をいただいた点につきましても、十分、今後考えさせていただきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

ただいまの市長の答弁で、ご指摘というような件がありました。私は思いますのに、専門的な根幹にかかわることはというふうな答弁がありましたけれども、まさに加藤議員の多機能の件は、9月議会で三好部長の答弁にあるように、市政の根幹にかかわる質問でありました。これに対して答弁がなかったのはいかがなものかなと思っております。

ます。この答弁の可否は、主権者である市民の皆様方の判断に委ねることといたし、次の小規模多機能自治活動拠点整備事業について質問をいたします。

この問題は先ほど言いましたように、先の9月議会で同僚の加藤議員、また、12月5日二宮議員が質問され、細部には私に任せられた件がありますので、誠意ある答弁を期待しながら質問をさせていただきます。

さて、我が国の政治体制を私なりに大別すると、歴史的には、中大兄皇子の後の天智天皇による乙巳の変、またその後の孝徳天皇による律令政治、公地公民制度などから朝廷政治、次に、諸説はありますけれども、近年は1180年とも、または、1185年とも言われる源頼朝の鎌倉幕府から、1867年徳川慶喜が天皇に体制を奉還したまでの封建政治、いわゆる武家政治、近年になり、明治維新政府から、第2次世界大戦までの天皇の国家元首による政治、その後の主権在民による議会制民主主義の政治体制、この4変遷が大きな我が国の政治変遷だと思っております。

今回の西予市が行おうとしている小規模多機能自治活動拠点事業は、9月の加藤議員の質問における三好部長の答弁にもありますように、この取り組みは、市民と行政の大きな改革となり、このようにおっしゃっております。私も、この事業は西予市にとり、先のが我が国の政治体制に匹敵すると言っても過言でない大変重要な事業であり、これが改革になるのか。それとも改悪になるのか。私のみならず、多くの市民の方々、特に三瓶町民の方々方が不信とともに危惧をいたしておられます。西予市の頭脳と言われる職員の中には、よく理解できない。時期尚早ではないのかという声を耳にいたしますが、そこでお伺いをいたします。

本事業に対する市の今日までの経緯について、職員に対しての周知はされているのか。また、全職員に対し、無記名のアンケート調査をされたのか、その必要性はないのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

ただいまの小野議員からのご質問で、職員に対

しての周知、またアンケート調査を実施したのかというご質問でございますが、この事業につきましては平成28年頃から構想があったものでございまして、所管部署も旧総合政策課から、旧まちづくり推進課に移りまして、計画の骨子を組み立てていたところでございます。

今回の市政懇談会でお示しをしました内容は、まだ事業のたたき台でございます。庁内におきましては、同様の内容を部長会や本庁・支所課長会でも説明をいたしまして、説明映像を用意した上で、各課の課内会議等で視聴いただくよう各課長に依頼をしております。また啓発活動も行っておりますが、そのため職員に対しましてのアンケート調査は実施をいたしておりません。加えまして来年1月6日に仕事始め式を行うわけですけれども、そこにおきましても全職員を対象とした事業の説明に加えて、同事業を実施することで、自分たちの仕事はどう変わるのか。また、今後、地域活動にどう参画していくのかといった、小規模多機能自治活動拠点整備事業を自分事としてとらえ考えていく。職員の意識の醸成を図ることといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

部長の答弁では来年1月6日の仕事始めのときにと言われましたけれども、私はこの事業が始まる計画のときにやっていただきかったなど。そういう意味で、そうしますと、上意下達ではないのかなあというふうな気もしますし、また、この西予市が行おうとしておりますはちのじ整備もそうですけれども、行政の一体の原則から、数年後、現在の係長以下の職員が、この大きな問題について重責を負うこととなります。合併時のキャッチフレーズでありますけれども、このキャッチフレーズにはそれぞれの5町の特色があり、それをメロディーとなって、あわせてハーモニーとして西予市の未来をつくると、このようになっておりましたけれども、それぞれ5町にはいろいろな伝統、文化、そしてさまざまな方が暮らしておられますので、それを一遍に一体とするのはまだ時期尚早ではないかなと。モデル地区の採用も一方策だと私は考えておりますけれども、この点いかが

でしょうか。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまの小野議員の上意下達すぎないかというご指摘でございますけれども、私はそうではないと思っております。と申しますのも、この制度が地域交付金、そして地域づくりの活動母体というものが、27の小学校区にできたその歴史の中で、こういう動きができたのではなからうかなということを第一に考えているところでございます。

昨日の二宮議員と中村議員への答弁と重複することもございますけれども、小規模多機能自治活動拠点整備事業は、当市が直面しております人口減少、そして少子高齢化、財源の減少問題に対応するため、市民と行政の協働による地域の小規模多機能自治の推進によりまして、地域のコミュニティの維持、そして活性化を図り、西予市の生き残りをかけました取り組みでございます。そして非常に重要なものであると考えております。今回の市政懇談会の中にでもすぐやりたいと言われる声もありましたし、関心がないという地域もありました。そして分館問題等も含め、旧町ごとに受けとめ方の違いというものもあったと私は思っております。

今後は財源や人員の問題を総合的に判断した上で、先ほどご提案をいただきましたモデル地区を設定し、その実証実験を見ながら改善点を摘出し、最終的に令和4年において一斉に同事業をスタートできるかどうかという点の検証も含めて、時間をかけ、皆様が納得するような形で事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

市長はそういうことはないとおっしゃられたけどもね、私は以前にある会社の人事担当の経験があります。そのときに耳にした言葉は、退職者の声に真の声があると言われました。なかなか人事権を持つ上司には本音は言えないものなんですよ。本音は心の奥底に私はあると思っております。思いやりのある判断を切に望むものでありま

す。すぐに取り組みたいという地域をモデル的に実施することにつきましても、再度申し上げておきます。そのような方策もあるのではないかなと思います。

次に2の質問に移ります。

職員のOB、特に幹部職員は行政のプロであります。また、定年後は地域の要員として、公務員時代とは異なった体験をされた方々であります。例えば、向こう3年ないし5年間の退職された三瓶地区OB、職員の意見は重要であります。また、当を得たご意見が得られると思っております。その方々の意見を聞かれたのか。なければその考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのOB職員の意見集約はされておるかというご質問でございますけれども、OB職員の皆様にお集まりいただき、ご意見をお聞きしたということはございませんけれども、今回開催をいたしました市政懇談会、また特に三瓶地区におきましては分館問題に係る懇談会におきましても、OB職員の皆様も多く参加をいただきまして、実務経験に基づきました貴重なご意見をちょうだいしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

ぜひ部長判断の一助にさせていただいたらなど、このように思います。

次に③の質問に移ります。

先人の方々、例えば、為政者、議会、教育界、財界の方々は、我が町の進展のため、愛町精神のもと知恵を出し、汗をかかれた方々であり、豊富な経験を基盤とされた知識を得られておりますが、この件につきご意見を拝聴されたのか。その方々の中には、まことに唐突である。寝耳に水だ、おかしい。宇和町行政かとのご意見があります。

そこでお伺いをいたしますが、旧町の先人の方々のご意見を拝聴されたのか。なければ、意見交換の場を設けるべきだと考えますが、その考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

先人の方々の意見を拝聴したのかというご質問でございますけれども、先ほどの答弁と重複する部分はございますけれども、各地で開催いたしました市政懇談会におきまして、旧町の有識者の皆様にもお集まりいただきまして、ご意見をちょうだいしたところでございます。

先ほどのご質問にも答弁しましたとおり、三瓶地区におきましては、市政懇談会に加え分館問題懇談会を開催しまして、その中でも貴重なご意見をいただいたところでございます。

来年1月に向けて市民検討委員会が開催を予定としておりますけれども、そこの委員として、旧町の識者の皆様にも参画いただく予定でありますし、またパブリックコメントなどで広く市民の皆様のご意見をお聞きし、計画に反映をしていくという予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

通り一遍ではなく、きめの細かい配慮をしていただきたいなと思います。

来年1月に向けての検討委員会という答弁がありましたけれども、この件は後ほど触れたいと思います。

次に、本事業に対する疑問点と旧為政者に対する配慮について質問をいたします。

1の公民館及び分館は、法令、条例並びに同施行規則に規定をされております。集会所の法的根拠はどこに記されているのか、この点まずお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

集会所の法的根拠はどこにあるのかというご質問でございますけれども、集会所におけます設置義務や定義などの法的根拠はございません。集会所を所有する任意団体であります自治会においても同様であると思います。自治会におけます活動の拠点であります集会施設を持つことは、その自治会の裁量によるところでありまして、施設は自

治会が持つ財産であると思います。このことから、自治会が所有します集会所、またその他の財産も含むわけでございますけれども、これを地方自治法の規定により、公の施設として条例等で位置づけることはないというふうに認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

法的根拠がないと言われました。集会所への移行は、ますます高齢化に向かう三瓶地域の方々の精神的、経済的不安が増すばかりだと考えられます。この点、福祉の観点からどのように受けとめられておられるのか再度質問をいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

この小規模多機能自治活動拠点整備事業が本格的にスタートすることによりまして、地域の皆様への行政サービスの提供方法、また負担の増加があるのではないかなという不安に思われている方も多いのではないかなというふうに感じているところでございます。繰り返しとなりますけれども、今回お示しをいたしましたのはたたき台でございます。

今後、市民検討委員会などで市民の皆様のご意見を拝聴し、市民の皆様が、お互い納得できるような話し合いを経て、行政として、不安解消につながる必要な対策を考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

高齢者の方々、地域の方々が不安にならないような配慮をお願いしていただきたいなと思います。なお、財政運営の件を言われましたけれども、この件は後段の疑問点の折りにまたお伺いをいたします。

そこで次の質問に移りますけれども、先の7月4日から10月24日にかけて、計24カ所で行われました市政懇談会、また、三瓶町の公民館長、分館長会及び地区懇談会の資料には、公民館条例の廃

止、また、同条例に規定されている分館の見直しとありますが、その根拠はどこにあるのか、集会所にしなければならない根拠は何かお伺いをいたします。

また、本事業の多機能自治に関する条例を先に定め、同条例に伴う集会所のあり方など、例えば管理運営、その他もろもろの施行規則または要綱を定めて、住民の方々が納得した後に、公民館条例を廃止、また、同規則を見直すのが筋道だと私は思います。まずこの点あわせて質問をいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

改めましておはようございます。

三瓶町の分館につきましては、長年に渡りまして、地域の生涯学習の拠点ということで、また、地域の住民の交流の場として親しまれてまいりました。一方で、三瓶町以外の地域の多くでは、集会所が同じ役割を担ってまいりました。また、地域の自治活動の拠点という意味においても、分館と集会所は同じ目的を持っていると考えられます。

ただし、それらの施設の維持管理経費の扱いについては、それぞれ異なっておりまして、分館はおよそ9割を市民が負担しており、集会所はその全てを住民が負担しているという状況であります。

今後、本市では、深刻な人口減少が、税収や交付税の減少を生みましてさらに進んでいくことを考えますと、市としましては、財政運営の中で、予算の公平な配分についても考えていかなければならないと思っております。

このようなことから、利用の実態が集会所とほぼ同じと見られる分館につきましては、管理経費の負担を集会所と同じ扱いとして、住民の皆様にご負担いただくというご提案をしているという次第であります。小規模多機能自治活動拠点整備事業では、地域づくりの活動拠点といたしまして、現在の公民館を地域づくり活動センターへ移行し、活用を図っていくものであります。

先にご説明をいたしました分館の扱いの見直しも含めまして、それらを実施する場合には、公民館及び分館の設置を規定しております西予市公民

館条例を廃止するとともに、新たに同センターを条例において規定することとなります。手続的には廃止と制定は市議会にお諮りした上で、同時期に行い、途切れることのないよう整理して対応する必要があると判断をしておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

先ほどの宇都宮部長の答弁で経費の比較はありましたけれども、この件はまた後ほど触れます。

再質問ですが、先般三瓶で9月18日の市政懇談会、10月31日の公民館長、分館長会の資料には、条例を廃止するという文言が記載されております。条例を廃止しますという表現は、議会で廃止の議決をされてない現状では、まことに不適切な表現ではないかと私は強く思っております。議会で廃止の議決をされていない現状では、そういうことはよく考えて、先ほど申し上げたとおり、二元代表制の軽視につながるのではないかなど、このように推測を私はしております。この件再度どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議会軽視ではないかというご指摘でございますけれども、ご指摘のとおり、この条例につきましては、市議会にお諮りをしまして、議会の議決によって制定、廃止することができるものでございます。

今回市民の皆様に向けての説明会の資料につきましては、ご提案として、地域づくりの活動拠点として、現在の公民館を地域づくり活動センターへ移行して、また活用を図るということを説明させていただいたわけでございます。決して議会軽視という立場で物事を進めたわけではございませんので、この点につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

時間がないのでやめますけども、先の地区懇談

会、分館の懇談会のときには、順序を経てとか、何かその手続を経てとかいうふうに改正をしたいというふうな文章になっておりました。ちょっと配慮されてるかなと、このように思います。行政が出す文書でございますので、細心の注意を払っていただきたいなと思います。

関連質問として、三瓶小学校区の自治交流センターはどこに考えておられるのか。仮に三瓶文化会館であれば、計画にある商行為はなおさら先に条例を改正しなければならないと私は思っております。どのように考えているのかお伺いをしたい。

また、地区住民による営利活動が可能となっているが、12月25日、三瓶のAコープ店、これ販売店と言うそうですけれども、を除く5店舗が営業不振で閉店となります。地方の大企業であるJAのいわゆる営業のプロが、赤字を出し閉鎖をされたのに、素人が運営できるのか、甚だ疑問でなりません。この件どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、三瓶小学校区の地域づくり活動センターの考えでございますけれども、現在の三瓶東公民館の状況を見てみますと、三瓶文化会館の事務所内に三瓶教育課と併設されてるという状況でございます。基本的にはこのセンターとなる建物につきましては、現存する公民館を想定いたしておりますけれども、東公民館のセンター化におきましては、今後十分な協議が必要になってこようかというふうに考えております。

主な争点といたしましては、市民の文化と創造、それから、生涯学習の推進及び伝統芸能の保存継承を図ることを目的といたしました三瓶文化会館の運営が、どのように機能を維持させられるかであろうかというふうに思います。三瓶文化会館の施設全てをセンター化するのか、また部分的な移行にするのか。また別の施設をセンターとするのかといったことを、今後、議論していく必要があると思っております。仮に三瓶文化会館がセンターとなった場合、西予市三瓶文化会館条例と、それから今後整備予定であります仮称ではあ

りますけれども、西予市地域づくり活動センター条例、これをどうすみ分けするか、もしくは統合させるかなど、慎重な議論が必要となってまいります。いずれにいたしましても、適切な会館の運営のもと、その活動の目的であるとか、運営形態、また公益性などを総合的に判断した上で、先ほど言われましたその営利活動が可能になるものであるというふうに考えております。

次に、営利活動についてのご質問でございますけれども、今回公民館を地域づくり活動センターへ移行することに伴いまして、センター内におけます営利活動についての規制を緩和する考えでございます。これからセンター化によりまして、地域課題を解決することを目的としましたコミュニティビジネスが展開をされまして、地域が活性化し、そこに住む住民の皆様が元気になることを期待しているところでございます。ただ、センター化するということでコミュニティビジネスを必ず取り組まなければならないといったようなことではなく、そういった取り組みも可能になるといった環境整備も、この小規模多機能の事業の目的の一つであるということをご理解いただきたいというふうにも思っております。

次に、センターでの営利活動でございますけれども、コミュニティビジネスと一言で言いかけても多種多様でございます。市政懇談会で動画をお見せいたしましたけれども、そこでは地域づくり組織が商店を営む例を挙げさせていただきましたけれども、交通弱者対策としての送迎ビジネスでありますとか、地域食堂の運営、ガソリンスタンドの運営など、さまざまな事例があると思っております。もちろんこれら全てが、センターで運営されているものではありませんけれども、地域の実情に応じて、そういったことも可能になるのではないかと考えております。

そして、地域課題解決のためのコミュニティビジネスの展開は、何もセンターの中だけで実施するものではないというふうに考えておきまして、例えば空き家でありますとか、空き店舗、または、小学校跡地を活用するという事も視野に入れて、地域づくりに取り組んでいただきたいと思っております。まずは課題解決に向けた活動が継続的に取り組まれることのできるほどの収益を目標として取り組んでいただければと思います。

また、繰り返しになりますけれども、この営利活動には大きな収益を期待することもあろうかと思えますけれども、この活動の主な目的は地域課題を解決するというところでございます。そこら辺を中心に今後取り組んでいけたらなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

部長の答弁で大分考えも変わると思えますけれども、先ほど言いましたように資料でぽっと出ますと、そういうふうに市民の方は受けとめるんですよ。そこである地区の議員と市民との意見交換会の席上で、ある市民の方が、行政は最大のサービス機関ではないのかと。非常に冷たい、失望感を感じた、憤りを感じたという大変厳しい市民の声があったことを紹介しておきますので、以後、注意をしていただきたいなと思えます。

次の質問に移ります。

合併以前の三瓶町は八西地区圏域であり、文化、経済においても東宇和とは異なり、教育に対する為政者の考えはまことに熟知なものでありました。その根拠として、昭和52年に教育のまち宣言、昭和60年10月3日には、三瓶町民憲章を制定しております。また、スポーツのまち宣言もいたしておりました。そのこと一つ取り上げても、三瓶町の社会教育、社会体育につき、並々ならぬ理解と努力をされたのであります。

そこでお伺いをいたしますが、三瓶町の世界教育、地域の文化の充実のための公民館法に基づき、分館を設立された当時の為政者の思い、お気持ちをどのように考えておられるか。また、建設に対し、応分の負担をされた区民の方々のお気持ちをどのように考え、理解されていられるのかお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの答弁の前に、先ほど私が答弁をさせていただきました中でちょっと誤った表現をしておりました。訂正をさせていただいたらと思えます。

維持管理経費の扱いについてでありますけれども、分館はおよそ9割を、先ほど、私は市民が負担するというふうに表現をしておりましたが、分館はおよそ9割を市が負担しということの誤りでございましたので訂正をさせていただきます。

今ほどご質問いただきました為政者の思いというところでございますけれども、当時の為政者は、制度について理解を深められ、ご苦勞をされた中で、地域の実情を踏まえた対応を判断されたことに敬意を表するものでございます。

現在、三瓶町分館について、市の提案をご説明し、地域の声をお伺いするため、各分館に出向きまして懇談会を実施しているところでございます。その中で、さまざまな地域事情の中で、地域の皆様が貴重な寄附を出し合い、建設に至った、建設当時の地域の熱い思いがあるということが、さらにわかってきたところであります。集会所も建設時には、住民負担はございますけれども、教育を背負った施設としての分館の地域での意味合いは、他の地域とは異なる部分が大きかったということが想像できます。このほか、分館での懇談会の実施は、地域の皆様のご意見、ご意向や施設の利用実態など、さまざまな点で理解が深まることにつながり、非常に意味のあるものであったと感じております。

教育委員会といたしましては、地域へ出向いて、地域からいただいた貴重なご意見やこちらが学ばせていただいたことを市民検討委員会での協議へつなげなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

私は先の平成30年3月議会において、当時の松川部長に社会体育について質問をいたしました。そのときに、将来このような組織は、すなわち、4課から2課に移管するのは、承知をいたしておりました。しかし時期尚早ということで、質問をぼかした形で質問をいたしました。まことに予断ですが、その折小生には身に余るお褒めの言葉をいただきながら、緊張いたしていたせいとお礼の言葉を申し上げることができませんでした。まことに失礼しまして、ありがとうございます。遅ればせながら御礼を申し上げます。

それはともかくとして、そのような人を上手に持ち上げて立てる性格とともに、まことに失礼ながら、生まれもって、その温和な顔つきと知らず知らずに人を上手に乗せる術中を持たれておられます。その証が、野村町を始めとする多くの反対意見があった水道料金の平準化が、何よりも物語っておると私は思っております。

この本事業の多機能自治の件も、私は何代か前の教育長の折に、内々あったのではないかなどこのように思っております。今回唐突に出たのではなく、地域づくり交付金制度の創設、その背景の趣旨から見てもうかがえるのであります。

また今年6月7日施行の第9次地方分権一括法の中には、自主性及び自立性を高める改革の推進を図るとあります。そこでなお一層の拍車がかかり推進されたと私は感じております。

三瓶町は他町と異なり、先人のスポーツに対する熱意により、例えば、スポーツ協会は年間17事業、スポーツクラブにおいては27事業、16教室の活動をいたしております。

そこでお伺いをいたしますが、社会教育同様、支所組織が4課から2課に移行した後の三瓶町における社会体育の人的及び財政支援をどのように考えているのかお考えをお伺いいたします。

○議長

松川教育長。

○松川教育長

おはようございます。

冒頭に言われましたが、なかなか答弁するのに気まずい思いをしておるんですが、ご答弁を申し上げます。

小規模多機能自治活動拠点整備事業に取り組むことによりまして、支所の組織機能が再編された場合に、社会体育に関する事業はどうなるのかというご質問であろうかと思います。

現在、市内の社会体育に関する事業や社会体育施設の管理運営、また、スポーツ協会、スポーツクラブが運営、実施される事業への支援等につきましては、教育部スポーツ・文化課が主管課でありまして、宇和町地域を除く4町では、各支所教育課や公民館で具体的にかかわっているところでございます。

現在、実施しております社会体育に関する事業につきましても、地域づくり活動センターへ引き

継がれます。その事業の継続や推進、廃止等につきましては、センターで行政と地域住民の皆さんが一緒になって知恵を出し合いながら、検討していただくように考えております。

一方、議員も申されましたが、小規模多機能事業に取り組むことによって、今後、これまで各教育課を含め、教育部で行ってございましたスポーツに関する事業の主管部署も改めて見直す必要性も生じてくると考えております。支所内に現在の各教育課の機能を持たせるのか、本庁と支所との役割分担はどうするのか、また、スポーツに関する事業も地域づくりの大きな要素であります。地域づくりという広い視点の中で、このまま教育委員会が所管することがベストなのか等々、あらゆる角度から検討する必要があると認識をしております。

当事業に取り組むことによりまして、市民の皆様のスポーツに親しむ機会が妨げられたり、利便性が損なわれることがあってはならないというのが大前提でございます。小規模多機能事業による地域づくり活動センター化後も、現在行っております社会体育団体への支援につきましては、組織や運営費に対する財政支援や各地域で開催される大会、また、スポーツイベント等におきまして、関係団体と緊密な連携を図りながら、人的にも引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

教育長からそういうお言葉をいただきまして、安心をしたんですけどもね。先ほど言いました部長の時分の答弁書ここに持つんですけどもね、議事録を。全くそのようにお考えですので、引き続き、三瓶町の社会教育、社会体育の支援を滞りなくやっていただきたいと思っております。

次に、本事業に対する予算、事業費の疑問についてお伺いをいたします。

宇和町の7公民館と三瓶町の3公民館及び19分館の person 費、これは館長、主事、嘱託職員及び維持管理事業費を比較した場合、宇和町地区7公民館の平成30年度決算の person 費は6211万3000円、維持費が833万4000円、計の7044万7000円となり、

これに対し、三瓶町の3公民館及び19分館の人件費は、3公民館の館長、主事、嘱託職員及び19分館長、19分館主事の合計の人件費が3253万6000円となり、また、公民館及び19分館の維持費は1195万1000円、合計の4448万7000円であります。単純に比較した場合でも、三瓶町の3公民館を含む19分館の経費に際し宇和町の7公民館が約2596万円高いのであります。高額になつとる決算になっていきます。なぜ19分館を、そういうことでありますのに、見直さねばならないのか。現状のままではよい意見が多々あります。なぜ集会所にしなければならぬのか。その根拠は何かお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどご指摘いただきました経費差額であります。約2600万円につきましては、小学校区ごとに地区公民館を7館設置しております宇和町地域と地区公民館を3館に集約して、19行政区に分館を設置されております三瓶町地域では、それぞれの特性や人口、面積規模など踏まえる必要がありますことから、単純に比較することはなじまないというように考えております。

一方で、分館が地域の集会所や交流の場として利用されている実情、これは明浜、宇和、野村、城川地域の集会所とほぼ同様であると考えておりました、それらの施設は、市民が直接毎年の施設維持経費を支払っているという観点から、制度の見直しを検討しているというところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、現在各分館へ出向きまして、現在の公民館及び分館の設置に至った経緯や地域の実情、さまざまなご意見などをお聞きしているところであります。これらにつきまして、今後、しっかりと検証する必要があると考えておりました、施設の管理運営のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

行政の言う趣旨は十分私もわかるんですよ。それで納得のいかないのが多々あるから、やかましくと言いますか、厳しくと言いますか、しつこく

と言いますか質問をしておるのであります。

費用の問題からすると先ほど申しましたように、何ら三瓶町が多くの費用がかかっているのではありません。集会所で、後ほど述べますけれども、公民館の目的、費用から見ても別に変えんでもええではないかなという声がありますし、私もそう思っています。

再質問ですが、仮にそうなるとした場合、規約の改正まで、大変住民の方々が不安を持たれておるんですけども、もし解体とかその諸々の費用はどうなるのか、その費用補償はあるのかどうかお伺いをしておきます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

解体までの経費等の話でありますけれども、分館の解体は、基本的には市が行うべきと考えております。

しかしながら、分館を集会所に移行する場合における施設の解体、建築、修繕、維持管理経費について、今後地域の皆様のご意見をお聞きし、要綱を検討する必要があると考えております。その上で、要綱に基づいた年次計画を立てるなど、地域の皆様の十分なご理解のもと計画的に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

次の質問をいたします。

西予市公民館条例規則第1章第3条には、公民館は休日、祝祭日は休館となっております。野村、城川、俵津等10公民館において職員が配置されているのにもかわりませず、日直、夜直などで約232万5000円を計上されているようですけれども、これは何を意味しているのかお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどご指摘ありましたとおり、西予市公民館条例施行規則第3条におきまして、土曜日及び日曜、祝日等を公民館の休館日として定めております。

一方で、文部科学省告示「公民館の設置及び運営に関する基準」におきましては、公民館の開館日及び開館時間は、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとあります。明浜、宇和、野村、城川地域の公民館では、休館日等における住民サービス等の観点から、かつては日直宿直制度がありましたが、合併以降見直しを進めてきておりまして、現在は、日直夜直制度として、明浜1館、野村及び城川の全館で臨時職員を任用して実施をしております。当然のことながら、公民館の実態は、各公民館によっても相違が見られまして、そこには、これまで地域住民と公民館が長年にわたって取り組んできた経緯や実情がございます。日直夜直制度のある公民館は、夜間や休日の施設利用や社会体育施設のかぎの受け渡しなど、直接地域住民の生活に影響を与えることが多いため、日直夜直にかかる人件費を予算計上し、継続実施しているというところでございます。

しかしながら、明浜地区の一部と宇和及び三瓶地区では、日直夜直制度がなく、市の今後の財政状況を踏まえて、市内を公平にする観点から、制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

先ほど私緊張いたしましたして1けた間違うとりました。夜直などで約2325万円であります。これから検討するということですので、ぜひ公正公平な運営をお願いしておきます。

それでは、そうになりましたら、同施行規則の第22条をどのように解釈すればいいのか、この点簡単に答弁願います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどおっしゃいましたのは公民館条例施行規則22条の関係であろうと思いますけれども、職員が勤務日以外に事業のため勤務したときは代休を受けることができるということにしております。ただし書きにありますとおり、日直勤務の場合はこの限りではないとされておりました、日直は代

休での扱いはしていないというところでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

法律とか規則をつくるプロがつくっておりますので、要領よくつくつとるというのが第一印象ですね。それは今後また検討するということですので、検討の方向を注視したいと思っております。原則代休ではないかなと思うんですけども、この多機能の事業は、私は矛盾だらけではないかなと感じております。

例えば9月議会で加藤議員の自治センターのスケジュールの質問に、三好部長の答弁は、本年1月には地域づくり活動センターに向けて、市民検討委員会を設置しますとあります。地区の考え、また意見がまとまっていない現状で、市民検討委員会を設置するのは性急過ぎるのではないかなど。地域の意見をよく精査をした上で、設置すべきではないのかなど。ああしまったということでは、行政においては断じて許されないのであります。そのことを進言いたしておきます。

また、平成の合併時にはご案内のとおり甘い汁で合併をしましたけれども、その後三位一体により、交付税の大幅な減額があったのはご案内のとおりであります。

先ほど申し上げたとおり、国の第9次地方分権一括法は、衣の下に鎧、もしくは脇差があるのではないかなど懸念をいたしております。よほど気をつけてやらなければいけないのではないかなど。また先ほどの市長の答弁を私なりに精査すると、私はあえて集会所に移管しなくとも、現分館の制度、目的からしても、十分その地域の充実、自助、共助が保たれとるのではないかなど理解をしております。また、いたしました。

それから最後の質問でございますけれども、もうこの質問は、先に細部にわたり、市長の一般質問に対して、意思表示がありましたので、まことに市長申しわけありませんが、市長のご意見はそこで聞きましたので、申しわけありません。

しかしながら、ただ進言をしておきますと、一番大事なものは、私は教育だと思うんですね。そのいわゆる方針の中で教育の面が触れられてなか

ったなど。これがやはり市長、私落ち度だったなど、残念だったなど、このように思っております。やはり何の根本も、まずは教育です、教育から始まると私は思っています。その点、お願いと言いますか、進言をいたしておきます。

さらに市長は行政のトップであります。一面政治家の面も持っておられます。やっぱり政治というのは、正しいことを何回も何回も繰り返す。そうやって、治はいわゆる「水を治める者は国を治める。」大は、いわゆる大地ですね、大地と水を治めるのが政治なんです。そういう観点のもとで頑張っていたきたいなど。市長の任期も後少しになり、400メートルトラックに例えますと、トップコーナーですが、過ぎてもう直線で、もうテープはその目の前に来ております。そこで最後の追い込みでございますけど、まことに市長の前にして失礼かつ老婆心でありますけれども、これは前三好市長にも申し上げましたが、今後の市長の言動は、特に注意をしていただきたいなど。再々言いますように、徳川260年の基礎をつくった徳川秀忠のように、2代目を目指す市長でありましたら、軸足をしっかりと地において、強い意志と思想を持たれることを期待いたし、そこで、秋霜烈日という4文字熟語を送り、今回の質問を閉じたいと思います。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時02分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、14番中村敬治君。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

改めまして、皆さんおはようございます。会派こころざしの中村敬治です。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、第4回定例会での最後の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、西予市の環境行政についてお尋ねいたします。

このことは、ことし6月の第2回定例会で一般質問をいたしました。その中で再生可能エネルギーの発行行為規制やコウノトリとツルの保護・保全に向けての環境基本条例制定と環境審議会の審議会設置の考えをお尋ねしました。それに対して

市は、国及び県の新たな環境基本計画を見据えた中で、環境基本条例や環境審議会の必要性について調査研究したいとの答弁がありました。このような行政答弁は一般的には判断の先送りか、すぐには積極的に取り組まないなどの否定的な答弁として私は理解しております、そのときは大変残念に感じた次第でございます。

しかしあれから6カ月もたない先月末の第4回定例会開会日に、西予市環境基本条例案を提案いただき、また、その条例案の中で、西予市環境審議회를置くと明文化されています。一般質問をした6月以降、積極的に調査研究をされて、今回条例案として提出いただいたことに大変感謝しております。

西予市環境基本条例案の第9条の環境基本計画の策定についてお伺いします。

環境基本法の体系では国の環境基本法が最上位に位置づけられ、その下に分野別の基本法、さらにその下に個別法が制定されております。西予市環境基本条例案を見ましても、基本理念や施策の基本方針、環境保全のための組織づくり等の基本的、抽象的な規定が主なもので、その実効性が問題となってきます。

今回の条例案は西予市にとって、環境行政の入り口の基本的取り組みであり、政策に基づいた計画を立てることが重要となってきます。施策の基本方針にかかわる第9条の環境基本計画策定は今後どのように進められるのかお伺いします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

改めましておはようございます。

環境基本計画の策定についてお答えをいたします。

環境基本計画は、環境保全施策の総合的、計画的な推進の中心となる計画で、環境施策の基本的な方向性を示すものとなります。今後の策定スケジュールといたしましては、令和2年度に基礎調査を実施し、令和3年度に計画策定を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁で令和3年度に基本計画策定という答弁がありました。遅れないように、なるべく早く策定をしていただきたいと思います。

再質問になりますが、第9条第5項に「環境基本計画を定めたときはこれを公表する」とありますが、計画実行には進捗管理が大切であります。毎年の進捗状況などを公表することで、市民にわかりやすく、また実効性を担保していくことも必要だと思っております。いわゆるPDCAサイクルへの取り組みについてお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

環境基本計画の進捗管理とその公表につきましてお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたが、環境基本計画につきましては、基本理念や施策の基本的な事項を定めることとしておりまして、計画の中で、基本方針や基本的な施策を盛り込むこととなります。それらを達成するためには、こういった目標や成果指標を設定し、進捗管理をどう行い、その成果をどう公表していくのかということが重要となりますので、計画策定の中で、議員もおっしゃりましたように、PDCAサイクルを意識して、十分に検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

次に、本条例の施行規則や要綱の制定についてはどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

環境基本条例に関します施行規則や要綱の制定についてお答えをいたします。

環境基本条例は、まちの環境に関する施策等の理念や基本的な考え方を包括する位置づけを持つものであるため、具体的事項についての規定は、別の条例等に委ねることになり、本条例においては施策の方向づけを規定しております。施策の方向づけに必要な事項は、条例内に規定していますので、この条例に対する施行規則等を制定する予

定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

続きまして、③の再生エネルギー発電事業に関する条例制定についてと、④の同条例の施行規則制定についてお伺いいたします。

2016年6月に、固定価格買取制度、いわゆるフィードイン・タリフ制度、FIT法が改正されております。この改正FIT法によって、事業者は、事業内容、事業の円滑かつ確実な実施の見込み及び発電設備の3項目について基準が設定されています。あわせて、同法施行規則も改正され、条例を含む関係法令の規定の遵守が、認定基準の中に織り込まれています。つまり、各自治体が独自に制定している条例についても、その規定の遵守が事業者には求められることとなっています。また、既に認定を受けた発電事業計画が認定基準に適合しなくなったとき、経済産業大臣は認定を取り消すことができるようになっています。

このため、発電設備の設置工事の段階や供用開始後に関する条例の定めも必然的にその実効性が担保されたものとなります。したがって各自治体独自の規制、または手続を定めた条例を制定する意義は極めて大きいと言えます。

これに伴って条例の新規制定を行う動きは、全国的に広がってきています。6月議会の一般質問後のことですが、聞くところでは上島町では条例制定前は、発電事業者からの問い合わせがたくさん来ていたそうです。しかし条例制定後は激減したとのことでもあります。また、愛南町の条例は地元地域への配慮が行き届いた内容となっています。伊方町のガイドラインは発電事業者の善意に期待する部分が大きくなっているものようです。

そこでお伺いします。西予市再生可能エネルギー発電事業に関する条例制定と同条例の施行規則制定については、どのように取り込まれるかお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

再生可能エネルギー発電事業に関する条例や施

行規則等の制定についてお答えをいたします。

地球温暖化対策やエネルギー対策として、太陽光発電施設を初めとした再生可能エネルギー発電施設の導入が進んでおりますが、その一方で、これらの施設が、自然環境や魅力ある景観に影響を及ぼしている事例もあり、また、適正に設置及び維持管理されていない場合には、異常気象時における災害発生も懸念され、安心・安全な生活環境が脅かされることに対する不安も高まってきております。再生可能エネルギーは、原子力発電施設等の代替エネルギーとして重要な位置づけを持つものですが、自然環境や生活環境に及ぼす影響を可能な限り低減し、地域と共生していくことが、今後の再生可能エネルギーの発展にとって重要な要素の一つであると考えておりますので、施設の適正な設置と維持管理を目的とした条例及び施行規則について、現在、検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁で、新規条例及び施行規則の制定に向けて現在検討を進めているとの積極的かつ、前向きな答弁をいただきましてまことにありがとうございます。

ご承知のように宇和町伊賀上地区からは、9月26日に西予市へ太陽光発電設備の設置に関する反対陳情書が地域住民の半数以上、約200人の署名簿とともに提出されております。また、10月7日には愛媛県へも同様に提出されております。四国経済産業局へもその写しが送付されているところでございます。また、宇和町卯之町の鬼窟地区では、太陽光発電施設の設置直下の住宅の皆さんは、災害の発生を大変心配されております。そしてまた市内での小規模の風力発電を計画されている方も、私も直接聞いております。

新規条例をできるだけ早く速やかに検討いただきまして、議会への成案の提出をよろしくお願ひしたいと思っております。

また、関連質問になりますが、宇和のナベヅルは昨年10月末から90羽くらい飛来しまして、ことし3月上旬まで越冬していました。しかしことしは12月になってもナベヅルもコウノトリも定着し

ておりません。昨年と変わったことといえば、餌場とねぐらの飛行ルート付近に大型風車8基が回転を始めたことと、そのうち4基の頭頂部には、航空法に基づく大きな航空障害灯が、夜間にも明るく点滅が始まったことがあります。ジオパークと連携しながら田園ロマンの里構想に基づき、自然に由来する地域資源として積極的に有効活用することが期待されているだけに、継続した飛来が途絶えるのではないかと心配されているところです。今のところ、今後に期待するしかありませんが、市のお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ご質問のございました風力発電施設により、ナベヅル等の定着に影響を受けているのかにつきましては、現時点ではそのようなデータや根拠等もございませんので、はっきりと申し上げることはできませんが、今後の渡来状況や定着について、十分注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

続きまして、西予市環境影響評価条例の制定についてお伺いします。

平成5年に環境基本法が制定されまして、その中の第20条の環境影響評価推進の条文によって、平成9年に環境影響評価法、いわゆる環境アセスメント法が施行されております。これは一定規模以上の事業、また計画に対して、各種の規制値の遵守を前提として、事業が与える環境影響評価を個別に予測し、周辺環境との関係で影響を好ましい状況に抑制することを目的としています。この手続により、事業者が自主的に環境配慮の対応を行うことが期待されております。

その後、平成11年3月には愛媛県環境影響評価条例が制定され、同年5月には施行規則が制定されています。

そこで、西予市においても、西予市環境影響評価条例を制定する考えはないかお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

環境影響評価条例の制定についてお答えをいたします。

環境影響評価につきましては、大規模開発事業等による環境への影響を事前に調査するものであるため、環境影響評価法にて、対象事業規模の基準が定められており、その基準に満たない規模の事業についても、愛媛県が検討を重ねた上で、愛媛県環境影響評価条例にて独自の基準を定めております。

現時点で、市で独自に条例を制定する予定はございませんが、再生可能エネルギー発電施設の環境影響評価については、県内では、環境影響評価法による太陽光4万キロワット以上、風力1万キロワット以上の規模しか対象となっていませんが、愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正により、令和2年4月1日からは、新たに2万キロワット以上の太陽光発電施設と5,000キロワット以上の風力発電施設も評価の対象となる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

再質問になりますが、条例や規則は自治体の環境行政において一定の行為を義務づけたり誘導したりする上で非常に有効な道具でございます。要綱も任意であります。相手方の協力により実現されるものです。

先ほど藤井部長の答弁にもありましたが、愛媛県では来年4月から、地域の実情に合わせた行政運営を行うために、愛媛県環境影響評価条例施行規則を一部改正し、法律の基準より厳しい基準を追加する、いわゆる上乗せを行う予定となっております。西予市においては、地元から防災上問題視される再生可能エネルギー発電事業の規模はさらに小さく、県条例では対象にならないものが多いと考えられます。

このため、西予市の独立条例を制定していただき、上乗せや横出し規定を駆使しながら、防災や景観などに配慮した、地域の実情に合った簡素な条例や規則が必要ではないか、この点を重ねて伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ご質問にお答えをいたします。

愛媛県の条例の基準に満たない規模の発電事業につきましては、環境影響評価の義務はございませんが、本議会に上程しております西予市環境基本条例の第11条におきまして、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合には、事業者の努力義務ではございますが、適正に調査、予測及び評価の実施を求めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ありがとうございました。

次に、財政改革に係る公共施設の再編、統廃合についてお尋ねいたします。その中の公共施設等総合管理計画に係る公共施設の現状についてお伺いしたいと思います。

国や各自治体は住民生活や企業活動に不可欠な公共建造物である社会資本を整備しているところでございます。これらを大きく分けると、道路、橋梁、港湾、上下水道などの公共土木施設と、学校施設、社会教育施設、図書館、福祉施設、文化施設、体育施設、公営住宅、観光施設などのいわゆる箱物と言われる公共施設に分類することができます。切迫した課題として迫られているのはこの箱物の再編でございます。公共土木施設は、地域間の住民を結ぶネットワークとしての機能を果たしています。

したがって、同じ社会資本でも、公共土木施設については廃止することは基本的には考えられず、適切なマネジメントを継続することとなると思います。一方、公共施設は住民の権利や利便性に対する配慮ができれば、廃止するという選択肢があります。そこでは、政策的な対応が求められてくるものです。

まず、西予市の公共施設の現状はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの中村議員からの公共施設の現状につきまして回答させていただきます。

平成30年度の決算におきまして、当市が所有いたします建物のみの公有財産でございますけれども、1,315件、総延べ床面積が42万5725平米となっております。そのうち、老朽化比率が100%を超える、いわゆる耐用年数として定められた期間を経過した建物、これが627件で、全体の約半数を占めておりまして、延べ床面積につきましては10万7143平米、全体の約25%ということとなっております。この老朽化した建物の割合として多いのが、公営住宅で190件、続きまして、消防詰所で52件などがございます。

今後の人口推計を踏まえまると、この建物の集約化に加えまして、公共施設の半数を占める老朽化した建物の除却方針が喫緊の課題ではないかというふうに考えております。建物構造にもよるわけでもございますけれども、解体費用の平米単価を3万円と仮定した場合、税抜でも約32億1400万円の除却費用が発生する計算となります。この建物の除却につきましては、有利な財源がなく、一般財源に頼らざるをえない状況でございます。

これに加えまして、既存の建物の長寿命化やランニングコスト、これらを考えまると、今後当市の財政状況に応じた適切な公共施設管理体制が強く求められると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁で、現在対応年数を超過している建物が、個数で約630件、約半数を占めております。また、延べ床面積では25%程度という答弁がございました。これは西予市にとって大変な問題ではないかと認識したところでございます。

次に、公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果の概要についてお伺いしたかったのですが、これは2013年に総務省から全国一斉に公共施設等の解体撤去事業に関する調査があったわけですが、保存年限の関係から西予市ではデータが存在しないということで質問を省略したいと思います。

公共施設の抱えている問題に対して、施設の老朽化や稼働率、人口減少社会の人口動態、また、

厳しさを増す財政見直しなどの客観的な指標をもって、公共施設の将来の再編や統廃合を検討中ではないかと思えます。

そこで、公共施設等総合管理計画の概要についてお伺いしたいと思います。

老朽化している公共施設等の把握と対策は、国に言われるまでもなく、各自治体が当然行わなければならないこととございます。西予市の公共施設等総合管理計画の概要はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの公共施設総合管理計画の概要につきまして答弁させていただきます。

総務省が進めます公共施設等総合管理計画につきましては、平成26年4月22日付け、総務大臣通知によりまして、平成28年度末までに全国の自治体に策定要請があったものでございます。

各自治体におきましては、公共施設等の全体を把握し、長期的視線に立って、総合的かつ計画的な管理を行うことを目的とし、所有施設等の現状や施設計画全体の管理に関する基本的な方針を定めているところでございます。

平成31年3月末の調査では、全国1,741の市区町村中、99.8%に当たります1,738団体が同計画を策定済みといたしてございまして、当市におきましても、平成28年に第一版が策定をされ、公共施設の種別ごとに施設の方向性が示されているところでございます。平成31年3月には内容が改定をされまして、耐震性のない公共施設につきましては、新規賃貸借契約を締結しないという内容を追記いたしました。

また、当計画につきましては、国より指針の改定が示されてございまして、今年度につきましては、同計画の不断の見直し、充実やユニバーサルデザイン化の推進方針等の内容の改定を、来年度は、建物数全体や維持管理、更新等にかかります中長期的な経費の見込みを改定していく予定といたしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

公共施設等総合管理計画は全庁的に取り組む必要があるわけですが、しかし所管する部署がばらばらとなっているのが実態ではないかと思えます。全体としてコントロールすることが非常に困難ではないかと考えております。

しかし、一方公共施設は、基本的人権の保障や住民の公共的欲求、公民性の涵養、コミュニティに果たす役割、地域の将来との関係、住民の主体的な力量など、公共施設を取り巻くさまざまな条件や機能を加味した判断が求められてくると思えます。

次に、公共施設に関する基本方針についてお尋ねいたします。

原理原則からすると、公共施設は本来的には、住民の共有財産であり、社会経済状況に合わせてそれをどのように活用するかは、最終的には住民の判断に委ねられるべき事柄です。しかし、実際には、住民が自律的に判断することは大きな困難が伴っております。急激な人口減少、高齢化や財政的制約が不可避的に進んでいます。

そのような中で、西予市の公共施設政策はどのように行われていくべきなのでしょう。公共施設等総合管理計画は、全ての公共施設に関する状況把握と全体の縮減を要請しているところでございます。しかし、現状を見ると、市内の旧町ごとに次々と大規模な新規施設の建設や建設計画に着手されております。城川町のジオ拠点施設整備事業、野村支所周辺を含む再開発、PFI方式における卯之町はちのじまちづくり、明浜町のジオリゾート整備事業、三瓶町せいよチャレンジ・スペース整備事業など、たくさんございます。

一貫性のある公共施設再編計画があるのかどうか、あるとすればどのようにこれを見ていけばいいのか。また、西予市の公共施設の統廃合はこれから本格的に進められるべきとすれば、早急に公共施設に関する基本方針を定めて、総合的に取り組むべきではないかと思えます。市民にも基本的な政策方向を早く提示できるようにすべきではないかと思えます。その辺をお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

基本方針につきましてご答弁させていただきます。

西予市公共施設等総合管理計画におけます公共施設等の管理に関する基本方針につきましては、原則として、新規の公共建築物は建設しないとしたしておりまして、保有施設の総量縮減をうたっているところでございます。ほかにも、近隣にあります他の施設との複合化や統廃合の検討、隣接する市町や県との広域連携、施設の予防保全、建物の廃止、除却の進め方などを規定しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今年度は、ジオの恵み！ジオリゾートプロジェクト、また、せいよチャレンジ・スペースプロジェクトなど、地方創生交付金や補助金事業などを活用した新しい建物を建設いたしております。この背景には、より有利な財源が確保できたという点もございます。新規に建設した建物の維持管理費用は、建築費用の7倍程度のコストがかかるというふうに言われております。

今後は、施設分類ごとに建設計画やランニングコストを分析して、記載しました個別計画を国が求める令和2年度末を目標に策定いたしまして、将来にわたって、建物のランニングコストが財政負担とならないよう財政部局とも連携をいたしまして、新規建物建設時の慎重な議論が行えるよう、庁内のガバナンスをきかせていく体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁で、新規に建設した建物の維持管理費用は、建築費の7倍程度のコストがかかるという答弁がありましたが、大変大きな経費が建築後にかかってくるということになります。

今後は説明のありましたように、庁内のガバナンスをしっかり保ちながら取り組んでいただきたいと思っております。

次に、公共施設に関連する財政負担について、その中の地方財政措置についてお伺いいたします。

公共施設等総合管理計画の策定を前提とした国の地方財政措置はどのようになっているのでしょうか。特に、除却について、地方債の特例措置が創設されておりますけれども、その対象や期間、充

当率等はどうなっているか。現時点では交付税措置もないという答弁がございましたが、問題が先送りとなっていきますが将来世代にツケが回るといふ批判が、そういうことで出ております。これらについて今後どう対応するのかお伺いしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

財政措置につきましてお答えをいたします。

公共施設の管理に特化した財源措置といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債がございまして、こちらは令和3年度までの時限措置でございます。財政力指数が平成30年度決算で0.25の当市の場合につきましては、事業費の50%までしか交付税措置がされないということとなっております。合わせまして、近年大きな財政負担となりつつあります建物の除却につきましては、交付税措置が手当てされない状況でございます。

このことにつきましては、市長からも市長会に交付税措置拡充の提言をしていると同時に、愛媛県におきましても、重要事項要望ということで認識され、国への働きかけをしていただいているところでございます。

このように、公共施設管理に関します有利な財源がないため、比較的補助率の高い地方債や地方創生交付金を用いて、解体費用や建設費用を賄っているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

除却について現在では適切な財源措置がされていないという答弁がございました。したがって今後、国に対してしっかりと、全国的な一体となった動きを通じて、そういう新しい制度を創設していただくよう頑張っていたいただきたいと思います。

次に、建設費や維持管理費、管理運営コストについてお伺いいたします。

公共施設に関連する財政負担は、建物に直接的に関係する建設費や維持管理費のほかに、人件費、管理委託費、光熱費などの管理運営経費がありますが、それぞれの額はどうなっているのか。また、市の一般会計歳出総額の何%ぐらいになっ

ているのかお尋ねいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

平成30年度の公共施設の管理経費につきまして、約19億2700万円であり、決算額に占める割合は約6%でございます。管理経費の内訳といたしましては、正職員、臨時職員等の人件費が約12億3400万円、光熱水費、施設保守管理委託料等が約6億9300万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁で一般会計歳出決算におけるパーセントで大体6%ぐらいになると言われて、今説明があったわけですが、6%ぐらいであれば、まあまあいい数値で推移しているのかなと私は個人的に感じたところでございます。

次に、担当部署の新設についてお尋ねいたします。

過疎地域では特に手遅れとならないよう地元住民に復元力があるうちに、早急に公共施設再配置担当部署を設置して、本格的に取り組むべき時期に来ているのではないかと考えておりますが、その辺のところのお伺いいたします。

○議長

宗副市長。

○宗副市長

ただいま、公共施設に関する担当部署の設置についてのご質問をいただきました。

公共施設等の適正管理、マネジメントにおきましては、施設情報の分析や公会計と連携した資産管理、施設建設・改修時の全体最適化、また除却施設計画の策定、統廃合の検討等、多岐にわたる業務が発生いたします。

現在、当市では兼務職員1名で対応をしておりますけれども、公共施設等総合管理計画策定後に発生する、こうした事務量に対する体制が十分に整っていないという状況でございます。また、先に答弁いたしましたように、公共施設等の老朽化の対策が喫緊の課題となっているところであり、厳しい財政状況が続く中、既存の公共施設を効率的

かつ効果的に維持更新するとともに、公共施設の統廃合や再配置等、施設のあり方そのものを含めた検討を、継続的、計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図る必要があるというふうに考えております。

そこで来年度から、新たに専門の係を設置しまして、公共施設の管理体制の充実が図れるよう、現在検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま副市長から、新年度には新しい係を設置するとの答弁をいただいたところでございます。

公共施設の再編等の取り組みはこれから長期間にわたって続くものです。行政による上からのマネジメント計画と地域住民による下からの自治計画を適切に融合することが最も肝要でございませぬ。

現在も取り組まれております小規模多機能自治活動拠点施設整備事業も、この中に当然含まれてくることとなります。今後、行政は住民の暮らしと住民自治の視点に立って、この問題に取り組んでいただき、誤りのない行政推進に努めていただきたいと思っております。

また、行政だけでなく、地域住民みずからが、公共施設の問題をみずからの課題として受けとめていただき、そのあり方を考えなければならない時期に来ていていると思っております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思いません。大変ありがとうございました。

○議長

以上で、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時56分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程2）

○議長

日程第2、議案第157号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」から、議案第163号「簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を

適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

これより本案7件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

議案第159号「西予市環境基本条例制定について」質疑をさせていただきます。3点についてお尋ねいたします。

西予市環境基本条例案と類似の条例を制定している県内の市町はどこにあるかということ。

そして2番目として、第22条の常設の環境審議会委員10名、5区分の仕分けがされておりますが、人数配分はどのようになっているのかということ。

第3点として、6月の一般質問では、その条例の必要性について調査研究をしたいとの答弁があったわけです。11月29日の本会議初日に、この条例案の提案理由の説明はお聞きしました。早速の取り組みで大変ありがたいことではあります。環境問題がこの数カ月で急変したわけでもございませぬ。なぜ短期間で調査研究が急に進み、条例案の提出に至ったのか、その辺お尋ねいたします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

中村議員からのご質問にお答えをいたします。

まず1つ目のご質問の環境基本条例の県内の状況についてお答えをさせていただきます。

県内では、6市4町が条例を制定しております。今後、2市1町が制定予定とお聞きをしております。

続きまして、2つ目のご質問の環境審議会委員につきましては、現在検討中でございます。

そして、最後に3つ目の質問でございませぬが、こちらのほう6月議会でも調査研究するというような答弁をさせていただきましたが、急にやったわけではなく、以前からこの環境基本条例については、担当課でも検討を行ってございました。提案理由や一般質問の答弁でも申し上げたとおり、今

日の環境問題は、廃棄物増加などの身近なものにとどまらず、温暖化に伴う気候変動や大規模災害の発生など、地球規模に広がってきております。また、身近なところでは、原子力に変わる環境に優しい再生可能エネルギーの普及が、逆に、地域の自然環境や生活環境を脅かすといった問題も発生しております。このような中で、これら環境問題を改善していくためには、市民、事業者及び行政が環境に対する共通の認識を持ち、それぞれが環境に配慮した取り組みを行っていくことが必要と考え、市といたしましても、環境基本条例の制定が必要と判断したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

2番目にお尋ねしました常設の環境審議会委員10名、5区分の中には、まず最初に環境の保全に関し学識経験のあるものとされており、できるだけ西予市に見合った形でのバランスのとれた学識経験のある方を多く委員として入れていただきたいと思っております。これはもう常設になりますので、いろいろ提案がされてきましても、いろいろなそういう事業計画が出てきましても、全てに対応は難しいと思っておりますけれども、できるだけ想定した上で、委員を人選していただきたいと、専門の委員をよろしくお願ひします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

貴重なご意見ありがとうございます。

十分にそういう点も考慮しながら検討したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第157号及び議案第158号の2件は総務常任委員会へ、議案第159号は厚生常任委員会へ、議案第160号から議案第163号までの4件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第164号「西予市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第174号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの11件を一括議題といたします。

これより本案11件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第164号、議案第168号及び議案第169号の3件は総務常任委員会へ、議案第165号から議案第167号まで及び議案第172号から議案第174号までの6件は厚生常任委員会へ、議案第170号及び議案第171号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第175号「西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について」及び、議案第176号「西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第175号は総務常任委員会へ、議案第176号は厚生常任委員会へ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第177号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」から、議案第180号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」の4件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第177号から議案第180号までの4件は、西予市指定管理施設調査検討特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第177号から議案第180号までの4件は、西予市指定管理施設調査検討特別委員会に付託することに決定いたしました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

議案書の16ページ、教育費、保健体育総務費の保健体育総務庶務事業70万4000円です。

ご説明では、東京2020オリンピック聖火リレー負担金というふうにご説明があったと思うんですけども、西予市においてのオリンピック聖火リレーの応募状況がわかりましたら教えてください。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの聖火ランナーの応募者の人数の関係であったと思いますけれども、59の方が応募をされまして53の方が有効となっております。6人の方は書類等の不備のため無効となっております状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第181号のうち、指定管理施設管理運営業務委託については、西予市指定管理施設調査検討特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第181号については、関係各常任委員会及び西予市指定管理施設調査検討特別委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」から、議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第182号及び議案第185号の2件は厚生常任委員会へ、議案第183号及び議案第184号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時12分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時14分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第194号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」までの8件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案8件を本日の日程に追加し、追加日程にすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の月額報酬及び費用弁償の支給について改正するものであります。

平成31年第1回定例会において、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長から、議員報酬の増額、常任委員会の委員長の報酬加算、会議等出席に伴う交通費の支給などに係る調査研究結果の答申報告があり、その後、議長から特別委員会の報告内容にかかわる特別職報酬等審議会への諮問依頼がございました。この依頼を受けまして、市では、特別職報酬等審議会を設置し、議会からの諮問事項について、改めて諮問し、慎重に審議をいただき、先般答申をいただきました。

答申では、議員報酬の改定状況及び議員定数の推移、社会経済情勢の変化や市の財政状況など、当市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、議会活性化の重要性が増大する中、求められる議員活動の範囲や内容に鑑み、月額報酬を引き上げることが妥当であり、その額は、合併当時の報酬額相当が妥当と判断されました。また、常任委員会等の委員長の報酬加算については、全国の状況を踏まえ、当面は加算しないことが妥当と判断されております。附帯意見としまして、議員活動の多様化、広域化が進む中、より一層の議会の活性化を図るため、会議等の出席に対する費用弁償を検討することを求められました。

市では、審議会からの答申を踏まえ、これを尊重することとし、議員の月額報酬を合併時の金額、現状よりも3%増額し、また、議員の本会議、委員会及び議会会議規則で定める議会の運営等に関する協議等の場への出席に対し、車賃相当の費用弁償を支給するよう本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森川一義君。

○19番森川一義君

市長にお伺いします。

政治は議員目線ではなく、市民目線で行わないといけないと思います。市民の立場に立って行動してください。仮設住宅に住んでおられる方々のことをよく考えて、仮設住宅に住んでる方は、市民の報酬を上げるよりか下げてくれるという考えの方が多いのです。33万3000円の報酬なら議員は毎日市役所へ出勤しないといけないと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま森川議員からのご質問に対してお答えをさせていただきます。

森川議員がおっしゃるとおり、昨年災害から今日まで、まだ復旧・復興の途上であり、市民の皆さんも大変、被災に遭われた方、そうでない方も含めて、いろんなご苦勞をされておるといことは承知をしております。

しかしながら、合併、平成16年に報酬を決めました。その金額は、平成18年に財政事情等によりまして3%減額をされております。その間、議会は31名の定数から、今回18名の定数への削減として、皆さんそれぞれの協議の熟慮、市民のご意見もお聞きになられた中で、そういう結論を出されたものと思っております。そしてそのことにより、市議会議員お一人おひとりの活動範囲も広がっております。そして、合併からの経済の成長、いろんなものを勘案しますと、議会から、特別委員会から答申がありました金額には及びませんけれども、合併時の金額というのは妥当ではなかろうかなと私は考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま市長からも、合併時の報酬が妥当では

ないかと答弁がございました。平成18年に減額された分、3%カットになった分を、合併時の報酬に戻すべきではないかという答申もあり、市長もそう思われたということですが、ちょっとお尋ねしたいのは、減額は、当時18年の減額改正で、市長ほか副市長、教育長も減額されているんじゃないかと思いますが、その減額はいまだ復元されていないんじゃないかという気がするわけですけども、その辺のことをお尋ねした上で、あともし仮にそれが上がってないということであれば、やはり市三役のバランス上からも、議員だけが片務的に上がるというのはどうなのか、そういう点。そしてまた、県内でもいろいろ議論されました。西条市なんかでも、議員報酬アップについては、今回見送るといような結果になっておるようでございますので、南予の西予市で、こういう1万円程度でございますけれども上げるということが先鞭をつけますと、非常にイメージダウンになる面もあるんじゃないかと。また、市が上げれば、県内の各市、特に南予の各市も追随してくるんじゃないかと、私は個人的に思うわけですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長

管家市長。

○管家市長

理事者の報酬も議員の皆様が上げるのであれば上げるべきではないかというご提案をいただいたわけでございますけれども、西予市の面積も変わっておりませんし、業務は多岐にわたってはおりますけれども、全体的な市民の皆さんを対象とする、そして西予市全体の行政を考える上で、平成18年と私自身は変わってない。ただ議員は先ほど申しましたように、31名が18名に変更をされております。面積は変わっていないということは、その中で果たされる範囲、そして時間というものは増えていると私は解釈をしております、理事者の分については、据え置きで構わないのではなかろうかなと思っております。

そして、このことが全県下に影響をするのではなかろうかというようなお話でございますが、それは、各市町の中で、それぞれにご検討をいただく項目であると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第187号は議会運営委員会へ付託いたします。

(追加)

○議長

追加日程第2、議案第188号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」から、議案第190号「西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第188号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市健康保養地中核施設は、健康資源である温泉水を活用して、市民に健康づくりの場を提供し、あわせて、保養、休養など、生活の質の向上や地域間交流の促進に資する施設として、平成17年から指定管理者による運営を行っております。

しかしながら、当該施設の運営につきましては、圏域人口の減少、近隣の類似施設等の競合等により経営を持続することが困難となったため、公益性と収益性の観点から民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化とインバウンドを含めた交流人口の拡大を図るため、施設を譲渡し、運営事業者を公募することといたしました。

その結果、先般、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会におきまして、譲渡先候補者が決定しましたので、所要の進めを進めるため、令和2年4月1日を施行日として、西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第189号「西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宝泉坊ロッジは、市民に健全な健康保養の場を提供し、生活福祉の向上と健康の増進を図り、あわせて、地域間交流の促進に資する施設として、平成17年から指定管理者による運営を行ってまいりました。

しかしながら、当該施設の運営につきましては、圏域人口の減少、近隣の類似施設等の競合等により、経営を持続することが困難となったため、公益性と収益性の観点から民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化とインバウンドを含めた交流人口の拡大を図るため、施設を譲渡し、運営事業者を公募することといたしました。

その結果、先般、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会におきまして、譲渡先候補者が決定しましたので、所要の進めを進めるため、令和2年4月1日を施行日として、西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第190号「西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市野村農業公園は、西予市の特産品開発、乳製品の加工販売及び地域食材の提供等を通じた総合交流ターミナル施設として、平成18年から指定管理者による運営を行ってまいりました。

しかしながら、当該施設の運営につきましては、社会情勢の変化や観光客の嗜好の変化により来場者が年々減少し、経営を持続することが困難となったため、公益性と収益性の観点から民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化とインバウンドを含めた交流人口の拡大を図るため、施設を譲渡し、運営事業者を公募することといたしました。

その結果、先般、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会におきまして、譲渡先候補者が決定しましたので、所要の進めを進めるため、令和2年4月1日を施行日として、西予市農業公園条例を廃止するものでございます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第188号は厚生常任委員会へ、議案第189号及び議案第190号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(追加)

○議長

次に、追加日程第3、議案第191号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」から、議案第194号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第191号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、西予市で捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用し、イノシシ及びニホンジカの解体処理作業並びに精肉加工を行い、鳥獣害防止並びに獣肉の特産品化により、地域の活性化に寄与することを目的として、平成23年度から運営をしております。施設の管理運営につきましては、質の高いサービスの提供とコストの低減に努めるとともに、積極的かつ効率的な施設の運営を図るため、指定管理者制度により行うこととしており、先般、指定管理者の公募を実施した結果、2件の申請があり、西予市産業部指定管理者審査委員会での審査を経て、株式会社ありがとうサービスを指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

選定理由といたしましては、さまざまな形態の飲食店を営んでいることに加え、協力関係にある食品加工業者、小売業者もあり、解体処理した獣肉の販売、加工が十分に見込めること。また、施設の職員配置につきましては、市内から適任者を雇用することを前提にスムーズな施設運営を検

討されていることから、施設の効用を最大限に発揮し、管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、また、将来において安定的な経営が見込まれると判断したものであります。

なお、指定管理者候補の概要及び事業計画等につきましては、参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第192号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、展示閲覧型の文化施設から、用途や機能の一部を変更して、オフィスやインキュベーションカフェなどとして活用し、米文化と木造校舎の歴史等の情報発信等に加え、仕事を生み、人を呼び込むことを目的とした施設であります。

今回、指定管理期間満了に伴いまして、指定管理者候補者を公募したところ、現指定管理者である1社からの応募があり、一般社団法人ゼネコンネックスを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市産業部指定管理審査委員会にて審査を行い、これまでの実績、運営方針等を審査した上で、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組みや経営努力などを総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものでございます。

なお、指定管理者候補の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第193号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市みかめ海の駅は西予市三瓶地区中心市街地における商業の振興と地域の活性化を推進し、あわせて、農水産物の高度利用、地域住民の憩いと相互交流、都市住民との交流を図るにぎわい拠点施設として、平成19年4月に開館いたしました。

今回、指定管理期間満了に伴いまして、指定管理者候補者を公募したところ、現指定管理者である1社からの応募があり、みかめホールディング株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

選定に当たりましては、西予市産業部指定管理審査委員会にて審査を行い、これまでの実績、

運営方針等を審査した上で、当該候補者が地域の実情に精通しており、民間事業者の発想と手法で柔軟な運営が期待されること。また、質の高いサービスの提供とコストの低減に努めるとともに、積極的、効率的な施設の運営が図られることなどを総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定管理者候補の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第194号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市みかめ本館は西予市三瓶地区中心市街地における宿泊施設不足の解消と地域間交流の促進を図り、あわせて、中心市街地の活性化を推進し、地域の発展に寄与するにぎわい拠点施設として、平成17年4月に開館した施設であります。

今回、指定管理期間満了に伴いまして、指定管理者候補者を公募したところ、現指定管理者である1社からの応募があり、有限会社みかめ本館トータルサービスを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

選定に当たりましては、西予市産業部指定管理審査委員会にて審査を行い、これまでの実績、運営方針等を審査した上で、当該候補者が地域の実情に精通し、ジオスポットめぐりなど、市内観光への拠点施設として、積極的な運営が図られていること。また、民営手法の観点から効果的な管理運営を行われており、宿泊客の満足度の向上など、その実績が認められること。公の施設としての効果を最大限発揮でき、効率化やコスト低減の面でも、その能力を十分有していることなどを総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定管理者候補の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第192号で、法人名を誤っておりました。法人ZENKON-nexでございます。失礼しました。

○議長

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小野正昭君。

○17番小野正昭君

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時45分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時47分）

小野正昭君。

○17番小野正昭君

私の最初の質問194号と言いましたので、その質問は全て取り消していただいて、再度193号のみかめ海の駅の件について質問をします。

この件は、恐らく特別委員会に付託をされ、私は産建常任委員会ですけれども、審査されませんので、発言をさせていただきますけれども、1点目は、常設をされました海水の調整器、ちょっと名称のはっきりした名称は記憶はないんですけれども、それが現在どのようになっているのか。今後どのように考えられているのか、これが1点。

それともう1点、商工会の方々との意見をよく交わしますけれども、あまり海の駅との交流がないように、またいろいろな会議にも出てないようなご意見があるようですが、これはやはり一体と

なって、商工会と連携をしながら事業を始めていただきたいなど、このように思いますので、その指導をお願いしたいと思います、この2点質問をいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

1点目の小野議員のご質問であります、海水の調整する機械でございますが、今のところ休止している状態でございます。ただし今回の指定される業者には、指定の委員会の折に、あそこのマンボウを飼っていたところも、業績が物すごくいいみたいなので、自分の会社で何とかしていただかないでしょうかというお願いはしているところでございます。

それから、商工会との連携と言われるのは、この会社が商工会と連携していないという意味だろうと思って答弁をさせていただきますが、その部分につきましても指定管理者に商工会等とも十分相談しながら事業をしてくれというような指導をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

1点目の調整機械の件ですけれどもね、当初はご存じのようにマンボウだったんですよ。恐らくもうこれマンボウの捕獲というのは、皆無に等しいではなかろうかな。これは海水温等の変化等であると思っておりますけれども、せっかくある機械設備ですのでね、マンボウにこだわることなく、いわゆる海水、自然に強い、いわゆるたこが強いのか、いかが強いのか私わかりませんが、その辺のところをよく精査してせっかくある設備ですので、子どもたちが来てそういう海の小動物と触れ合えるような設備に、ぜひ残していただきたいなどと思っておりますので、その辺、どうされるのか再度答弁をお願いします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

小野議員は三瓶出身でございますので、蔵貫にあるメダカを飼っておられるような施設も知っておられると思うんですけど、この指定管理者から

は、そういうふうなメダカとか、そういうものの淡水魚を飼って子どもたちが喜んでいただくようなことにしたらどうかというような提案はございましたが、これは補助事業でございまして、やっぱり海水を使った魚にしてほしいというところまでは私のほうも詰めておりますので、事業者がまた考えていただくものと思いますし、そのように指導していきますのでよろしく願いをいたします。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第191号から議案第194号までの4件は、西予市指定管理施設調査検討特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第191号から議案第194号までの4件は、西予市指定管理施設調査検討特別委員会に付託することに決定いたしました。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会において、各議案について十分審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月20日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時52分

第 5 日

12 月 20 日（金曜日）

令和元年第4回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年12月20日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和元年12月20日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午後 2時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 閉 会 | 令和元年12月20日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 4時33分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	松 川 伸 二
総 務 企 画 部 長	三 好 敏 也
会 計 管 理 者	山 口 正 人
医 療 介 護 部 長	山 岡 薫 彦
産 業 部 長	酒 井 信 也
建 設 部 長	清 水 昭 広
生 活 福 祉 部 長 兼	
福 祉 事 務 所 長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	宇 都 宮 裕

議 事 日 程		
1	議案第157号	西予市行政財産使用料徴収 条例制定について
	議案第158号	西予市半島振興対策実施地 域における固定資産税の不 均一課税に関する条例制定 について
	議案第159号	西予市環境基本条例制定に ついて
	議案第160号	西予市公共下水道事業の設 置等に関する条例制定につ いて
	議案第161号	西予市公共下水道事業の剰 余金の処分等に関する条例 制定について
	議案第162号	西予市簡易水道事業の設置 等に関する条例制定につい て
	議案第163号	簡易水道事業に地方公営企 業法の規定の全部を適用す るに伴う関係条例の整備 に関する条例制定につい て
	議案第164号	西予市特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改 正する条例制定について
	議案第165号	西予市宇和福祉センター条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第166号	西予市特別会計条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第167号	西予市隣保館条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第168号	西予市公民館条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第169号	西予市乙亥の里条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第170号	西予市営土地改良事業分担 金徴収条例の一部を改正す る条例制定について
	議案第171号	西予市県営土地改良事業分 担金徴収条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第172号	西予市立病院看護師等奨学 資金貸与条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第173号	西予市病院事業職員の諸手 当に関する条例の一部を改 正する条例制定について
	議案第174号	西予市野村介護老人保健施 設つくし苑職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第175号	西予市総合センターしらか わ条例を廃止する条例制定 について
	議案第176号	西予市宇和游の里健康セン ター基金条例を廃止する条 例制定について
	議案第177号	西予市宇和文化会館の指定 管理者の指定について
	議案第178号	西予市地域共生型交流拠点 施設の指定管理者の指定に ついて
	議案第179号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて
	議案第180号	西予市野村町エコセンター の指定管理者の指定につい て
	議案第181号	令和元年度西予市一般会計 補正予算(第5号)
	議案第182号	令和元年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第3号)
	議案第183号	令和元年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第184号	令和元年度西予市公共下水 道事業特別会計補正予算 (第3号)
	議案第185号	令和元年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)
	議案第187号	西予市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例制

- 定について
- 議案第187号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてに対する修正案
- 議案第188号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 議案第190号 西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について
- 議案第191号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第192号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について
- 議案第193号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
- 議案第194号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
- 2 委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加 議案第195号 乙亥会館災害復旧建築工事変更請負契約について
- 議案第196号 乙亥会館災害復旧機械設備工事変更請負契約について
- 議案第197号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第198号 西予市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第199号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第200号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第201号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

- 議案第202号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議員派遣の件について

	本日の会議に付した事件		担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
1	議案第157号 西予市行政財産使用料徴収条例制定について	議案第172号	西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について
	議案第158号 西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について	議案第173号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第159号 西予市環境基本条例制定について	議案第174号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第160号 西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について	議案第175号	西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について
	議案第161号 西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について	議案第176号	西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について
	議案第162号 西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について	議案第177号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
	議案第163号 簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	議案第178号	西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について
	議案第164号 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第179号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
	議案第165号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第180号	西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について
	議案第166号 西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	議案第181号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)
	議案第167号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第182号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第168号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	議案第183号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第169号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第184号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第170号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第185号	令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
	議案第171号 西予市県営土地改良事業分	議案第187号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制

- 定について
- 議案第187号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてに対する修正案
- 議案第188号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 議案第190号 西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について
- 議案第191号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第192号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について
- 議案第193号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
- 議案第194号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
- 2 委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加 議案第195号 乙亥会館災害復旧建築工事変更請負契約について
- 議案第196号 乙亥会館災害復旧機械設備工事変更請負契約について
- 議案第197号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第198号 西予市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第199号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第200号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第201号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

- 議案第202号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議員派遣の件について

開会 午後2時00分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

12月9日に行われた議案質疑の際、小野議員から、議案第193号を議案第194号とした発言を全て取り消したい旨の発言がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よってこの発言は取り消すことに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第157号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」から、議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの29件、及び議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第194号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」までの8件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、議会運営委員会委員長、藤井朝廣君の報告を求めます。

藤井朝廣委員長。

○藤井議会運営委員会委員長

議会運営委員会審査報告。

去る12月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案1件について、12月13日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案1件については採決の結果、賛成多数により原案可決決定といたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出されました意見、担当部課長からの説明等を抜粋して報告をいたします。

議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、今回の条例改正は、西予市特

別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の月額報酬及び費用弁償の支給について改正するもので、平成31年第1回定例会におきまして、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の調査結果に基づき、市議会議長から市長へ特別委員会の報告内容に係る特別職報酬等審議会へ諮問依頼があり、特別職報酬等審議会を設置し、議会からの諮問事項について慎重に審議いただきました。

審議会の答申では、議員報酬の改定及び議員定数の推移の状況、社会経済情勢の変化や市の財政状況など、当市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、議会活性化の重要性が増大する中で、求められる議員活動の範囲や内容を鑑みると、月額報酬を引き上げることが妥当であり、その額については、物価の変動を含む社会一般の情勢、また、他団体の議員報酬との均衡もあわせ判断すると、合併当時の報酬額相当が妥当。

常任委員会等の委員長の報酬加算については、委員長の重責は理解されつつも、県下においてまだ導入の事例がないこと、全国の自治体もまだ4分の1程度ということ、当面は加算しないことが適当。

また、審議会の附帯意見として、役職に応じた今後の報酬加算の検討、議員活動の多様化、広域化が進む中、より一層の議会の活性化を図るために、会議等の出席に対する費用弁償を検討することが求められた。

市では特別職報酬等審議会での答申を尊重することとし、議員の月額報酬を合併時の金額、現状より3%増加した金額、にするものであると説明がありました。

また、議会の本会議、委員会及び議会の会議規則で定めている議会の運営等に関する協議等の場への出席に対して、車賃相当の費用弁償、往復で1キロ当たり37円、を支給するものであるとの説明がありました。

委員からは、今回の条例改正は、合併当時の金額に戻っただけで実質的な増額になっていないが、西日本豪雨災害などを鑑み、賛成。合併時から定数も削減され、活動範囲が広くなり、なり手がなくなってきている。自分の仕事をやりながら本当に議員が出られるのか。今のままであったら実際にできない環境であるが、審議会が出した結

論であり賛成。費用弁償について理解いただいたことには感謝するが、特別委員会での議論の結論が、審議会委員に多少は理解していただいているが、本意としては理解されてなかったという気持ちである。今後、議会、議員活動などを理解してもらえるような努力をしていくべきだが、今回の条例改正に対しては反対など、さまざまな意見が出されました。

なお、採決終了後、委員全員より、本案については、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会での結論を理解し、景気や社会情勢、広範囲な議員活動などを鑑み、少なくとも市議会議員改選時期に特別職報酬等審議会において諮りたいとの附帯決議が出され、採決の結果、全員一致をもって附帯決議をすることに決しました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和元年12月20日、議会運営委員会委員長、藤井朝廣。

○議長

次に、総務常任委員会委員長、佐藤恒夫君の報告を求めます。

佐藤恒夫委員長。

○佐藤総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る12月9日の本会議において、当委員会に付託をされました議案7件について、12月11日に審査を行いましたので報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案7件はいずれも原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第169号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」では、乙亥会館全体の建設完了予定が来年3月となっているが、工事の進捗状況等はその質疑があり、11月末現在、予定出来高32%に対し実施出来高29.3%であり、多少遅れはあるものの、工程の取り戻しを図りながらほぼ順調に推移していると工程会議で確認をしている。予定どおり4月からの供用開始に向けて進めていきたいとの答弁がありました。

議案第175号「西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について」では、総合センターしろかわの図書交流館もあわせて廃止することだが、図書交流館自体をなくすということかとの質疑があり、城川分館については、総合セ

ンターとあわせて廃止ということになる。城川には、公民館の中に図書交流館の分館を設けており、城川支所があるところには、近くに公民館がないため、総合センターしろかわに図書交流館分館があつたが、利用率も低く、利用していただいている方についてはご理解をいただいているとの答弁がありました。

次に、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」の総務常任委員会所管分について抜粋して報告をいたします。

財政課所管分では、財政調整基金について、今回の補正後に残高が23億7900万円程度になるという説明があつたが、西予市の適正規模はその質疑があり、西予市では、標準財政規模の約2割を基本としている。単年度で見ると、標準財政規模の20%以上の赤字が出たら、財政再生計画を定めなければならないため、各自治体においては、最低でも単年度20%以上は基金として保有したいということで積み立てをしているのが現状である。財政調整基金は、年度間の調整が目的であるので、当市においては20%にこだわらず、決算状況と今後の中長期財政計画により、可能な範囲で積み立てを考えているとの答弁がありました。

総務課所管分では、この補正予算は、10月に発生した台風19号被害に伴い、愛媛県が福島県本宮市の対口支援団体として指定されたことに伴い、県内市町と連携し短期職員派遣での支援を行うこと。また、宮城県丸森町から直接市長に復旧復興のマネジメントの協力要請があつたことに伴い、それぞれ市町に派遣する職員18名分の経費を見込み計上するものであるとの説明がありました。派遣職員の情報交換はその質疑があり、派遣をした職員に対しては、現在、職務上使っているパソコンと同じものを持参されており、本市役所のネットワークにつながるように設定し、現地での活動等については随時報告が上がり、職員間での共有は図られているとの答弁がありました。

危機管理課所管分では、国土強靱化地域計画策定支援業務委託の委託先はどこになるのかとの質疑があり、専門性のあるコンサルタント会社になると思うが、西予市の地域事情等、既に実績のあるところも含めて検討しているとの答弁がありました。また、国土強靱化計画というハード対策、ソフト対策があるが、ハード対策は、多額の費用

と時間がかかるが、どちらが中心になってくるのかとの質疑があり、昨今の計画は、全てソフト・ハードが両輪となって進めていくということが大前提となっており、ハード対策はもちろんのこと、ソフト対策にも重点を置き、ソフトとハードとが両輪で進んでいけるような計画にしたいと考えているとの答弁がありました。

復興支援課所管分では、災害伝承展示室整備等委託1243万9000円の債務負担行為であり、災害伝承展示室は、平成30年7月豪雨被害の記憶と記録を後世に伝承するため、西予市復興まちづくり計画に基づき、乙亥会館内に整備するものであり、発災から2年となる令和2年7月からの供用開始を目指している。展示のコンセプトは、4つのゾーンに分けて展示を考えており、この基本方針をもとに整備していく考えであるとの説明がありました。委員からは、学校教育の学びの場として、小学生などへの配慮をしているのかとの質疑があり、展示室を子どもたちの防災学習に使っていただき、野村町だけでなく西予市全体の被災状況をお知らせするとともに、それぞれ違った災害や、その歴史についても展示する計画であるとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では、地域づくり交付金制度の見直しを行うため、制度改正検討委員会を開催し、より一層地域力の向上が図られる制度内容について協議を行った結果、基礎型交付金を7000万円とし、手上げ型交付金を3000万円として実施することになった旨説明がありました。委員から、小規模多機能自治に移行した場合はどうなるのかとの質疑があり、当面令和3年度までについては、この内容で進めていくが、令和4年度から新たな配分を考えている。ただ、配分内容について検討は必要と思うが、以前に比べて企画力ができ上がってきており、3年後の実績を見て制度設計は考えていきたいとの答弁がありました。

教育総務課所管分では、スクールバス運行業務委託の規定では、運転する前のアルコールのチェックをしているのかとの質疑があり、業者を選定するときにプロポーザルで、その旨しっかりと業者に説明した上で採択になっている。再度全業者を訪問して、改めてその確認と安全運転の周知徹底をしたいとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和元年12月20日、総務常任委員会委員長、佐藤恒夫。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長、源正樹君の報告を求めます。

源正樹委員長。

○源厚生常任委員会委員長

ただいまより厚生常任委員会審査報告を行わせていただきます。

去る12月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案12件について、12月12日に委員会を開催し審査を行いました。

議案12件については、お手元に配信のとおり、原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第159号「西予市環境基本条例制定について」では、西予市で太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー施設が建設されており、市の許可要件でないことは理解しているが、再生可能エネルギー施設が計画された際に、市ができることはないのかという質疑があり、国や県の許可権限となっている。環境影響評価について、愛媛県が令和2年4月1日に国より規制が厳しい規則を改正する予定と聞いている。急傾斜地の危険区域や土砂災害等の規制など、それぞれの法律の中で規制があるが、規制がかからないところに設置された場合、市として、それに対し規制をかけるとことは難しい状況であるとの答弁でありました。委員からは、自然エネルギーは必要で大事なことはわかっているが、市内では危険なところに施設が設置され、市民が安心して暮らせないところも見受けられる。国や県が許可するとしても、市がしっかり監視し、市民の意見を伝えてもらいたいとの意見がありました。

議案第166号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」では、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、住環境改善対策の一環として、住宅の新築や改修等をしようとする者に対し、必要な資金の貸し付けを目的に設けられ、これまでに317件、8億9546万3000円の貸し付けを行い、地域における居住環境の整備改善を図ってきた。貸付

事業が平成9年度をもって終了し、以後、収納業務のみを行ってきたが、今年度で最終借り受け人の元利支払い期限が終了することから、西予市住宅新築資金等貸付事業を廃止し、条例の一部を改正するとの説明がありました。委員から、現在の滞納額について質疑があり、平成30年度末時点で8793万325円あり、滞納分については、一般会計で引き続き処理していくとの答弁がありました。

議案第172号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について」では、奨学金の返還債務の免除期間を5年間から奨学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に見直すことについて質疑があり、看護師養成機関により年数は異なるが、例えば2年間奨学金の貸与を受けた者が、市立病院で2年間勤務すれば奨学金返還が免除となるとの答弁でありました。委員からは、看護師不足となっている現状から、卒業後直ちに勤務する者のみを奨学金の免除の対象にするのではなく、働くまでの猶予期間を検討するよう意見がありました。

議案第173号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、薬剤師に支給する地域手当の金額について質疑があり、地域手当は基本給の15%を支給することになり、手当を支給することで、薬剤師の初任給が約25万円となり、民間との給与格差が若干縮まることになるとの答弁でありました。

議案第188号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」では、クアテルメ宝泉坊の民間事業者無償譲渡後の再開時期について質疑があり、本議案議決後、所要の進め、令和2年4月1日以降の譲渡となる。譲渡の条件に、1年間以内に再開することとしているが、現時点で再開の期日は未定であるとの答弁であり、委員から、休止期間が長くなれば機械の不具合等が出てくる恐れもあることから、譲渡先事業者に対し、早期再開を目指すよう要望するよう意見がありました。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」について、医療対策室所管分では、八幡浜地区施設事務組合負担金事業86万7000円の減額について質疑があり、合併時から負担割合は変わっていないと思うが、負担割合見直しの検討はされた上での減額となっているのかと

いう質疑があり、今回の減額は、組合の総会が終了し、一次救急、休日夜間診療所事業の前年度繰越金額が確定したこと等による減額である。負担割合については、規則に合併時の三瓶地区の人口割合等による12%となっており、今回は検討されていないとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、補助金を活用して設置される小規模保育事業所について質疑があり、申請はまだ提出されていないが、定員を9名とし、令和2年7月開園予定で検討されている個人事業者から相談を受けている段階であるとの答弁でありました。

市民課所管分では、マイナンバーカードの円滑な取得、更新の推進を図るため、国の補助金を活用して、窓口カウンターの一部を改修し、マイナンバーカード交付受付カウンターを設置する費用であるとの説明がありました。委員から、マイナンバーカード活用方法の見直しについて質疑があり、令和3年3月を目標として、国がマイナンバーカードを保険証として使用できるようになる予定であるとの答弁がありました。

議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」では、西予市民病院において、外来受診や入院に関する手続、診療行為の料金化、保険請求、診療費の収納などの医療事務等を引き続き、令和2年4月1日から実施する必要があることから、債務負担行為を設定するものであるとの説明でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和元年12月20日、厚生常任委員会委員長、源正樹。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長、宇都宮久見子君の報告を求めます。

宇都宮久見子委員長。

○宇都宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月9日の本会議において、当委員会へ付託されました議案11件につきましては、12月11日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

委員会結果は、お手元に配信のとおりであり、議案11件は原案のとおり可決決定いたしました。

これにより議案審査の過程におきまして、各委

員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第160号から議案第163号の4議案については、公共下水道事業及び簡易水道事業については、平成27年1月の総務大臣通知により、人口3万人以上の市町村に対し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等的確に取り組むため、公営企業会計の移行が求められており、このことを受け、当市においても、経営資産等の状況を的確に把握し、安定した事業運営を行うため、平成28年度から資産の調査及び評価に取り組み、システム導入等、準備が整ったことから、令和2年度より地方公営企業法を適用するための制度であるとの説明がありました。また、今回の企業法適用により、水道料負担があった場合に、市や受益者に負担が増えるのかという質疑に対し、財政的負担はほぼ影響はないが、会計システムを導入する費用がかかるため、受益者負担の原則で組合でもっていただくことになるとの答弁でした。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）」のうち、建設課所管分では、野村地域における市道上の崩土除去、倒木撤去、大雪のときの除雪のための重機借上料2450万円並びに、台風や集中豪雨により通行に支障を来している市道等の維持管理工事費として、舗装補修、防護柵設置、そして平成30年7月豪雨により被害を受け解体した家屋跡地に面した市道の転落防止柵の設置に要する経費として、工事請負費2084万円の合計4534万円を計上しているとの説明がありました。また、城川地区において、ことし8月の豪雨及び台風10号により被災した市道並びに河川の市単独災害復旧工事20カ所分の工事請負費690万1000円を計上するとの説明がありました。重ねて、単独事業はどのくらいあるのかとの質疑に対し、現時点では、国の補助対象となる60万円以上の工事115カ所の公共土木災害復旧事業を優先して対応している状態であり、市単独災害においては正確に把握できていないので、今後調査しながら対応していきたいとの答弁でした。

経済振興課所管分、西予市店舗リニューアル補助金事業の1000万円の増額については、平成30年7月豪雨で被災された市内に住所を有する中小企業者等の建物、設備の修繕、機械、工具、器具、備品等の購入など、復旧に要する経費の一部

を補助するもので、今年度の実績見込みにより増額計上するとの説明がありました。また、被害を受けた事業者はどのくらい再建できているのかとの質疑に対し、ことし5月末現在で、市内約150件の事業者が被災をされており、愛媛県のグループ補助金、国の補助金及び市の復興補助金等を活用いただき、約8割程度の事業者が再開されているとの答弁でした。

農業水産課所管分では、畜産振興対策事業の補正額1810万7000円の増額について、国内で発生しているCSF（豚コレラ）の侵入を防止するよう、国のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業が開始されたことにより、西予市においても、野生イノシシの侵入防止を図るよう養豚場の周囲に防護柵等を整備するものとの説明がありました。委員より、市内の養豚農場数について質疑があり、三瓶7、宇和2、城川2、野村2、計13農場との答弁がありました。また、補正額2億5700万円の増額の農業用施設災害復旧事業費について、委員から、主な工事の内容の質疑があり、農業用の用排水路の復旧、ため池の復旧及び頭首工の工事費が主なものであるとの答弁がありました。加えて委員から、今後のため池の工事予定があるかとの質疑があり、今回ため池の災害については、土砂の流入等が主なものであるが、まだ発注ができていない工事もあるため、今後発注状況等も考慮し、優先的に発注するものについては順次発注をしていきたいとの答弁でした。

林業課所管分、緊急自然災害防止対策事業に係る500万円の増額の補正予算については、台風3号により被災した宇和町西山田地区の被災地の拡大防止を図るための林地崩壊防止対策工事であるとの説明がありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

令和元年12月20日、産業建設常任委員会委員長、宇都宮久見子。

○議長

次に、指定管理施設調査検討特別委員会委員長、山本英明君の報告を求めます。

山本英明委員長。

○山本指定管理施設調査検討特別委員会委員長

それでは、指定管理施設調査検討特別委員会の審査報告を行います。

去る12月9日におきまして、当委員会へ付託されました議案9件につきましては、12月13日に委員会を開催して審査を行いました。その経過と結果についてご報告を申し上げます。

委員会審査結果は、お手元に配信のとおりでありまして、議案9件は原案のとおり可決決定をいたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋してご報告を申し上げます。

議案第178号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」、施設の指定管理者の公募を行い、社会福祉法人西予総合福祉会を選定したという説明がありました。委員からは、B型支援事業で、利用者の工賃が日当2,000円となっている根拠について質疑があり、パン製造に関する事業を主に考えて2,000円という設定となっており、今後は、パン製造に関する事業を展開していく中で、工賃についても見直しが行われると思われるとの答弁でありました。

議案第179号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」、委員から、この施設のネーミング募集はしているのかとの質問に対し、関係課、担当課も含めまして、今後公募という形で名前の募集を行い、早く広く市民の方に認識していただけるような取り組みをしたいと考えているとの答弁でした。また、同施設設立目的の住民福祉の増進の内容についての質疑があり、市民の方、特に農業者、高齢者の方に施設利用をしていただいております。温浴施設を利用いただくことで、健康増進やコミュニティ交流が図られることであるとの答弁でした。また、施設の内容について質疑があり、洋室4室、和室1室、1日宿泊最大定員18名であり、最大定員40人の現行施設稼働率を考慮して設定しているとの答弁でした。加えて、経常経費の減額については、現施設と比べて小規模コンパクトな施設になっており、人件費を削減、光熱水費等も軽減、修繕費用も少なくなるなどの答弁でした。また、委員から、海やキャンプ場の利点を生かして、大学生の合宿などの受け入れに力を入れてもらおうと、リピーターができ、毎年ある程度安定した収入が見込めるのではないかとの意見がありました。

議案第180号「西予市野村町エコセンターの指

定管理者の指定について」、施設の指定管理者を非公募により、西予市産業部指定管理者審査委員会にて審査した結果、現指定管理者の東宇和農業協同組合を選定したという説明がありました。委員から、野村町内の利用者について質疑があったのに対し、野村町全体で89戸中、利用農家戸数は21戸、約24%となっていること。各農業別では、酪農家が6戸、肉牛の農家が13戸、養豚農家が2戸の利用状況となっているという答弁がありました。また、飼料の仕入れ、肉牛の販売は農協に全て通しているのかとの質疑に対し、飼料については、それぞれ農家の取引先があり、肉牛についても系統ではなく、個人で販路を持っているため、全てではないとの答弁がありました。

議案第194号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」、委員から、自主事業計画書内のコスト削減についての質疑があり、安価な電力会社へ移行することにより12%削減になるとの答弁がありました。

以上、指定管理施設調査検討特別委員会の審査報告といたします。

令和元年12月20日、指定管理施設調査検討特別委員会委員長、山本英明。

○議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

最初に報告のありました議会運営委員会審査報告についてお尋ねしたいと思います。

その中で議員報酬の月額1万円アップに関する部分についてでございますが、先月26日、新聞記事も出ておりましたが、西条市議会では議員報酬の増額について、議論を継続することになったというような記事が出ております。これは、やはり市民からの賛同を得られないとの理由であるとなっております。西予市においては、先月の11月におきまして、市内で俵津ほか5カ所、計6カ所の地区で市民と議会との意見交換会が行われたわけでございます。私もその中の2カ所に行っておりますが、その記録をつぶさに読みますと、やはり報酬引き上げ反対の意見が、大変厳しい意見が

出ております。

このようなことを考えますと、市民からの貴重な意見を聞く場から出た意見でございますので、この意見について、1万円アップについて、委員会でのどのような議論がなされたのか。

また、この場を借りまして、市民の方が聞いておられますので、関心を持っておられますので、その辺をご説明願ったと思います。

以上です。

○議長

議会運営委員会委員長、藤井朝廣君。

○藤井議会運営委員会委員長

お答えをさせていただきます。

先ほどの報告の中で中村議員の言われるのは反対のことばかりですか。私も2カ所か3カ所行きましたと。反対の、今上げるべきでないという意見だったと思いますけど、また、反対に今の金額安いと言われる意見もあります。その中で、今西条ですか、そのあたりのことを、ここで例に出してですね、西条が言いましたかね、安いからこれ上げるべきやないと。これは議員全員でつくった会なんですよ。私は、1万円がどうか、3万円がどうかとは言っておりません。審議会で審査していただいて、その委員が、1万円が妥当か何かわかりませんが、上げていただいたことに関して、私は感謝しておりますし、訂正すると言いますか、この委員会の中での意見の中では訂正なんかする気は一切ありません。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

中村一雅君。

○5番中村一雅君

同じく議会運営委員会の審査報告についてお尋ねをいたしたいと思います。

今回の条例改正については、反対意見などさまざまな意見が出、その結果全会一致で、附帯決議がつけられたという報告がございました。

この附帯決議がつけられた経緯とその意図について、もう少し詳しくお聞かせいただいたらと思います。よろしくお願いします。

○議長

藤井朝廣委員長。

○藤井議会運営委員会委員長

先ほどの中村委員の質問に対して答えさせていただきます。

議案第187号に関しましては先ほど報告でも申し上げたとおりであります。西予市議会議員報酬等につきましては、西予市議会議員定数及び報酬等特別委員会が出した答申をもとに議長から市長へ出してありますけど、今の附帯決議、これ全員が賛成でありました。反対された人は1人もおりません。私も含めてですが。

この今の報酬はいいか安いか基本がありませんのでわかりません。どの辺が妥当なのか。ただ、今回からは今回と言いますか、これは要望ではありますけど、この改選の時期に一度、可決するかどうかわかりませんが、全員が賛成で改選時期になりますか、改選後になるかわかりませんが、いつもこういう状態をつくっていただきたいと、審議を開いていただきたいと、上がる上がらんかはわかりません。ただ全員が今の金額では納得していないことは事実だと思います。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

森川一義君。

○19番森川一義君

今、西予市で一番大事なことは、去年の災害の復旧・復興です。その災害の復旧・復興が終わらない状況において、仮設住宅に住んでおられる方々がまだ住む家も決まっておられません。今、市議会議員が、議員の報酬を上げることを考える自体間違っていると思っています。

○議長

これは、議会運営委員会の報告についての質疑でしょうか。

森川議員。

○19番森川一義君

委員長報告に対しては、これは廃案にするべきだと思っています。

○議長

議会運営委員会の報告についての質疑だということで受け取らせていただいております。

藤井朝廣委員長。

○藤井議会運営委員会委員長

議長、暫時休憩願いたいと思います。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時51分）

○議長

再開いたします。（再開 午後2時51分）

○藤井議会運営委員会委員長

この件に関しましては私個人ではありますが、先ほどの委員長報告に対しての質疑と受け取りました。今の森川議員の発言は、私は質問じゃないかと思いますが、これは皆さんで諮っていただきたいと思います。

以上です。

○議長

今の答弁を受けて、森川議員の言われたことは意見であり、質疑に当たらないと思いますのでここでそれは打ち切りといたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

これより議案第187号を除く議案に対する討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第157号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第157号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第157号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第158号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第158号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第158号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第159号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第159号「西予市環境基本条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第159号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第160号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第160号「西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第160号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第161号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第161号「西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第161号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第162号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第162号「西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第162号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第163号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第163号「簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整

備に関する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第163号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第164号から議案第174号までの11件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第164号「西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第174号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの11件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第164号から議案第174号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第175号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第175号「西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第175号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第176号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第176号「西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第176号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第177号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第177号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第177号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第178号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第178号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第178号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第179号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第179号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第179号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第180号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第180号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第180号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第181号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第181号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第182号から議案第185号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第182号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」から、議案第185号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの4件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第182号から議案第185号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第188号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第188号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第188号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第189号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第189号「西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第189号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第190号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第190号「西予市野村農業公園条例を廃止

する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第190号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第191号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第191号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第191号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第192号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第192号「宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第192号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第193号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第193号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第193号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第194号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第194号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第194号は原案のとおり決定いたしました。

議案第187号に対する修正の動議が、井関議員ほか2名から提出されています。

本動議は、会議規則第17条の規定を満たしており成立しております。

提出者の説明を求めます。

井関議員。

○12番井関陽一君

議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の修正の理由を申し述べます。

今回の条例制定は、市長からの諮問を受けられました特別職報酬等審議会からの答申において、引き上げ額については、市議会議員の職務、職責、活動内容を踏まえるとともに、情勢適応の原則、これは被災後復興半ばであるということを示しているんじゃないかなと思いますが、それや均衡の原則、これは西予市内の給与の引き上げ状況に関係していることを言っておられるんじゃないかなと思います。これらをもとに、総合的に勘案すると、平成16年の合併当時の報酬額相当が妥当であるとの結論により、今回の修正案が出されているものと思われま。

一方、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会から議長へ出された答申の趣旨は、意欲ある若い世代や優秀な人材が立候補できる環境づくりであるという内容になっていると思います。このこととは、異なる議案内容となっていると私は考えております。

そこで、再度議会において妥当性の検討をすべきと考えることから、議員の月額報酬に関しましては当面据え置きとする。費用弁償につきましては、答申におきましても附帯意見として認められる内容となっております。西予市議会議員は5町から選出されており、庁舎までの距離に大きな差があり、出勤にかかる費用にも差が生じているので、職員等の旅費に関する条例に準じて交通費が支給されることは、平等の観点からも妥当であると考えます。

よって、議案第187号は、報酬引き上げに係る第2条の改正規定を削除し、第6条第3項の費用

弁償のみの改正とする修正案を提出いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

以上で、提出者の説明は終了いたしました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

先ほど、訂正案の説明をいただいたんですが、原案については、附帯決議がついておりますが、この附帯決議の内容では納得ができないというふうなことだろうと思います。具体的に据え置くついうふうなことを言われておりましたが、もう少しその据え置きせないかんついうふうなところを説明願ったらと思います。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど、議運の委員長である藤井さんからもありましたが、当然その期ごとに諮問し、その内容を変えていくということは大事なことであると思いますけども、今回、先ほど森川議員も言われましたが、今の現状を考えたときに、この諮問をした内容といいますのは、若手の議員とか、あるいは優秀な人材が出てくるということが、立候補しやすいということが大事なことであるという内容でありましたので、今回の審議会からの答申であります約1万円の増額ということで、このことが満たされているとは私は思いませんので、今回は据え置きの状態でいいのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

今の繰り返しになるかもしれませんが、聞いて言われる意味が非常にはっきり聞きづらい、わかりづらい、理解しづらいんですが。

1万円という増額が足りないから要らないというのか。それとも、全く上げる必要がないと言われるのか、それが私らには伝わってこないんですが。この出された3名の方が本当に同じ意見で、

どういふつもりで動議出されたのか、もう1回説明していただきたいと思います。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

金額のことを言っているではありませんが、環境づくりを整えるという報酬等検討委員会からの議長への提出内容と今回の内容が異なっているのではないかということで、今の藤井さんから出されている内容と重複しますが、議会の報酬額について再度審議をする、この議会において審議する必要があるのではないかということで、今回は据え置きの状態が望ましいと考えたものです。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

また、全く同じ繰り返しです。本当に今の説明では、多分テレビ見ている人わからないと思います。不満なのか、どういう意味なのか。繰り返し何度も言いますが、少ないから不満なのか、上げるのに不満なのか、そこのところをはっきり言ってもらわなければ動議にならないと私は思います。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

金額に対する不満を言った覚えは一切ございません。

このことに関して、今市長に審議会から出された答申に関しまして、全員で議会で審議する場がありませんでした。そういう中で、ただ、今回1万円近くの値上げをすることに対して、これで納得をしていただけるんですかという話を私はしたいと思います。

ですから、この議会の中で、この金額についてもそうですが、実際に市長に答申を議長から出された内容と、今回の内容で、これで本当に議員の皆さんいいんですかと問いかけたいということで、今回は据え置きの状態をお願いしますということを申し上げているところでございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

今ほど金額ではないよっていうふうなことも言

われておりましたし、この議案を出されたこともわかるんですが、ただ原案で、報酬審議会の方っていうのは、市民の代表の方が報酬審議会の方が決められたことだと思うんですね。だから、市民の方の意見も反映して、原案になってると私は思うんですがそのあたりはどうなのでしょう。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

当然そのとおりでと思います。しかしその答申に対して、議会として全体で一度も議論をすることなく、これはもう議運にされたんだからそこでいいじゃないかと言われるかもしれませんが、この議会全体の中でこのことについて話し合いを持っていない。このことがありますので、これ何回も繰り返しになりますけど、報酬等審議会の人が、議会の内容を理解していただきまして、値上げを決定していただいたことに対しましては、本当に心から感謝申し上げたいと思います。しかし、今回、被災直後ということもありますが、今の時期なんですかということが言いたいということです。それも1点でありますし、先ほどから何回も繰り返しますが、議員全員でこのことについて本当に討議がされたんですかということをもう一度申し上げまして答えとさせていただきます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

これより議案第187号及び議案第187号に対する修正案の討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

暫時休憩をお願いいたします。

○議長

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時17分)

○議長

再開いたします。(再開 午後3時30分)

これより議案第187号及び議案第187号に対する修正案の討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許可しま

す。

山本英明君。

○8番山本英明君

それでは、議案第187号の原案に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

今までの話にもありましたように、先日、特別職報酬等審議会におきまして、14年前に下がったままの議員報酬を3%引き上げて、14年前の水準に戻すこと、通勤距離に応じて費用弁償をするという答申が出されました。14年前に3%引き下げた報酬が、現在でもそのままの水準になっていること。庁舎から遠距離の議員も近距離の議員も費用弁償は出ていないことは、精神的にも肉体的にも経済的にもかなり厳しいものがあると思います。

来年は、議員の改選期にも当たります。市内のどこに居住されている方が立候補されて議員になれるかはわかりません。来年の改選期か、また将来にわたりまして、優秀な人材を幅広く確保するためにも、特別職報酬等審議会において、慎重に審議していただいた結果である14年間引き下げられていたままになっている報酬を元の水準に戻すこと。市内のどこに住居があっても、議会活動、議員活動をする際には、格差が出ないように費用弁償をしていただくことが、議員各自の議会活動や議員活動の向上心やさらなる自覚に、そして責任感にもつながると思います。それが西予市議会の充実につながり、ひいては西予市の発展に寄与していくものと思います。

このような理由から、今回の議案第187号の原案に関しまして賛成の意見を申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○議長

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許可します。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

私は、修正案に対して賛成の立場での討論をさせていただきます。

今回の議案第187号に関しましては、提出理由が出ておりました。その中で、特別職報酬等審議会の答申では、報酬を上げることが妥当としていただいたことに感謝を申し上げます。また、市長が、審議会の答申を尊重されて、187号の議案を上程していただいたことを感謝しております。

私は、特別委員会で議論をしていた1人として意見を述べさせていただきます。

1年前になりますけれども、特別委員会では、11回に及ぶ議論をいたしました。その議論の中では、昨年の豪雨災害を受け、被災者の思いをもっと考えて、上げるべきではないのではないか。また、行った公聴会、その中のご意見で、災害復旧がまだできていないのに時期尚早ではないかと、そういうご意見もございました。報酬を上げることに對して、有権者は理解してくれるのか、そういうご意見もございました。ただその中で、少子高齢化、人口減少が確実に進行している中、特に周辺地域からの議員への立候補が難しい。この環境を改善しなければならないというご意見がありました。未来がある若い世代からの立候補をしてほしい、そういうご意見もございました。当市が、今回報酬を引き上げることによって、南予周辺の各市議会が、報酬を上げることに目を向けていただき、またそのことで市民が理解をしていただく。そういうことを繰り返すことによって、若い世代が立候補しやすい環境になるのではないかと。私はその議論の中でのそういう思いを理解しております。

特別委員会を出した結論は、将来の議会に対する危機感と覚悟を持った意見であったと思っております。報酬審議会の答申、また特別委員会以外の報酬を上げることに反対と意見がある中、合併時の報酬に戻すのではなく、現状のままで、もう一度議会で議論、検討をすることが必要だと思っております。今回出した特別委員会の結論は、単なる議員報酬の値上げが目的ではありません。

そのことを申し上げて、私は賛成討論とさせていただきます。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可します。

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

私は、修正案には反対、187号の賛成という形で討論を行いたいと思います。

先ほど聞いておりますと、議会がこういう形でいつも討論がなるように、今の討論は議会内の討論をしているというような感じがしますけれども、理事者側が出した条例案とか予算にこれほどの討論がありゃいいなというのが私の一番の心境です。議会はそうあるべきだと思っております。

私は今回の187号の条例上程につきましては、理事者、本当に感謝をいたしております。

議会の中で、理事者が先般の提案をされて、その中で質問された方がおられます。今回の上程が33万3000円の報酬なら、議員は毎日市役所へ出勤しないといけない、そういう質問がありました。現在32万3000円で、1万円上がったなら毎日出勤せんといけんような感覚でとられるのがおかしいんであって、今毎日出勤してる議員が1人おられます。議長です。それは、議長は土日もかかわらずいろんな行事に出ております。私は、ここの中でもう一つお礼を申し上げたいのは、特別職の報酬審議会委員の皆様、この災害の、皆さん先ほどからいろいろ気を配っておられますが、この災害を負って、その中で仮設住宅に住んでおられる方の気持ちを考えますと、市民の代表として審議会委員になった方は、大変な責任を負うたという感じとっております。審議会委員さんにつきましても苦渋の決断であつたらうと。この時期に議会から答申を請求されて、そしてこのような答申を出したということは、本当に、これからは審議会と言わせていただきますけれども、審議会におきましても大変なまとめをされたと。そして市長に答申したというような苦渋の決断であつたらうと思っております。本当にありがとうございます。

私は当時議長職でありました。議長職でありましたので、議会改革の議員定数及び報酬等特別委員会には参画いたしておりません。そして、議会の本議会でも、私は採決の中には入っておりません。ですから、私のほうへ、これから特別委員会と言いますけれども、特別委員会より答申がありました件につきましては、いろいろと私なりの考え方はありましたので、実際はもっと議会の在り様、将来、議会は、お話ししますけど議会も歴史があるんです。過去があつて、16年前の合併の前

があり、それから31名になって、ずっと議員が減ってきております。こういう経過もわかった形の中で、過去を知り、現在を、今の状態をしっかり認識していただいて、そして将来、来年18人になる、来年度の改選期から。これをどうやってつくり上げると、どのような議員に出ていただくか、そのところが一番の眼目でございます。そして、私がこの特別委員会を設置したのは、皆さん何のために特別委員会をつくったかと言いますと、これまで西予市の議会は、県下で一番早く政治倫理条例をつくりました。そしてまた、一番最初にタブレットを入れて、アナログからデジタルになりまして、そういうタブレットの情報化にも挑戦して、一番最初にしてきました。

今回、議員報酬につきましても、県下で一番最初に、やはり市民と、市民を巻き込んで議会がどうあるべきか、どういう議会にすべきかということを議論する、市民を巻き込んだ形の中でやる。それが、改革を通して、西予市の活性化、市民の幸福に将来つなげていくために議会は動いてる、そういうように改革しております。ですから、きょうのように、皆さんがこうして議論をしていただいて、本当にありがとうございます。

合併のときに私は、合併の委員として16年前、何年も小野議員と私だけが多分合併協議会の委員に入ってたと思っております。その中で、議員報酬につきましても、大洲を中心にした形でやられました。ただ一つだけ、西予市は5つの町が合併して、宇和町が20万円ぐらい、三瓶と野村が19万円ぐらい、城川と私んところが17万8000円か17万5000円ぐらいだったと思っております。それをどうするかということ、大洲市に合わせた経緯がございます。どこに合わすかという話が出たときに、今回答申では宇和島に合わせたぞと出てますけど、実際このときにも、報酬に対して、旧町のその金額のほうがやりやすかったんですよ、皆さん。今の32万3000円よりも。広域化はない、動くのは、私の場合は明浜ですから、高山まで行ったらそれで終わる。今は城川行ったり三瓶行ったり広域で動かなきゃならない。そのときには旅費も出た、食糧費も組んでもらってた。日当も出てたんですよ。当時のほうが、17万8000円だったと思っております。そのほうが税金引いたってやりやすかったんです。

それと同時に、議員が78名いたんですよ、皆さん、合併前は。それが合併のときに特例をつくって、小選挙区で31名、明浜は4名でした。城川も4名でした。そのような中で24名になり、21名になり、18名になるわけです。そのような中で、現況我々がどのような議会活動をしているか。私は、1万円が上がるのが高いとか安いとか、そうじゃなしに、先ほど言いましたように、この災害のときによく理事者も上程していただいたな、審議委員さんも本当に市民の代表でありながら、自分の身を思わずやってくれたなと思っております。

我々は、議員活動、議会活動、そして、生業、この生業っていうのが問題なんですよ。生業は生活するための職業、生きるための活動、食べるための収入源なんです、家族も養わなきゃだめなんです。その生業と議会活動、議員活動のバランスが、旧町のときや31名のときとウェイトが変わってきているということを皆さんにご理解いただきたい。と言いますのは、旧町のときは、生業が、大体7から8でやれたんです。議会活動が1で、議員活動が2ぐらいでやれたんです。なぜかって言いますと、私の俵津のときだけでも、明浜町に14人いて、俵津だけでも5人いたんです。14人でしたけど、今なんかだったら、宇都宮俊文議員が町長さんで、私が助役と、2人しかいないんですから。それを市民の議会と言う役目、市民の代表制の機能、これがやれるかっていうたらすごい議員活動の充て職やらなんか大分来ておりまして、なかなかやりにくいんですよ。

私が今回、賛成にする根拠はいろいろありますが、今言いましたように、旧町との定数の問題、78人でやってたのを来年からは18名でやらなきゃだめなんですよ、皆さん。それだけでもエネルギーが要るようになってるんです、皆さん。そして、今現在皆さんが一番わかってると思いますけれども、議会活動は市民に見える活動なんです、本議会だとか委員会だとか。そして議員活動ってのは、なかなか見えないんです。例えば、あの7月の豪雨のとき、私は議長やりましたが、議員の中で、もう自分の生業、仕事も何もかも投げ捨てて、野村へ入ったりいろんなところでやった。そして、社会福祉協議会が土嚢がないということで、集めたのは皆さん議員なんですよ。その数も

22万袋集めたんですよ、皆さん。これは議員活動でやっとなんですよ。そういう日数とか、そういうものも市民には余り見てもらってません。私は議長でしたんで、もう市長とお見舞いに行ったら、暑くてたまらないところに氷がないと言うから、明浜の漁協から氷を毎日運びよったら、ある議員さんが、議長は議長室において全体を見て司令しよと。そう言われて1週間ほど経ってから議長室に座って、全体の災害状況を見させていただきました。

現在もそういうこともありますし、もう一つ例を挙げますと、はちのじってのは今やってますけど、あれは正直申し上げまして、議員が付託されて3名の議員が、その議員が59億7000万円の債務保証して、そして現在の宇和病院の跡地、これもはちのじに入ってたんです。それを議員活動の中で、議会に、少し我々に持って帰って、これはいけんぞということで、そしてたまたま議会へ上げて、総務委員会で、現在の宗副市長と一緒に先進地に行きました。行って、行政側が英断してもらって、病院跡地は外してもらいました。それも議員活動から生まれてるんですよ。それが早くできました。今まだ、最初から計画してたところは一つも、形が少しずつ壊し始めましたから見え始めてますけど、こういうものにつきましても議員活動の一環なんです。

このような中で、私は、賛成の意味は、先ほどから出てますけど、3%上げるっていうのは、31名のときに33万3000円、2年間たったら32万3000円になったんです、3%落として。そして今度はそれを値上げして33万3000円にする。先ほど誰か言いましたけれども、これは値上げじゃないんだ元に戻したんだという発言がありました。この3%と、31名のときは、消費税が5%だったんです。次の改選期から、今もそうですけども、10%になってるんです。5%は目減りしてるんですよ、実際は。そのあたりも考えますと、それから、皆さんはわかってますけど、市民の方は、まだ議員は、12年務めたら年金ももらえるやないかとおっしゃられる方が時々あります。もう早く、6年前か7年前、8年前にこれはなくなってるんです。私もそのときにやめとったらよかったんですけれども、なかなかそういうわけにいかなかったもんで、今はこうして弁を振っておりますが、

実際のところ、議会活動と議員活動と、全部こうして、事務局でちょっと簡単な形で調べさせてもらいましたが、実を言いましたら、公的な議員活動、会期は、大体70日から80日あるわけですよ、1年間。その公的なこういう会議とか出るのが約40日前後です。私的な、例えば今言ったはちのじの委員だとか、いろんな形の議員活動に出るのが94と書いてありますけど100日ある。これだけで140日は出とんですよ、皆さん。その上に、特に端々になれば、役がほとんど回ってくるんです、議員に。老人会の何とか、消防団の何とか、そんな形になってるんです。それで全部やりますと、これはいろいろありますけれども、50日もし入れたとしましても、180日か190日になるんです。私や多分、宇都宮議員や城川の議員は、地域の中の役ないから200日以上出てると思いますよ、全部でやりますと、それは延べですけどね。1時間のときもあれば毎日の時もありますけど。

そのような現状の中で、私は、今回の理事者が出してもらって、審議会で答申してもらったものをありがたく受けとめたいと思ってます。

ただ言いますのは、選挙前にこういう話がいつも出てくるんです。8年前にも出たんですよ。8年前は、報酬審議会に委ねるという言葉で出しました。そのかわり8年前はゼロ回答でした。今回は1万円上がったんだ。それを呼び水にして、先ほど誰かおっしゃいましたけど、一つステップ、ステップして、いい後継者が出るように頑張っていこうじゃないですか。何のために、誰のために議員になっているのか。何をしたいのか。私なんか一番最初に、30年前に議員になったときは、国道をつくりたい、あの狭い道を。そしてミカンをしっかり全国的なものにしたいということで出たんですけども、国道はできました。ホント、そういう情熱で歳費なんか問題なく出てます。

○議長

酒井議員、もうそろそろまとめてください。長時間になりました。

○21番酒井宇之吉君

わかりました。

それでは次に後継者不足の対応ですが、先ほどから後継者の話出てますけど、出たくても出れない人たちがおるんですよ、この人いい人だなと思ってても政治倫理条例にひっかかるような人は出れ

ないんですよ。いい人でも。私も今回、2期前からこの人がいいと思って一生懸命やってきましたけども、報酬の内容を聞いたりいろいろしますと、やはり自分の生業、自分だけがつかってるミカンづくりについては出れないというのが現状です。

市民の皆さん、議長がああ言いますけんもうやめますが、今回の議案1万円ですけども、されど1万円ということで大切にして、これからの議会活動を、議員活動をしっかり努めたいと思います。

これは、次の改選期からですから、私が約束してもいけないかもしれませんが、西予市のため、市民の幸福のために、第一歩として、市民の皆さんのご理解を賜って、これからも市民を巻き添えにして、こういう議論をみんなですていしましょう。終わります。

賛成討論として終わります。

○議長

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許可します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許可します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で討論を終結といたします。

議案第187号に対する議員3名から提出された修正案について採決をいたします。

このたび修正内容は一部修正でありますので、修正案が可決された場合は、修正部分を除く原案については表決を行います。

修正案が否決された場合については、原案について表決を行います。

お諮りいたします。

議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立少数であります。よって、議案第187号の修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第187号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立多数であります。よって、議案第187号は原案のとおり決定いたしました。

(日程2)

○議長

次に、日程第2「委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」について、会議規則第110条の規定により、お手元に配信しております申出書のとおり、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

本申し出について、産業建設常任委員会委員長、宇都宮久見子君の説明を求めます。

宇都宮久見子委員長。

○宇都宮産業建設委員会委員長

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」については、12月11日に委員会を開催し慎重に審査いたしました。

本件に関しましては、委員からは、町民の方々の熱意は理解できるが、現段階において、本請願に対し結論を出すことは難しいのではないかと。今後、引き続き議論を深めていく必要があるという意見が、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、審査の経過並びに申し出の説明といたし

ます。

○議長

委員長の説明は終わりました。

これより本申し出に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」については、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、請願第2号については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後4時04分)

○議長

再開いたします。(再開 午後4時06分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第195号「乙亥会館災害復旧建築工事変更請負契約について」から、議案第202号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」までの8件、並びに「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件9件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第195号「乙亥会館災害復旧建築工事変更請負契約について」及び、議案第

196号「乙亥会館災害復旧機械設備工事変更請負契約について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第195号「乙亥会館災害復旧建築工事変更請負契約について」及び、議案第196号「乙亥会館災害復旧機械設備工事変更請負契約について」関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、令和元年西予市議会第2回定例会において議決をいただき、建築工事につきましては、乙亥会館災害復旧建築工事五洋・だいわ共同企業体 代表者五洋建設株式会社四国支店常務執行役員支店長片山一氏と工事請負金額7億2600万円で、機械設備工事につきましては、有限会社清家水道 代表取締役清家直幸氏と工事請負金額1億8260万円で、それぞれ契約を締結し復旧工事を進めているところでございます。

しかしながら、復旧工事を進める上で、解体後の床や壁の下地調整や空調室外機のメンテナンスに必要な鉄骨架台の形状変更等が生じました。また、外壁調査の結果、外壁タイルの補修箇所を追加するなど、各工種において数量及び仕様の変更が生じております。

このことにより、建築工事の工事請負額を296万8000円増額して、工事請負金額7億2896万8000円とし、機械設備工事の工事請負額を338万6000円増額し、工事請負金額1億8598万6000円とする工事変更請負仮契約をそれぞれ去る令和元年12月9日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まずは、議案第195号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第195号「乙亥会館災害復旧建築工事変更請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第195号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第196号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第196号「乙亥会館災害復旧機械設備工事変更請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第196号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第2、議案第197号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第199号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第197号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第198号「西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て」及び、議案第199号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、まず人勤に伴うものでは、民間給与との格差を解消するため、職員の月例給につきまして、昨年度に引き続き、若年層に重点を置いて引き上げを行うもので、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定し、平成31年4月1日にさかのぼって適用させるものでございます。平均改定率は0.16%となっております。また、勤勉手当につきましては、年間0.05月分引き上げ、0.975月分とし、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.5月分といたしております。

今回の改正では、令和元年度の12月期支給割合を0.05月分引き上げ、0.975月分とし、令和2年度以降におきましては、6月期と12月期に振り分け、それぞれ0.95月分といたしております。また、市の特別職、議会議員の給与につきましても、国・県の給与改定に準じ、期末手当を年間0.05月分の引き上げを行うものでございます。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第197号から議案第199号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第197号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第199号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第197号から議案第199号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第3、議案第200号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第200号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、先ほど条例改正でご説明いたしました、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に伴います人件費の調整のほか、災害公営住宅整備事業及び宇和町小学校校舎外部改修工事において、それぞれ経費を増額するものであります。

まず、人事院勧告に伴う人件費の調整でございますが、職員給与及び期末・勤勉手当の支給割合の引き上げに係る経費、並びに時間外勤務手当のほか、諸手当等の調整により、総額2497万7000円を増額するものであります。

次に、災害公営住宅整備事業の補正でございますが、頻発する災害復旧事業を要因として、労務単価が上昇したほか、入居希望者へのヒアリング結果により、床面積等の拡張を行うため1億7318万1000円を増額するものであります。

最後に、宇和町小学校校舎外部改修工事につきましては、11月8日に工事請負契約を締結し、屋

根と外壁部分の改修を行っていましたが、バルコニーと非常階段について、当初の見込み以上に防水面の劣化が進んでいることが判明したことにより、施設の長寿命化を図るため、1400万円を増額補正するものであります。

これらの事業の主な財源につきましては、国庫補助金を減額し、地方債を増額するほか、財政調整基金等を繰り入れ、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1215万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を344億637万6000円と定めるものであります。

また、地方債の補正といたしまして、災害公営住宅整備事業債、過疎対策事業債の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第200号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第200号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第200号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第4、議案第201号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」及び、議案第202号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第201号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告等及び実績に伴う職員給与費の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ167万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億3265万4000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第202号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告等及び実績に伴う職員給与費の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ55万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6786万5000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第201号及び議案第202号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第201号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」及び、議案第202号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」の2件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第201号及び議案第202号の2件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第5「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

令和元年第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

報道にありましたように、このたび公務外とはいえ、親睦会費の横領という職員の不祥事が発生いたしました。昨年3月に準公金の横領事件が発生し、全庁を挙げて再発防止に取り組んでいる中、また、7月豪雨災害からの復旧・復興に向け職員一丸となって取り組んでいる中での不祥事であり、市民の皆さんの信頼を著しく損ねるもので、まことに遺憾であり深くおわび申し上げます。改めまして再発防止の徹底とともに、公務内外を問わず、職員としての服務規律の徹底を図り、市民皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

さて、師走も後半に入り、街の中では、夕暮れからクリスマスイルミネーションが点灯し、幻想的な雰囲気を醸し出しております。ことしも残すところあと10日余りとなり、日増しに慌ただしさを感じるきょうこのごろであります。

去る11月29日から22日間の会期で開催されました第4回の定例会は、本日全ての日程が終了の運びとなりました。会期中、議員各位におかれましては、本議会並びに各常任委員会を通じまして、慎重なご審議を賜り、条例の制定、改廃、並びに補正予算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決いただきました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、先日発表されましたことしの世相をあらわす漢字は「令」でございました。元号が平成から令和へと変わるとともに、豪雨災害や自然災害により、国内各地で甚大な災害被害が発生し、警報や避難指示の発令が多かったことなどから、令に決定したということでありました。来る年は災害のない平和で穏やかな年であってほしいと願うところでございます。

さて、先日大変うれしいニュースが飛び込んでまいりました。米のおいしさを競う日本最大の大会、米・食味分析鑑定コンクールにおきまして、宇和町の若手米農家4人組、田力本願の梶原雅嗣

さんが出品されたひめの凧が、全国5,137点の応募の中から、国際総合部門の最高賞にあたる金賞に輝きました。愛媛県からの受賞は史上初の快挙となり、県内随一の米どころ西予市宇和町で、世界一おいしいお米ができることを、このまちの若手農家の方に証明いただき、大変うれしく思っております。先日、ひめの凧を試食させていただきましたが、非常に香りがよく、粒がしっかりしており、もちもちとしたおいしいお米でありました。今後、西予市産のお米は、全国的に注目度が高まることと思っておりますので、この機会を生かし、農業の振興につなげてまいりたいと考えております。

ことしの新語・流行語大賞は、ラグビーワールドカップにおいて快進撃を続けた日本代表のスローガン「ONE TEAM」が選ばれました。ONE TEAMとは、複数の国籍出身者から成る日本代表を率いたジェイミー・ジョセフヘッドコーチが、異なる文化や背景を持つ選手たちの心を一つに目標を共有させるため掲げたテーマであります。本市におきましても、復興まちづくり計画に基づく復旧・復興にスピード感を持って取り組むとともに、地域づくり活動の核となる小規模多機能自治活動を推進するため、市民と行政の協働によるONE TEAMで取り組みたいと考えているところであります。引き続きまして、ご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、これからの季節、寒さが一段と厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、ご自愛をいただきまして、来る令和2年が希望に満ちあふれる幸多き年になりますようご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

1年間、まことにありがとうございました。

○議長

これをもって令和元年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 副議長

同 議員

同 議員

付 録

令和元年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期11月29日（金）～12月20日（金）

（会期22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
11月29日	金	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午前9時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 即決議案採決
11月30日	土	休 会	
12月1日	日	休 会	
12月2日	月	休 会	
12月3日	火	休 会	
12月4日	水	休 会	
12月5日	木	本 会 議	・ 一般質問
12月6日	金	本 会 議	・ 一般質問
12月7日	土	休 会	
12月8日	日	休 会	
12月9日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑・委員会付託
12月10日	火	休 会	
12月11日	水	常任委員会	
12月12日	木	常任委員会	
12月13日	金	特別委員会 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理施設調査検討特別委員会 ・ 議会運営委員会
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	休 会	
12月17日	火	休 会	
12月18日	水	休 会	・ 討論通告〆切
12月19日	木	休 会	
12月20日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員会 ・ 全員協議会（午前9時30分開会） ・ 委員長報告 ・ 修正議案提案理由説明 ・ 質疑・討論・採決 ・ 即決議案採決

令和元年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 157号	西予市行政財産使用料徴収条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 158号	西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 159号	西予市環境基本条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 160号	西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 161号	西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 162号	西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 163号	簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 164号	西予市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 165号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 166号	西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 167号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 168号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 169号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 170号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 171号	西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 172号	西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 173号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 174号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 175号	西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 176号	西予市宇和遊の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について	01.12.20	原案可決
議案第 177号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	01.12.20	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 178号	西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 179号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 180号	西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 181号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)	01. 12. 20	原案可決
議案第 182号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	01. 12. 20	原案可決
議案第 183号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	01. 12. 20	原案可決
議案第 184号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	01. 12. 20	原案可決
議案第 185号	令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	01. 12. 20	原案可決
議案第 186号	野村保育所新築工事請負契約について	01. 11. 29	原案可決
議案第 187号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 12. 20	原案可決
	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてに対する修正案	01. 12. 20	否 決
議案第 188号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 189号	西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 190号	西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 191号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 192号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 193号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 194号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 195号	乙亥会館災害復旧建築工事変更請負契約について	01. 12. 20	原案可決
議案第 196号	乙亥会館災害復旧機械設備工事変更請負契約について	01. 12. 20	原案可決
議案第 197号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 198号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 199号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 12. 20	原案可決
議案第 200号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第6号)	01. 12. 20	原案可決
議案第 201号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	01. 12. 20	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 202号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	01.12.20	原案可決
承認第 6号	専決処分第6号の承認を求めることについて	01.11.29	原案承認
報告第 20号	専決処分事項の報告について	01.11.29	報告
請願第 2号	野村町に温浴施設の存続を求める請願書		継続審査
	委員会の閉会中の継続審査の件	01.12.20	原案可決
	議員派遣の件について	01.12.20	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
9月5日	全 議 員	令和元年第3回定例会 代表質問・一般質問
	全 議 員	行政報告会
	関 係 議 員	指定管理施設調査検討特別委員会
9月6日	全 議 員	令和元年第3回定例会 一般質問
	関 係 議 員	西予市決算審査特別委員会分科会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
9月7日	議 長	「愛媛西予SEA TO SUMMIT 2019」環境シンポジウムin四国西予ジオパーク
9月11日	議 長	西予市森林組合通常総代会
9月12日	関 係 議 員	厚生常任委員会・産業建設常任委員会
9月13日	関 係 議 員	総務常任委員会
9月14日	議長・関係議員	松葉寮敬老会
9月17日	関 係 議 員	指定管理施設調査検討特別委員会
9月18日	関 係 議 員	西予市明浜支所落成記念式典
	関 係 議 員	指定管理施設調査検討特別委員会
9月19日	関 係 議 員	指定管理施設調査検討特別委員会
9月20日	議 長	議員全員協議会
	関 係 議 員	令和元年第3回定例会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
9月22日	議長・関係議員	オールドスターズ夢の球宴
9月24日	議 長	東京2020オリンピック聖火リレー西予市聖火ランナー選考会
	関 係 議 員	決算審査特別委員会 厚生分科会
9月25日	関 係 議 員	決算審査特別委員会 産業建設分科会
9月27日	関 係 議 員	決算審査特別委員会 総務分科会
10月1日	議 長	令和元年度愛媛県市長会秋季会議
10月2日	議 長	第46回宇和老人クラブ運動会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月3日	関 係 議 員	決算審査特別委員会
10月4日	議 長	広島県世羅町議会視察受入
	議 長	森と湖に親しむ旬間クロッケー大会
10月7日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月8日	正 副 議 長	愛媛県市議会議長会秋期定期総会
	議 長	愛媛県市議会観光振興議員連盟役員会
10月10日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和元年度第3回定例会 閉会
10月14日	正 副 議 長	愛媛大学協働センター開所式

月 日	出席者	行事名
10月17日	議長・産建委員長	牒川流域総合整備推進協議会臨時会
10月18日	議長	千葉県野田市議会総務委員会 行政視察受入
10月19日	議長	愛媛県総合防災訓練
	全議員	土居家観月会
10月20日	議長	サイクリングin四国西予ジオパーク
10月21日	議長	北海道深川市議会 行政視察受入
10月23日	全議員	議員全員協議会協議会
	関係議員	市民と議会との意見交換会 班会議
10月25日	全議員	議員全員協議会協議会
10月27日	議長	第38回国際交流の夕べ
10月28日	議長	せいよ婦人大会
10月29日	議長	静岡県浜松市議会 行政視察受入
	議長	森林環境税感謝の集い
10月30日	正副議長	全国市議会議長会研究フォーラムin高知（～31日）
10月31日	議長	全国過疎問題シンポジウム2019in青森（～11月1日）
11月8日	議長	愛媛県明るい選挙推進協議会連合会総会
	全議員	行政報告会
	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（二木生地区）
11月11日	議長・関係議員	議会運営委員会行政視察（～12日）
	関係議員	議会だより編集委員会行政視察（～12日）
	議長	秋田県能代市議会 行政視察受入
11月13日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（横林地区）
11月14日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（蔵貫地区）
11月15日	議長	全国過疎地域自立促進連盟第50回定期総会
11月17日	議長	西予市PTA大会
11月18日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（俵津地区）
	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（魚成地区）
11月19日	関係議員	指定管理施設調査検討特別委員会行政視察（～20日）
11月21日	関係議員	議会運営委員会
	関係議員	市民と議会との意見交換会（宇和町地区）
11月23日	議長・関係議員	西予市社会福祉大会
11月24日	議長・関係議員	令和元年度西予市地震・津波防災訓練
11月26日	関係議員	議会運営委員会
	議長・関係議員	第168回乙亥大相撲
11月27日	正副議長	モンゴルドンドゴビ県表敬訪問
11月29日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和元年第4回定例会 開会

令和元年12月13日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

議会運営委員会

委員長 藤 井 朝 廣

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第187号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和元年12月11日

西予市議会議長

菊池 純一様

総務常任委員会

委員長 佐藤 恒夫

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第157号	西予市行政財産使用料徴収条例制定について	原案可決
議案第158号	西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について	原案可決
議案第164号	西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第168号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第169号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第175号	西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第181号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決

令和元年12月12日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

厚生常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第159号	西予市環境基本条例制定について	原案可決
議案第165号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第166号	西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第167号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第172号	西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第173号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第174号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第176号	西予市宇和游の里健康センター基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第181号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第182号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第185号	令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第188号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	原案可決

令和元年12月11日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

産業建設常任委員会

委員長 宇 都 宮 久 見 子

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第160号	西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について	原案可決
議案第161号	西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について	原案可決
議案第162号	西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について	原案可決
議案第163号	簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原案可決
議案第170号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第171号	西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第181号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第183号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第184号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第189号	西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第190号	西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について	原案可決

令和元年12月13日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

指定管理施設調査検討特別委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第177号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第178号	西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第179号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第180号	西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第181号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第191号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第192号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について	原案可決
議案第193号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	原案可決
議案第194号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について	原案可決